



資産マネジメント第3期実施方針 案

令和4(2022)年2月
川崎市

目 次

第1章 資産マネジメント第3期実施方針の位置づけ等	1
1 背景	1
(1) これまでの取組	1
(2) 第3期実施方針策定の趣旨	2
2 位置づけ	3
(1) 国の計画との関係	3
(2) 本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等	4
3 対象施設	5
4 第3期実施方針の取組期間	5
第2章 本市公共施設を取り巻く現状と課題	6
1 本市の現状及び課題	6
(1) 人口	6
(2) 財政環境	9
(3) 都市構造	10
(4) 本市を取り巻く環境の変化	12
2 公共施設の現状及び課題	13
(1) 公共建築物	13
(2) インフラ施設	19
(3) 公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込	29
(4) アンケート調査結果に基づく課題認識	31
第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容	33
1 第3期取組期間における取組全体の基本的な考え方	33
(1) 長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進	33
(2) 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	34
(3) 「機能重視」の考え方に基づく取組	35
(4) 全庁的な資産マネジメントの取組推進	36
2 各戦略の内容	37
(1) 資産保有の最適化	37
(2) 施設の長寿命化	51
(3) 財産の有効活用	59
3 3つの戦略の関係性	64
第4章 施設分類ごとの方向性	66
1 公共建築物	66
(1) 庁舎施設	66
(2) 消防施設	67
(3) 学校施設	67

(4) 市民活動・社会教育施設	68
(5) 福祉施設	70
(6) 環境衛生施設	71
(7) 市営住宅施設	73
(8) 商業・産業施設	74
(9) 駅周辺施設	74
(10) 防災施設	75
(11) 上下水道施設	76
(12) 交通施設	77
(13) 病院施設	77
2 インフラ施設	79
(1) 道路施設	79
(2) 橋りょう施設	79
(3) 自転車対策施設	80
(4) 河川施設	81
(5) 公園施設	81
(6) 港湾施設	82
(7) 上下水道施設	83
第5章 第3期実施方針の推進体制等	85
1 推進体制	85
(1) 庁内における推進体制	85
(2) 附属機関(川崎市公共施設マネジメント推進委員会)による調査・審議	86
2 市民への理解促進の取組	87
資料編	88
1 公共建築物等の内訳	88
2 インフラ施設の内訳	114
3 中長期的な経費見込の試算根拠	121
4 収支フレーム(案)	123
5 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	124
6 かわさき市民アンケートによる調査	126

第1章 資産マネジメント第3期実施方針の位置づけ等

1 背景

(1) これまでの取組

本市では、学校施設や市営住宅、庁舎などの公共建築物、道路・橋りょうなどのインフラ施設（以下「公共施設」といいます。）を保有しており、公共施設の最適な維持管理や活用等を行うため、平成23(2011)年2月には「川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン（第1期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントプラン」といいます。）を、また、平成26(2014)年3月には、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントカルテ」といいます。）を策定し、3つの戦略による資産マネジメントの取組を進めてきたところです。

かわさき資産マネジメントカルテでは、第2期取組期間（平成26(2014)年度から令和3(2021)年度）を「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間とし、公共施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進める観点から、特に施設の長寿命化に力点を置いた取組を推進してきました。

一方、資産マネジメント第3期実施方針（以下「第3期実施方針」といいます。）策定に向け、平成31(2019)年2月に「『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」（以下「第3期実施方針の考え方」といいます。）を公表しました。

「第3期実施方針の考え方」に基づき、「市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化の検討」「『機能重視』の考え方への転換に伴う施設配置の考え方の再検討」等を行い、具体的には以下のような取組を進めてきました。

○「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」策定（平成31(2019)年3月）

いこいの家の今後の方向性として、老朽化対応時の多目的化・複合化の検討、いこいの家機能の他の公共施設や民間施設の活用などによる展開など、「機能重視」の考え方へと転換し施策の調整を進めていくとともに、従来の施設配置の考え方についても再検討を実施することとしたもの

○「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定（令和3(2021)年1月）

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備後の施設について、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、大規模改修や予防保全等による施設・設備の改修を計画的に実施することにより、今後60年程度の施設利用を目指すこととしたもの

○「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」策定（令和3(2021)年5月）

支所庁舎の建替えにあたり、第3期実施方針の考え方を踏まえ、市民の利便性の向上や利用者相互の新たな交流の促進、同様の機能を共用することによる整備や維持管理に掛かるコストの縮減、土地

や建物の有効活用などの観点から、周辺公共施設との複合化を行うこととしたもの

第3期実施方針の考え方では、第3期実施方針策定の予定を令和2(2020)年度としていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いその影響を踏まえた方針策定が必要であることから、第3期実施方針の策定・公表時期を令和3(2021)年度に変更することとしました。

この間、公共施設に関する利用状況やコスト情報など、本市公共施設の状況を市民の皆様幅広く知っていただくための情報を明らかにするとともに、その利用状況やコスト情報などを分析することにより、施設分類別の現状と課題を把握し、第3期実施方針の検討を進めるための資料とすることなどを目的とし、令和3(2021)年2月に「川崎市公共施設白書」(以下「白書」といいます。))を作成しました。

加えて、第3期実施方針の考え方に基づく取組や、第2期取組期間における取組の検証等を踏まえ、次の第3期取組期間(令和4(2022)年度から令和13(2031)年度)において取り組むべき資産マネジメントの方向性を、令和3(2021)年8月に、「資産マネジメント第3期実施方針の方向性」(以下「第3期実施方針の方向性」といいます。))として取りまとめました。

(2) 第3期実施方針策定の趣旨

第3期実施方針の方向性では、第2期取組期間の検証結果として、「施設の長寿命化により修繕・更新費合計額の年平均額が過年度の年平均額を下回っていること、財産の有効活用について推進が図られたことを踏まえると、資産保有の最適化について、重点的に取組を行っていく」ことが必要と示しました。

こうした第2期取組期間の検証や、第2章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」を総合的に踏まえると、中長期的な視点からの3つの戦略に基づく資産マネジメントの取組や、資産保有の最適化への重点的な取組が必要といえます。

これらの取組推進を目的とし、第3期実施方針を策定いたします。

2 位置づけ

(1) 国の計画との関係

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25(2013)年11月関係省庁連絡会議決定）を策定し、地方自治体に対し、施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（行動計画）を策定するとともに、当該計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画の策定を求めています。

さらに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26(2014)年4月 総務省通知）により、各地方自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を求めています。

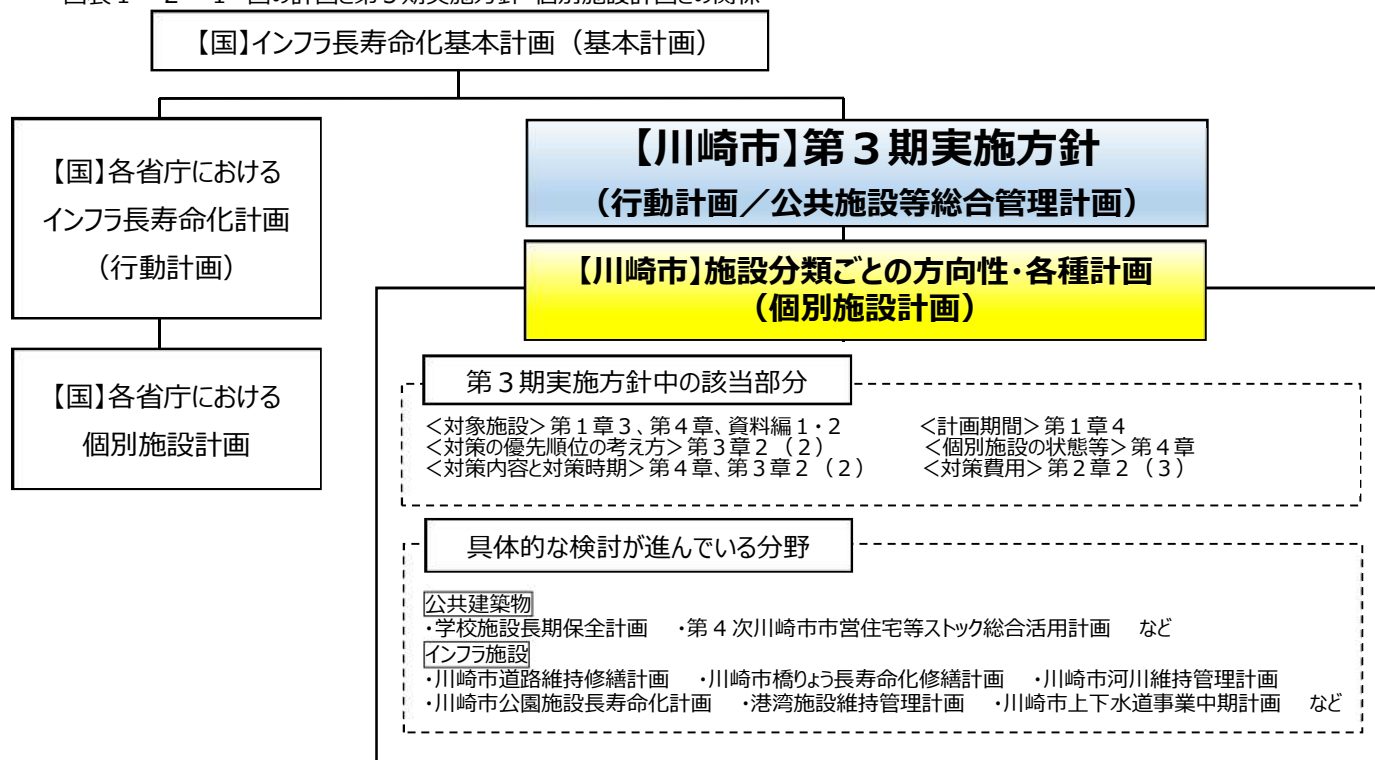
本市においては、国からの要請を踏まえ、かわさき資産マネジメントカルテを公共施設等総合管理計画に位置づけるとともに、個別施設計画の整備に向けた取組を進めてきました。

第3期取組期間においては、第3期実施方針を公共施設等総合管理計画として位置づけます。

また、第3期実施方針「第4章 施設分類ごとの方向性」においては公共建築物及びインフラ施設における分類ごとの概要、現状と課題、今後の方向性等について示しており、当該第4章を中心として、第3期実施方針中の該当部分（国から、個別施設計画に記載することが要請されている「対象施設」「計画期間」等について記載されている部分）につき、本市における個別施設計画に位置づけます。

なお、本市における個別施設計画としては、次図に示すものが挙げられます。

図表1-2-1 国の計画と第3期実施方針・個別施設計画との関係

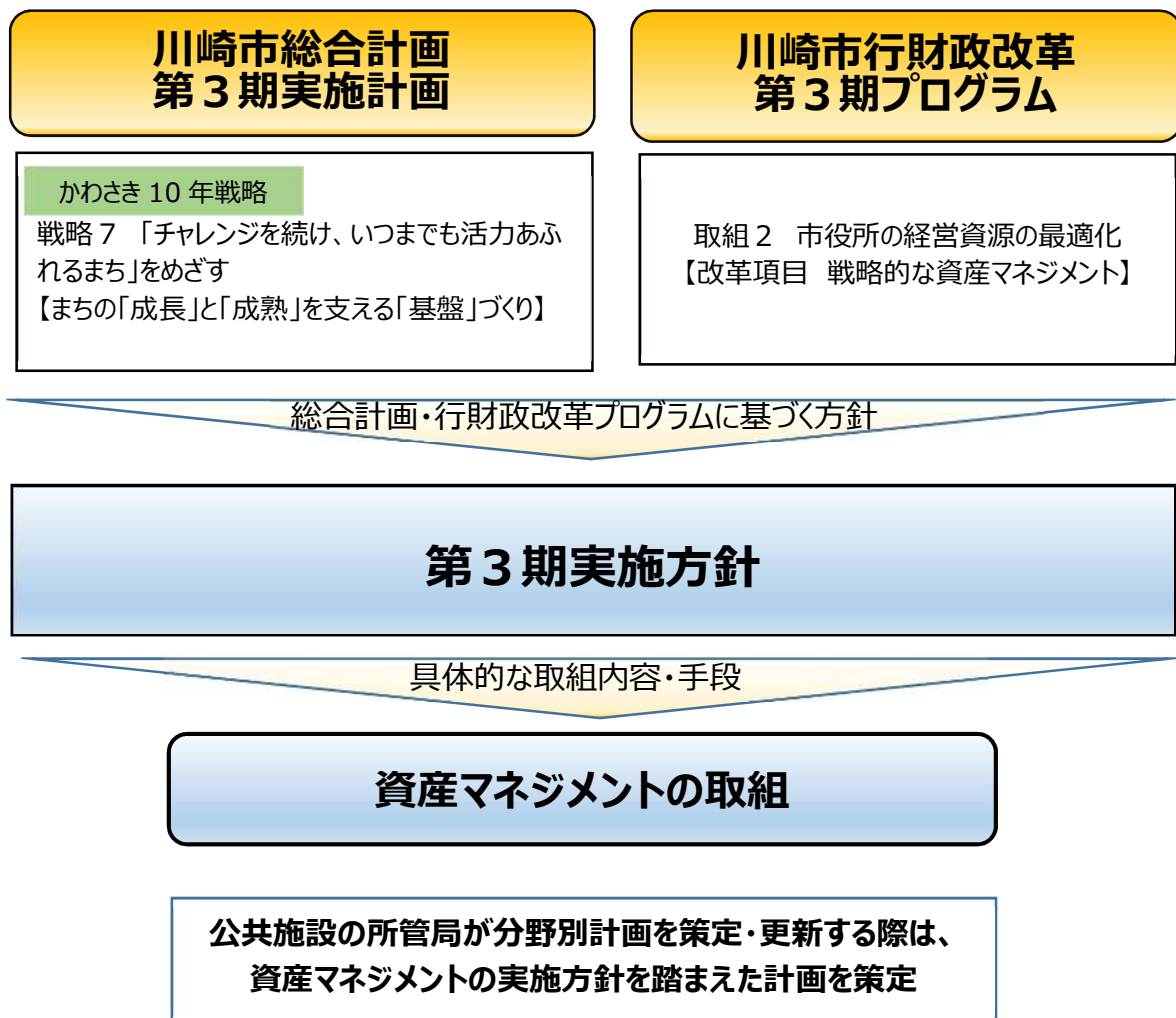


(2) 本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等

本市の資産マネジメントの取組については、「川崎市総合計画第3期実施計画 案」（令和4（2022）年2月策定）の「かわさき10年戦略」において、まちの「成長」と「成熟」を支える「基盤」づくりの主な取組として、「戦略7『チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち』をめざす」に位置づけられているとともに、「川崎市行財政改革第3期プログラム 案」（令和4（2022）年2月策定）において、「取組2 市役所の経営資源の最適化」の改革項目「戦略的な資産マネジメント」として位置づけられています。

一方、資産マネジメントの取組に関する具体的な内容・取組を推進する上での手段については、第3期実施方針にて位置づけるとともに、第3期取組期間において公共施設の所管局が分野別計画を策定・更新する際は、第3期実施方針を踏まえ実施することとなります。

図表1-2-2 本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等



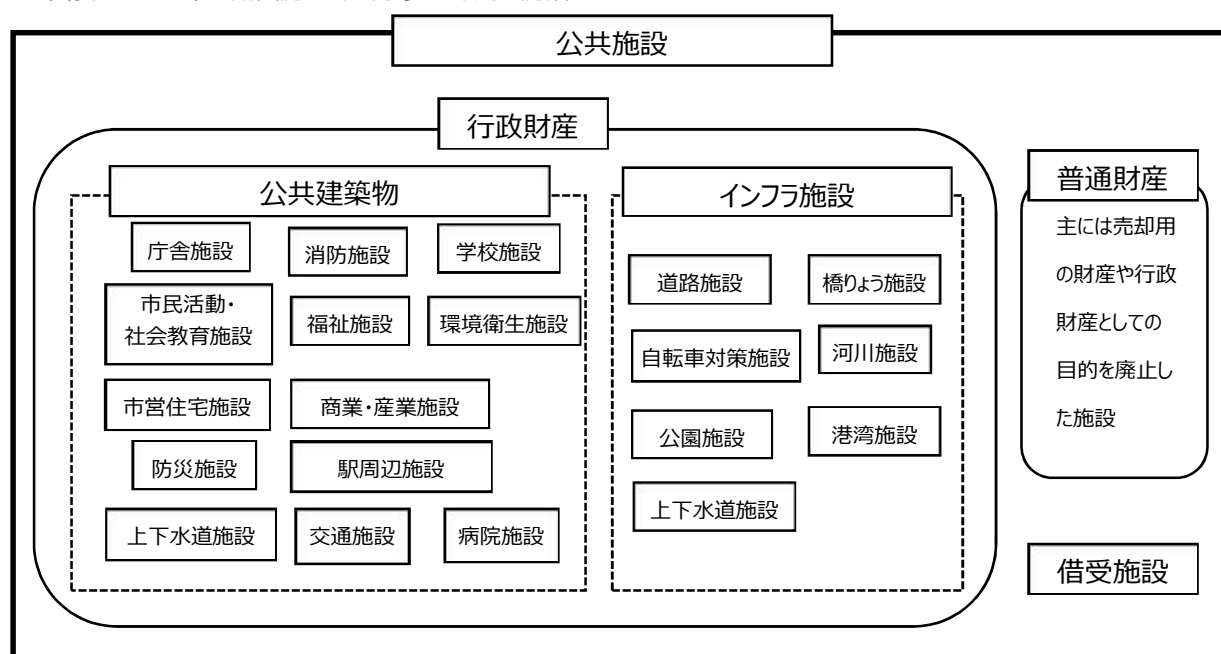
3 対象施設

白書における「公共施設」を対象とします。

なお、白書においては、以下のとおり本市の保有する財産等について整理しており、第3期実施方針においても、当該整理を踏まえたものとします。

- 本市の保有する財産（物品、債券、基金を除く。）は、地方自治法に基づき「公有財産」に分類され、「公有財産」は「行政財産」と「普通財産」に分類
- 「公有財産」（企業会計で管理する施設も含む。）及び本市で民間企業などから借り受けている「借受施設」を「公共施設」として整理
- 「行政財産」について、庁舎施設・消防施設・学校施設などの「公共建築物」と、道路・橋りょう・公園などの「インフラ施設」に分類
- 施設の用途別に、公共建築物について大分類（13分類）、中分類（53分類）に分類し、インフラ施設について「道路施設」「橋りょう施設」等に分類

図表 1－3 第3期実施方針の対象とする公共施設



※上記公共建築物・インフラ施設における施設名は、白書における名称を使用

4 第3期実施方針の取組期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

ただし、今後の社会経済情勢や第3期取組期間における資産マネジメントの取組状況等も踏まえ、取組期間の中間である5年を目途に、第3期実施方針の見直しについて検討します。

第2章 本市公共施設を取り巻く現状と課題

1 本市の現状及び課題

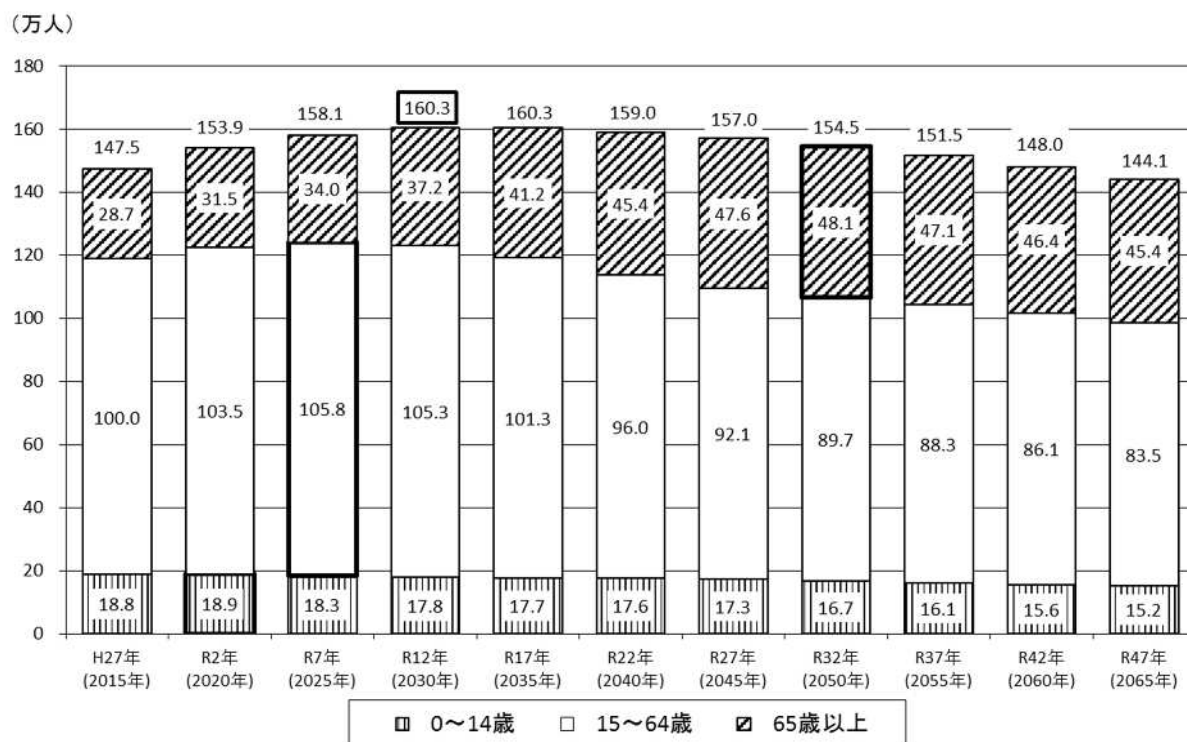
(1) 人口

本市の人口は、高度経済成長期における大幅な人口増加期や、その後の逡増期等を経て、平成27(2015)年には147.5万人に達し、令和3(2021)年4月1日現在、154.0万人の人口規模となり現在も増加を続けています。

しかしながら、令和3(2021)年4月に行った本市の「将来人口推計」によると、総人口は令和12(2030)年頃における約160.3万人をピークとして、その後は減少過程に移行することが想定されています。

また、年齢3区分別人口では、年少人口(15歳未満)は令和2(2020)年頃を境に減少過程に移行していると想定され、生産年齢人口(15～64歳)は令和7(2025)年頃まで増加を続け、約105.8万人をピークとしてその後は減少に転じること、老年人口(65歳以上)は今後も増加を続け、令和32(2050)年頃には約48.1万人となり総人口の概ね3分の1が高齢者となるが見込まれています。

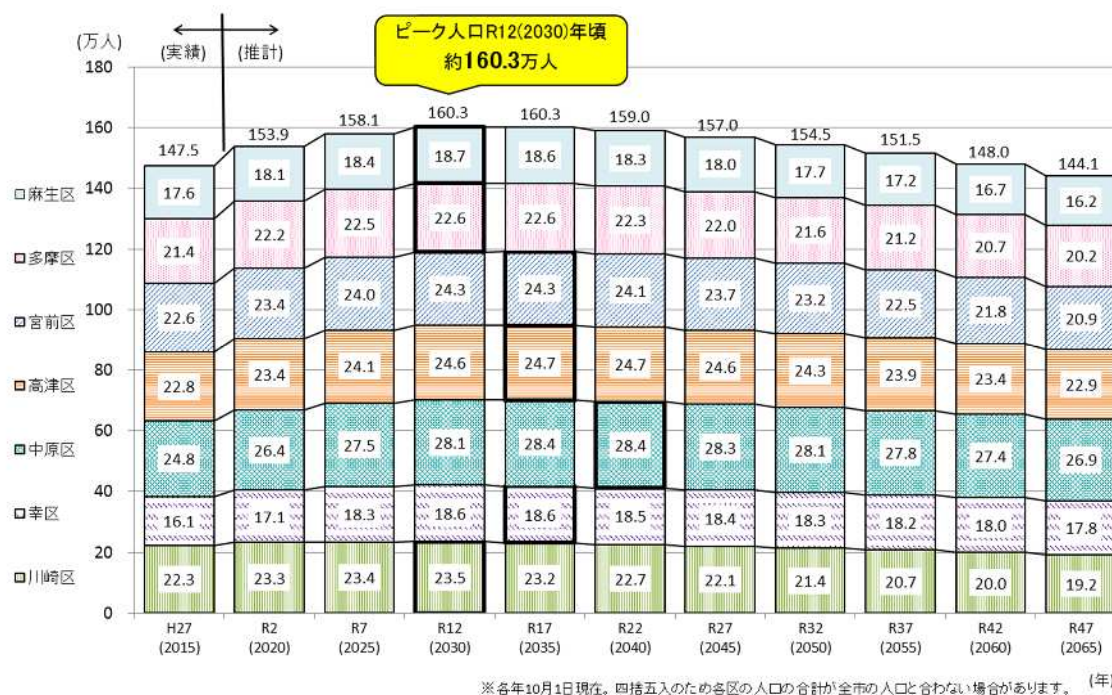
図表2-1-1 年齢3区分別将来人口の推計結果(令和3(2021)年)



第3期取組期間中に人口は増加する一方、少子高齢化が進展するとともに、生産年齢人口が令和7(2025)年頃から減少過程に移行する見込

なお、区別の人口動向では、最も人口の増加が著しい中原区ではピークが令和22(2040)年頃となる一方、川崎区、多摩区、麻生区では令和12(2030)年頃にピークを迎えることが想定されており、区によって異なる人口動向を示しています。

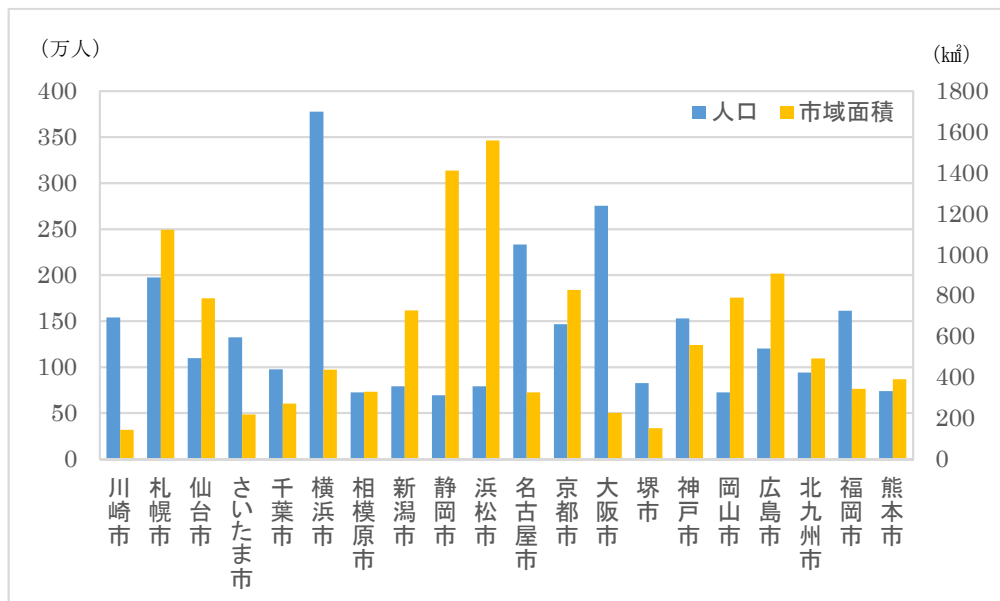
図表 2 - 1 - 2 区別将来人口推計結果（令和3(2021)年）



よって、各区の状況も踏まえ、令和12(2030)年まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要があります。

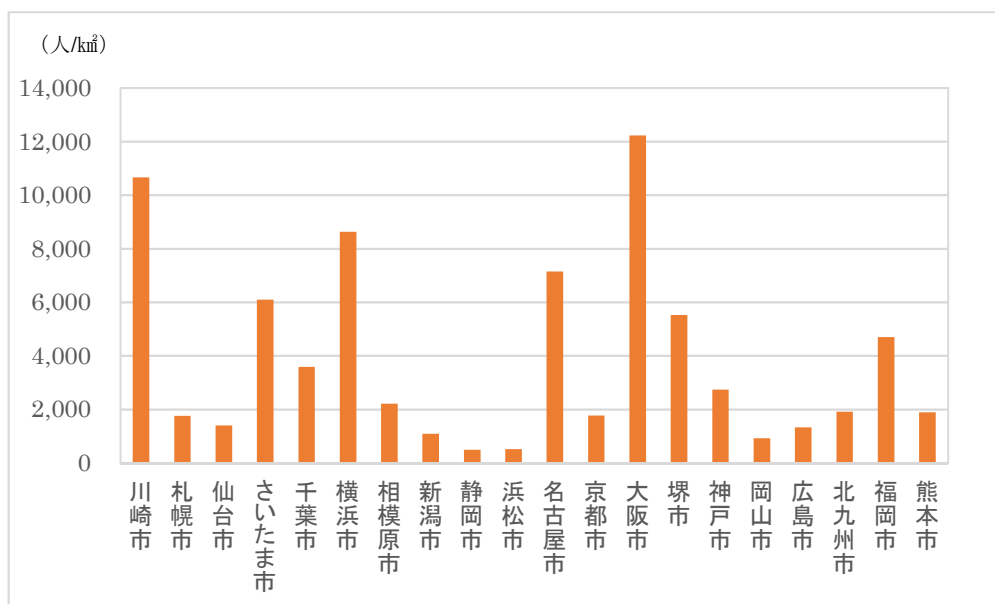
なお、他指定都市と比較すると、「人口」は、全20都市中第6位と中位を上回る水準となっていますが、「市域面積」は指定都市で最も狭く、「人口密度」は、大阪市に次いで2番目に高い水準となっています。

図表 2-1-3 人口・市域面積の指定都市間比較（令和3(2021)年）



出典：「令和2年国勢調査結果（人口速報集計）による大都市比較（川崎市）」

図表 2-1-4 人口密度の指定都市間比較



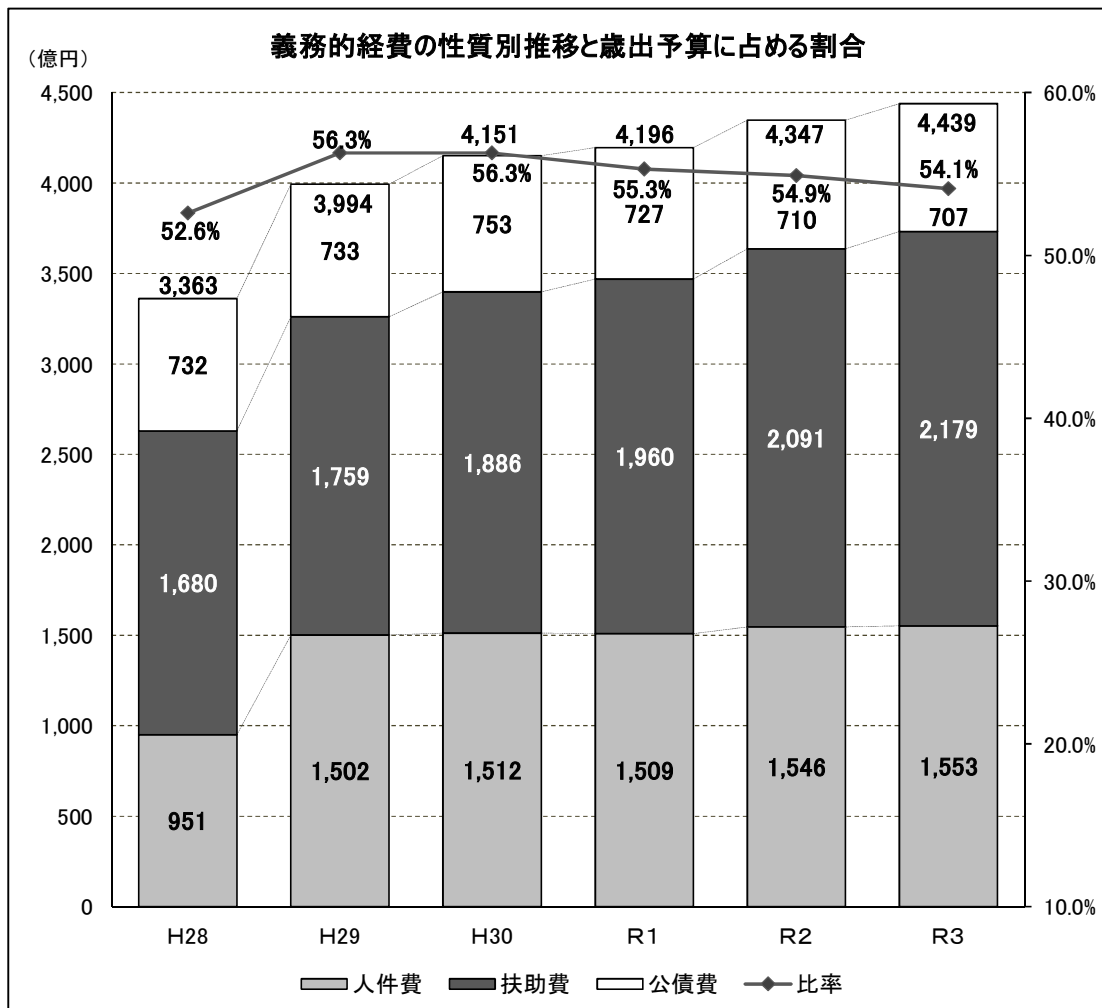
出典：「令和2年国勢調査結果（人口速報集計）による大都市比較（川崎市）」

(2) 財政環境

本市歳出に占める義務的経費（※）の割合は、平成29(2017)年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和3（2021）年度予算では54.1%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元(2019)年度決算で49.7%（川崎市は56.5%）となっており、本市は高い水準にあるといえます。

（※）支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。

図表 2 - 1 - 5 義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合



高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和2（2020）年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は527億円に達しています。

また、令和3（2021）年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落ち込みによる影響を受けることが見込まれます。

さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれており、令和4（2022）年度予算においては、減債基金から **作 成 中**。

図表 2－1－6 減債基金からの借入残高の推移



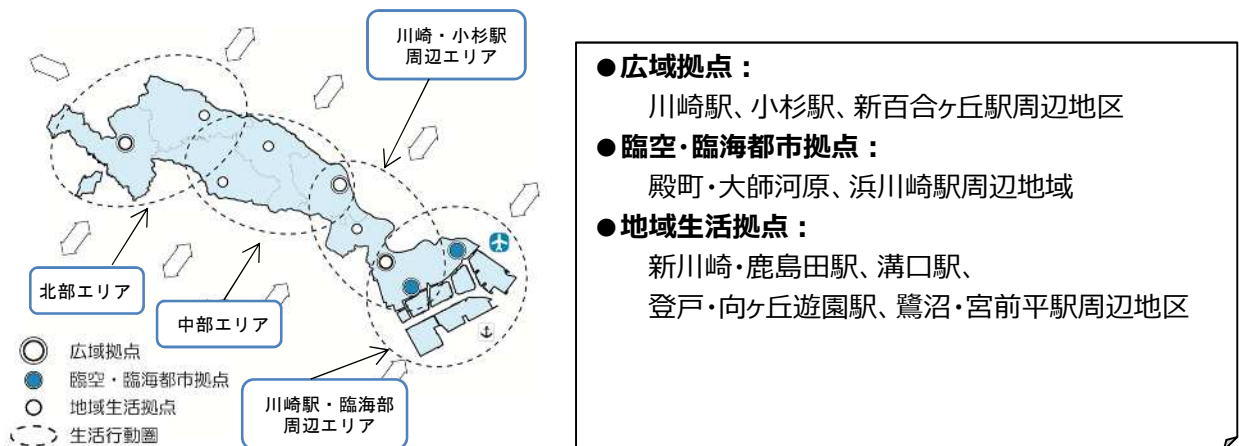
※H27は10億円を返済。H24～R2は決算、R3・R4は予算

（３）都市構造

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」を引き続き進めるなど、持続可能なまちづくりを推進しています。

また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。このような市民の行動地域を意識するとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応し、地域への愛着やつながりが持てるよう、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けられるまちづくり」を推進しています。

図表 2 - 1 - 7 都市構造イメージ図

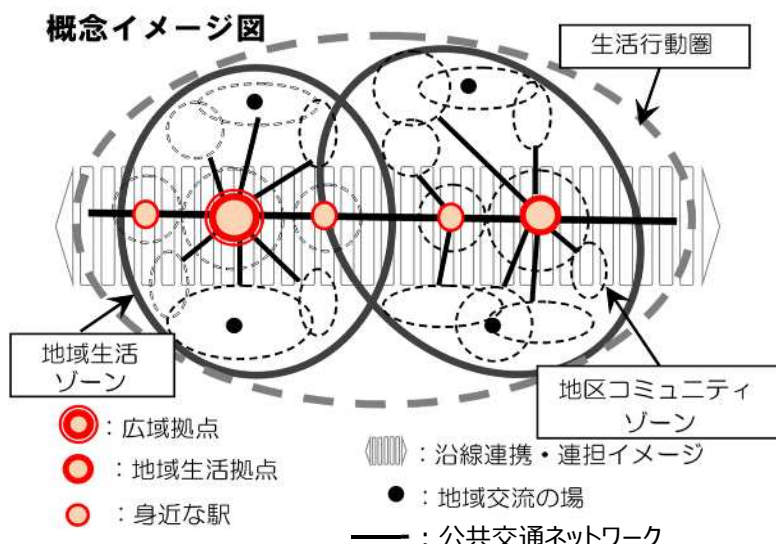


市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心としたおおむね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」(川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリア)によって構成されています。

川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。このことから、生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりが大切となっています。

そこで、まちの波及的發展を促しながら、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、「誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実」や「地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり」を推進する必要があります。

図表 2 - 1 - 8 生活行動圏の概念イメージ図



（４）本市を取り巻く環境の変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AIやビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用するSociety5.0の進展等の変化が生じています。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

イ 大規模自然災害の発生

近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化・頻発化する風水害への対策が急務となっており、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

ウ 脱炭素社会に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和32（2050）年のCO₂排出実質ゼロを目指す「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」を令和2（2020）年11月に策定したところであり、今後、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

エ 社会のデジタル化の進展

感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、急速に進化するデジタル化に順応し、国が進めるデジタル化の方針等を踏まえながら、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

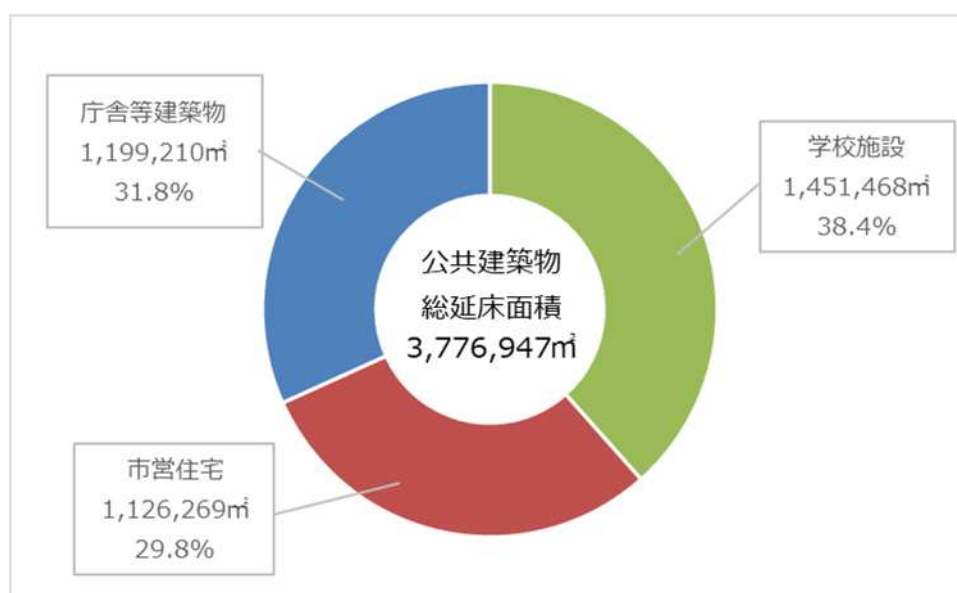
2 公共施設の現状及び課題

(1) 公共建築物

ア 総量

市が保有する公共建築物（借受及び企業会計分を除きます。）の延床面積は令和3(2021)年3月31日時点で約377.7万㎡となっています。そのうち、学校施設が約145.1万㎡（38.4%）、市営住宅施設が約112.6万㎡（29.8%）となっており、合計で全施設の7割弱を占める状況となっています。

図表2-2-1 学校施設、市営住宅、庁舎等建築物（学校施設、市営住宅以外の公共建築物）の延床面積の割合
（令和3(2021)年3月31日時点）

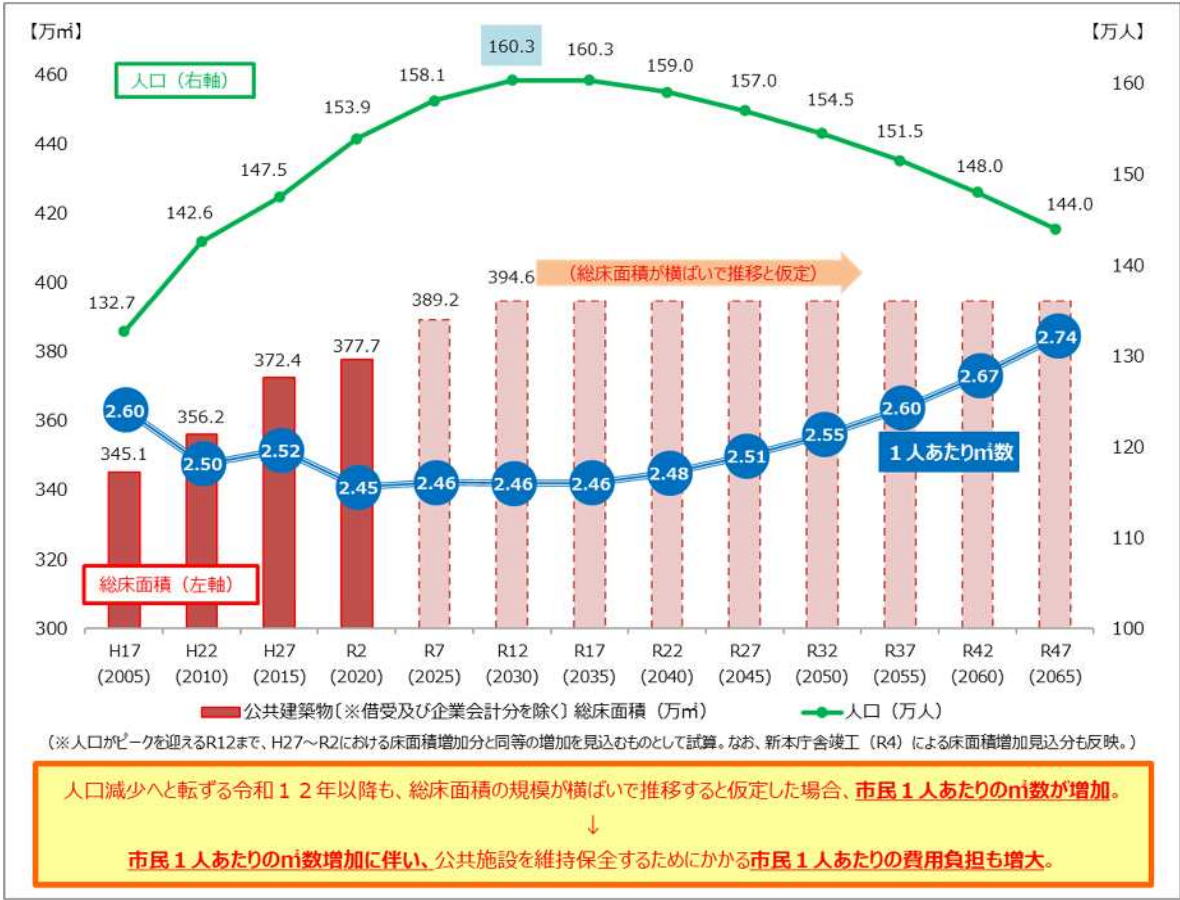


また、市が保有する公共建築物の延床面積は、人口増加等に伴う小・中学校の新設等により、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間で約21.5万㎡（約6.0%）増加しています。

これまで、人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに対応するため公共建築物を多数整備し保有総量を増やしてきましたが、市が保有する公共建築物は長期に渡り保有し続ける資産であり、容易に減らすことは困難であることから、仮に今後も人口増加に合わせて増やしていくと、人口減少へ転換した際に、公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなることとなります。

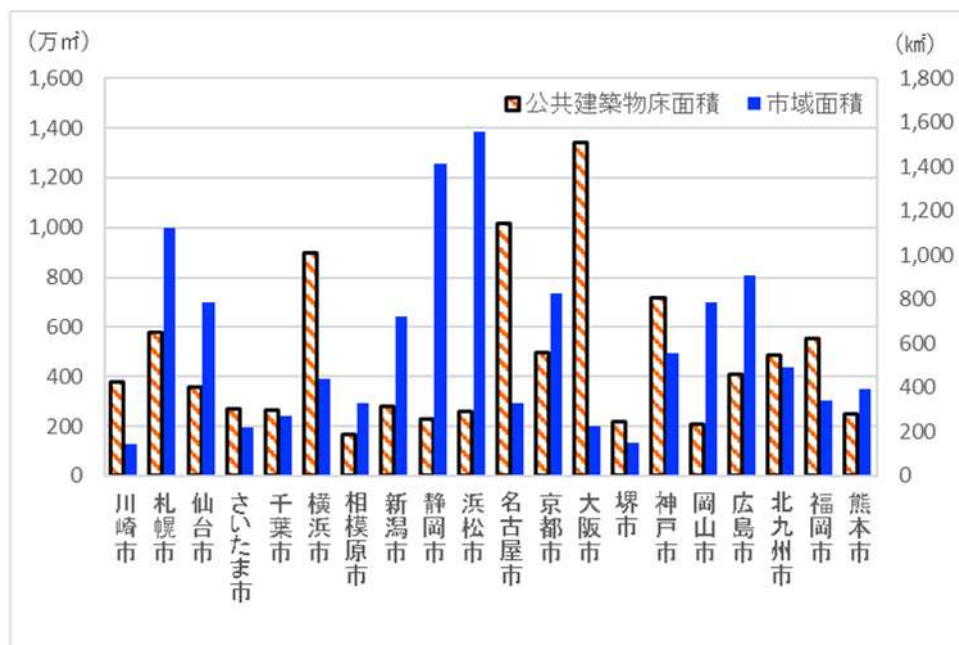
よって、将来世代の負担が重ならないよう、保有総量を適切に管理する必要があります。

図表 2－2－2 これまでの人口の推移・将来人口推計（令和 3（2021）年）と公共建築物の総床面積の推移

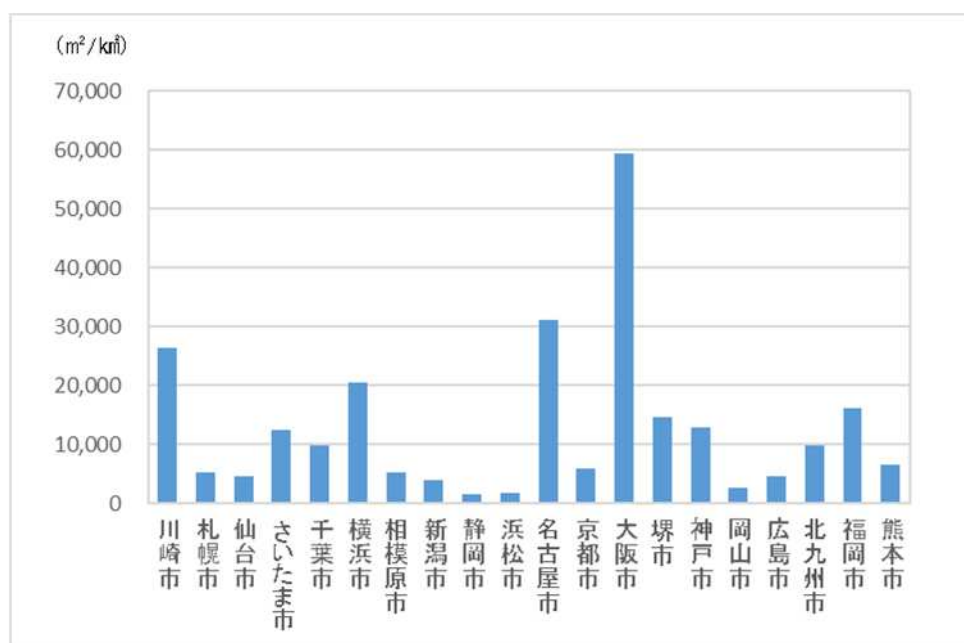


なお、政令指定都市間で比較すると、「公共建築物床面積」は第10位と、中位に位置していますが、「市域 1 km²当たり公共建築物床面積」は、大阪市、名古屋市に次いで 3 番目に高い水準となっており、「市民 1 人当たり公共建築物床面積」については、4 番目に低い水準となっています。

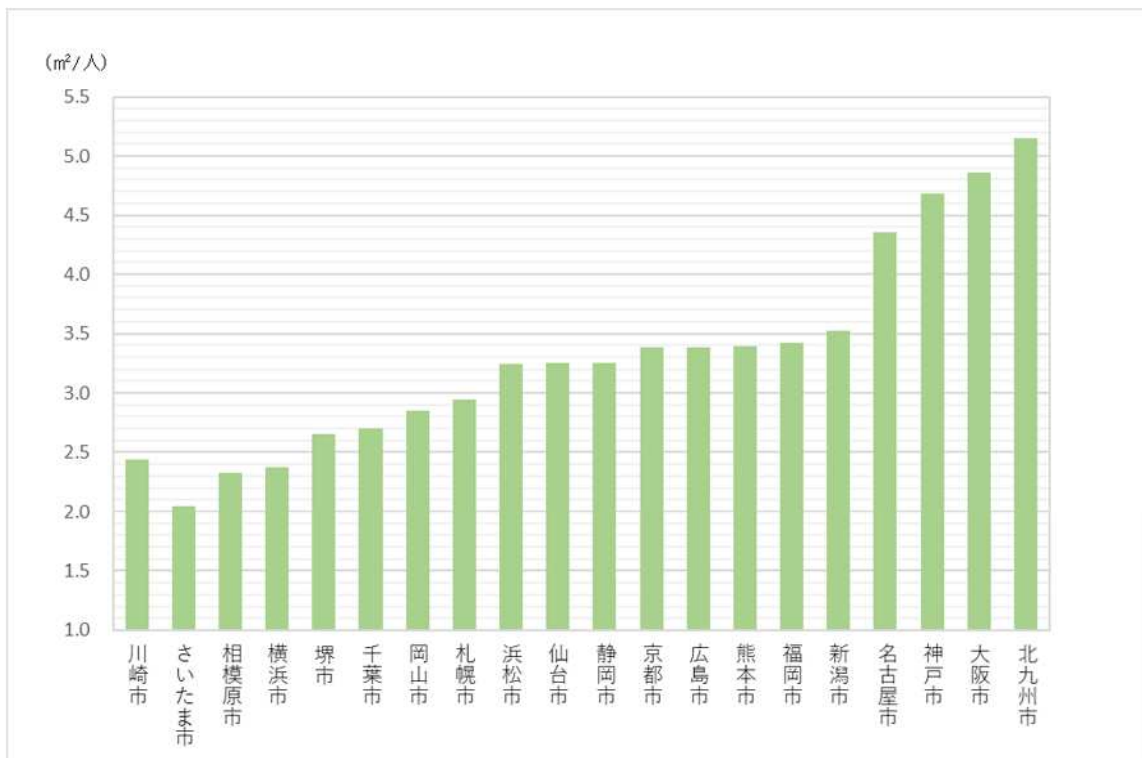
図表 2 - 2 - 3 公共建築物床面積・市域面積の指定都市間比較



図表 2 - 2 - 4 市域 1 km²当たり公共建築物床面積の指定都市間比較



図表 2 - 2 - 5 市民 1 人当たり公共建築物床面積の政令指定都市間比較



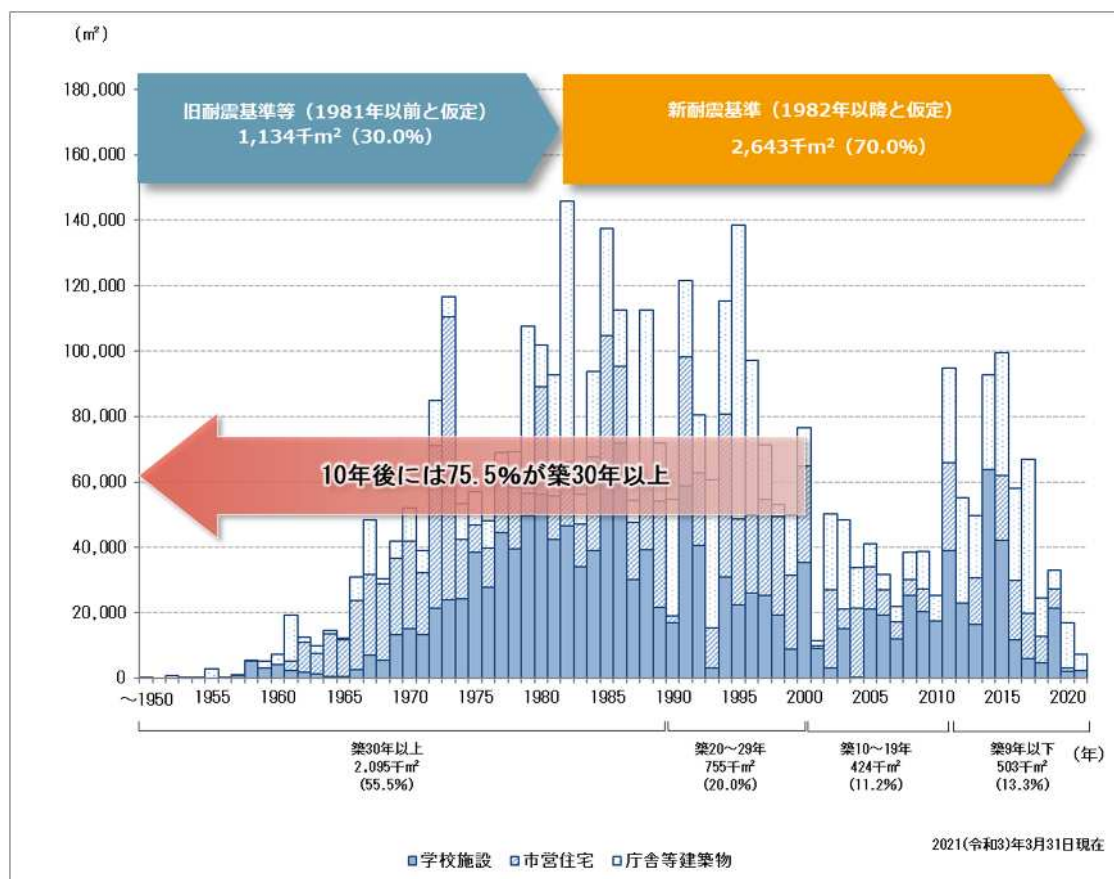
〔出典（図表 2 - 2 - 3 ～ 5）〕

公共建築物床面積：公共施設状況調経年比較表（総務省）※令和元年度決算

市域面積：令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省）

イ 建築年数

市が保有する公共建築物（借受及び企業会計分を除く）については、現時点で築30年以上のものが約5割を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には7割を超えることから、施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題が懸念されます。

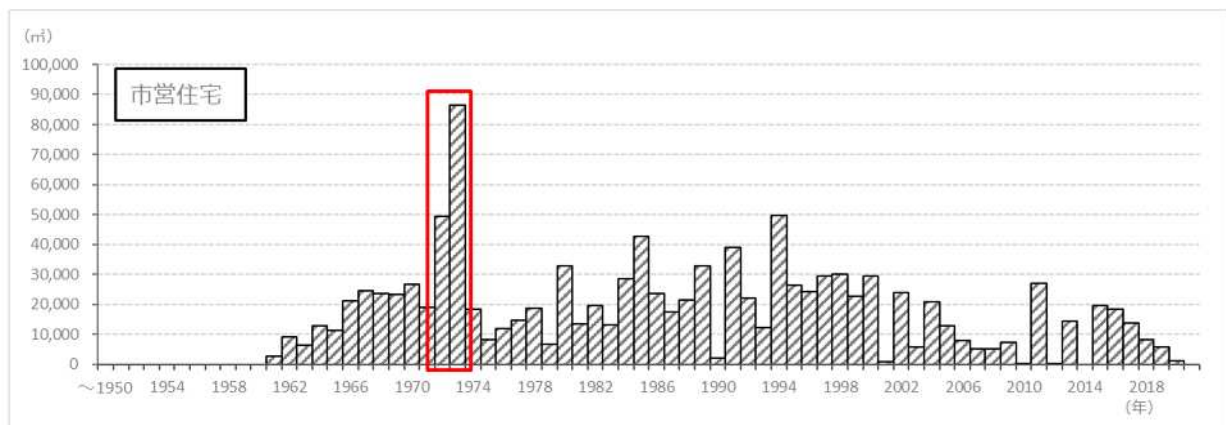
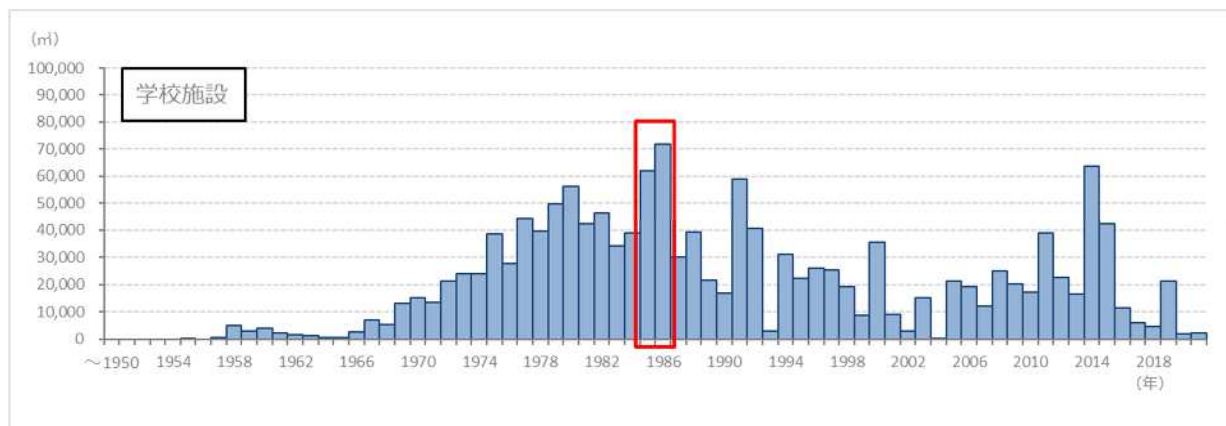
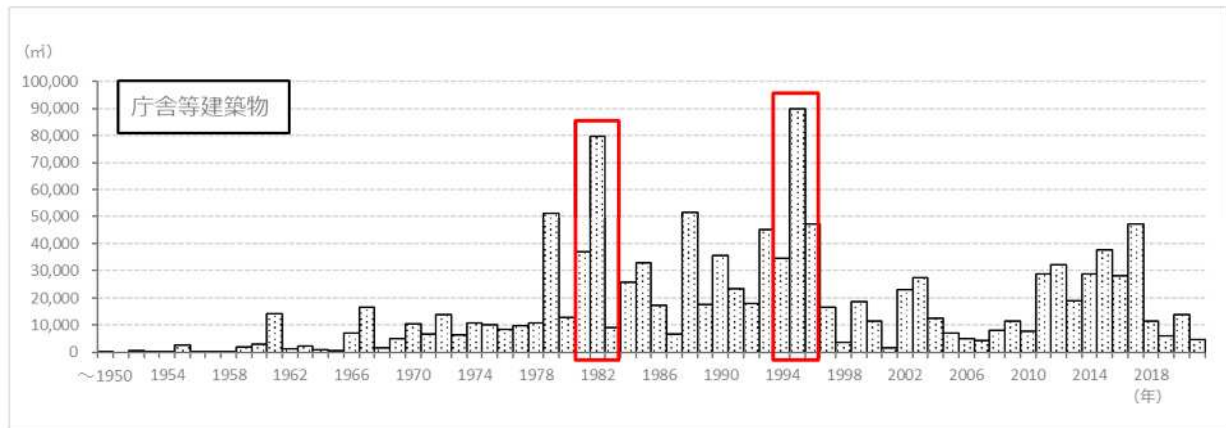


図表 2 - 2 - 6 本市公共建築物の建築年別床面積（令和3（2021）年3月末現在）

※一般会計、特別会計ベース（借受及び企業会計分を除く）

なお、庁舎等建築物については1980年代から1990年代、学校施設については1970年代中盤から1990年代、市営住宅については1970年代に多くの施設が建設されており、建築された年代については、それぞれ異なる傾向となっています。

図表 2 - 2 - 7 本市公共建築物の庁舎等建築物、学校施設、市営住宅の年代別建築面積一覧



※一般会計、特別会計ベース（借受及び企業会計分を除く）（令和 3（2021）年 3 月 31 日現在）

(2) インフラ施設

本市では、高度経済成長期の人口増加等に伴い、これまで道路、橋りょう、公園、上下水道など、都市基盤に必要なインフラ施設を整備してきました。近年では、国際競争力の強化に向け、成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、川崎区殿町三丁目の殿町地区（キングスカイフロント）と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区（羽田グローバルウイングズ）を結ぶ橋である多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）の開通が、令和4(2022)年3月に予定されています。

一方で、公共建築物と同様、インフラ施設についても施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題が懸念される状況です。

インフラ施設については市民生活や都市基盤等に必要な施設であることから、計画的な維持管理が必要となります。

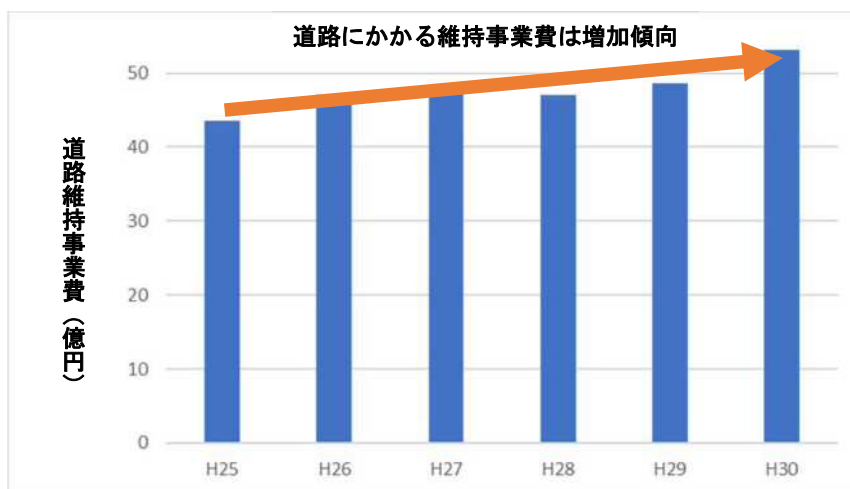
ア 道路施設

令和2(2020)年3月31日時点で、市が管理する道路は約2,477km、このうち約90%である約2,243kmが舗装されています。

道路施設の維持修繕については、平成25(2013)年度に「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、従来の対症療法型から予防保全型の維持管理への転換を基本とし、道路施設ごとの特性に応じた維持管理に取り組んできましたが、計画策定から5年が経過し、重要構造物等の定期点検が一巡したことから、各施設の点検結果の分析や5年間の維持修繕の取組などに基づき、令和元(2019)年度から施行した計画の見直しを行いました。

道路施設にかかる維持事業費は増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められます。

図表2-2-9 道路維持事業費の推移



(出典：「川崎市道路維持修繕計画(平成31(2019)年3月)

適切な道路施設の維持管理を行うために、施設の特性や規模、維持管理費用等を勘案し、施設ごとに予防保全型、機能保全型、対症療法型、定期更新型の管理手法を設定し、それぞれの管理手

法に基づき、適切な頻度で、定期点検を実施することとしています。

図表 2 - 2 - 10 道路施設の管理手法

管理手法	解説	イメージ図	目標とする健全度	施設の重要度
予防保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階</u> で計画的に対策を実施し、常に一定の健全度を保持する。		I	高
機能保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>早期に措置を講ずべき段階</u> で対策を実施する。		II 以上	
対症療法型	道路パトロールや陳情により施設状態を把握し、損傷程度が <u>緊急に措置を講ずべき段階</u> で必要な対策を実施する。		III 以上	低
定期更新型	定期的な点検等により施設状態を把握し、施設の機能・安全性を確保する前提で、設定した <u>耐用年数</u> によって対策を実施する。		—	—

(出典：「川崎市道路維持修繕計画(平成 31(2019)年 3 月)

施設の特性によって状態の表現は異なりますが、全施設同様の考え方として、管理水準は、点検による施設の健全度の判定区分を適用します。

図表 2 - 2 - 11 健全度の診断による判定区分

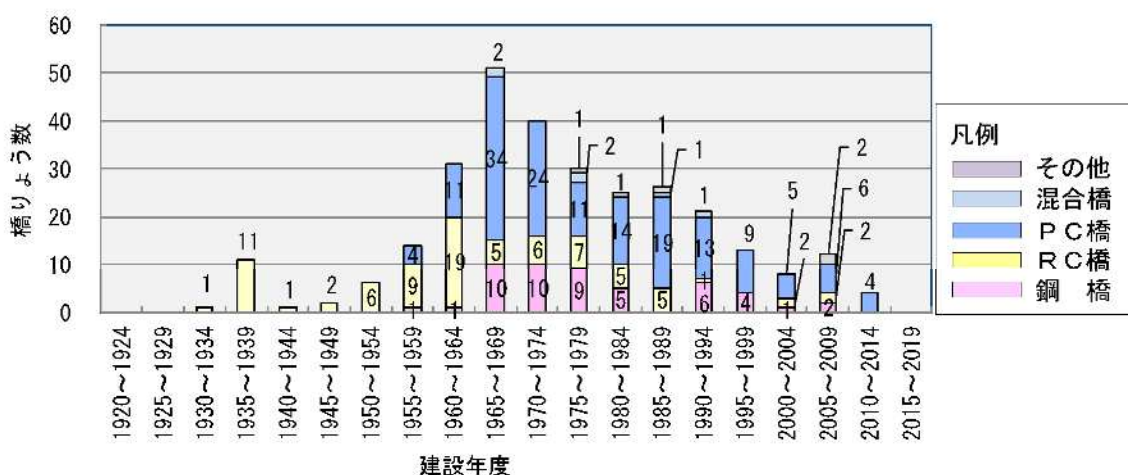
判定区分	状態	処置手法
I 健全	施設の機能に支障が生じていない状態。	—
II 経過観察段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	予防保全型
III 早期措置段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	機能保全型
IV 緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	対症療法型

(出典：「川崎市道路維持修繕計画(平成 31(2019)年 3 月)

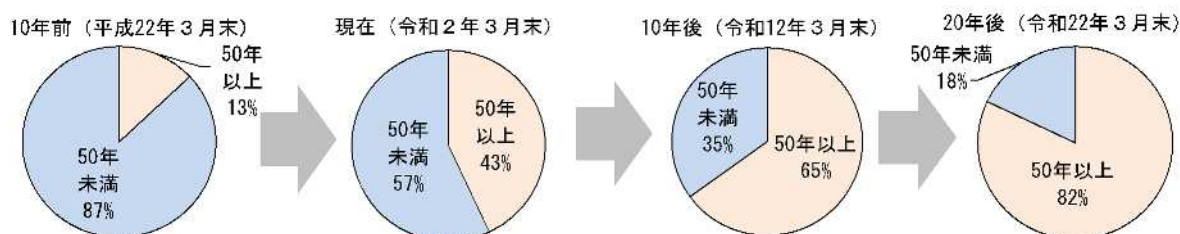
イ 橋りょう施設

本市が管理する橋りょうは、令和2(2020)年3月31日時点で610橋あり、昭和40年代(1965～1974年)に建設された橋りょうが多く、建設後50年を経過する橋りょうの割合が、平成22(2010)年3月末時点の13%から、令和2(2020)年3月末時点で43%、10年後の令和12(2030)年3月末には65%に増加するなど、高齢化が急速に進んでいます。国や他都市などと比べ、早く橋りょうの高齢化が進んでいる状況です。

図表2-2-12 橋りょうの建設年度別一覧



※この他建設年度不明橋りょうが314橋あります。



注) 小数点以下第1位を四捨五入しているため合計値が100%にならない場合があります。

橋りょうの安全性・信頼性を持続的に確保するため、PDCAサイクル型のメンテナンスサイクルにより、点検や修繕などの維持管理を実施しています。橋りょうの管理方法は、「予防保全型」「対症療法型」「更新前提型」の3つのタイプがあります。

「予防保全型」とは、損傷程度が軽微な段階で、予防保全的な修繕を実施し、健全度を回復する管理方法です。

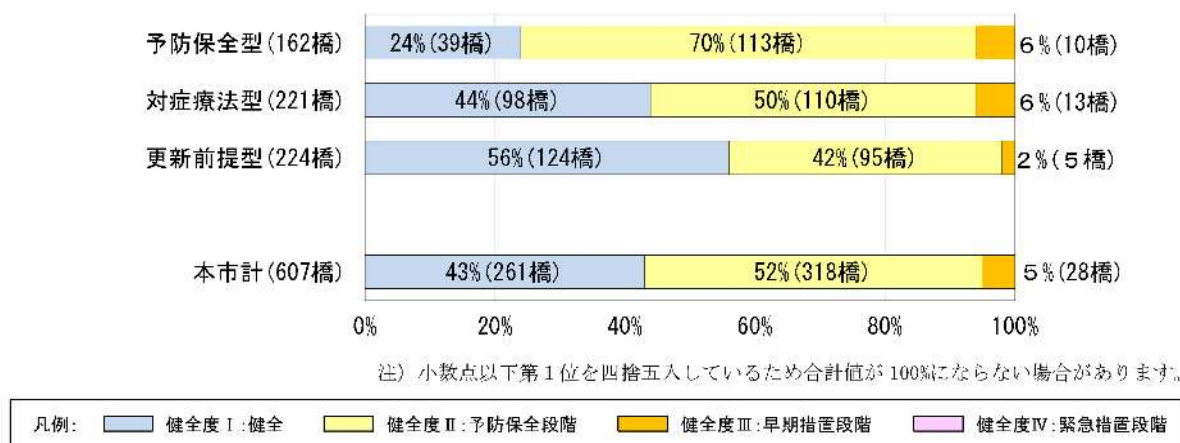
「対症療法型」とは、損傷が進行した状態で大規模な補修を実施し、健全度を回復する管理方法です。「更新前提型」とは、最低限の補修のみ実施し、損傷が深刻化した段階で、橋りょうを架け替える管理方法です。

また、平成26(2014)年7月には道路法施行規則の一部改正により、近接目視による定期点検(5年に1回)が義務化されたことから、1巡目(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)

の点検を実施した結果、管理方法別の橋りょうの健全度は、次のとおりです。

予防保全型（比較的規模の大きい橋りょうなどを対象とした管理方法）の健全度が悪く、更新前提型（比較的規模の小さい橋りょうを対象とした管理方法）の方が健全度は良くなっております。

図表 2 - 2 - 13 管理方法別の橋りょうの健全度



(出典:「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画(令和3(2021)年2月)

これまで本市では、橋りょうの高齢化に伴い、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時的に集中し、大きな財政負担となることを避けるため、平成22(2010)年12月に「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理方法を導入することによって、橋りょうの安全性・信頼性の確保や、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、効率的で計画的な維持管理に取り組んでまいりました。

こうした中、近接目視による定期点検（1巡目）が完了し、この点検結果の分析を踏まえ、令和3(2021)年2月に、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を予防保全型に移行したところです。

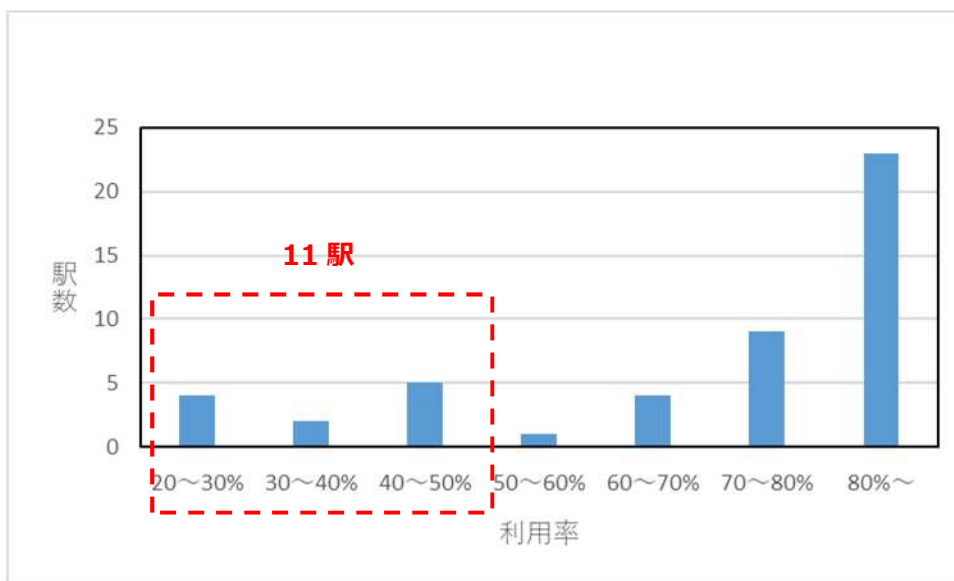
ウ 自転車対策施設

放置自転車対策として、令和 2 (2020)年 3 月31日時点で、市内及び市内に隣接する各駅48駅の周辺を対象に147か所の駐輪場整備を行っております。

令和元(2019)年度の実態調査によると、駐輪需要等の変化により、市営駐輪場及び民間施設の利用率が50%を下回っている駅が48駅のうち11駅存在する状況です。(11駅のうち 2 駅については、民間施設のみが配置されています。)

こうしたことから、駐輪需要を踏まえた効率的・効果的な運営を図るため、統廃合を含めた施設配置等のあり方の検討が必要となっています。

図表 2 - 2 - 14 自転車等駐輪場の利用状況 (令和元(2019)年度)

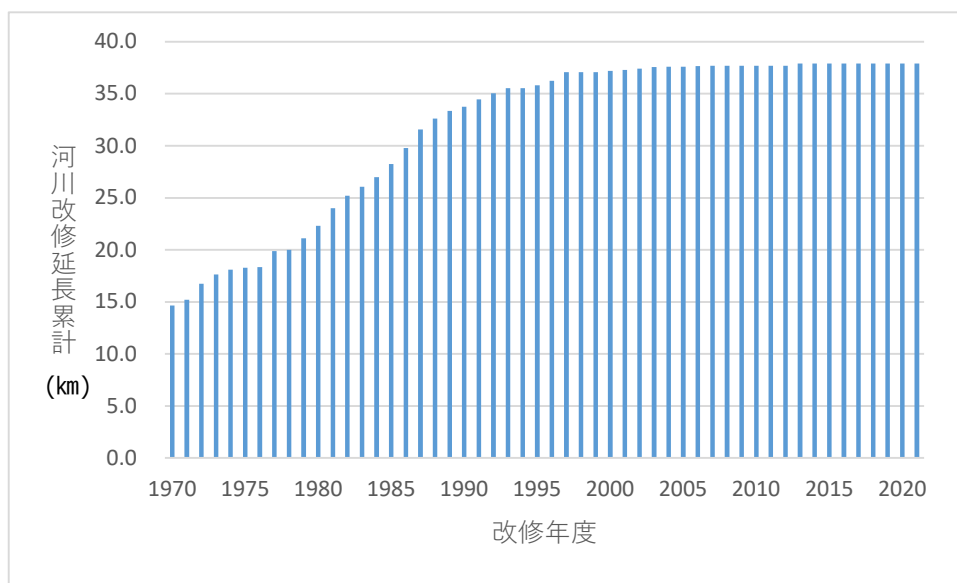


エ 河川

川崎市内には、多摩川水系に属する河川と、鶴見川水系に属する河川があります。多摩川水系には、一級河川が4河川、準用河川が4河川、普通河川が5河川の合計で13河川あり、鶴見川水系には、準用河川が5河川、普通河川が7河川の合計で12河川があります。

1時間あたり50mmの雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の81%であり、未改修区間の整備推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数が概ね40年以上を超過する施設の割合が約6割あり、施設の老朽化が見られるため、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。

図表 2 - 2 - 15 河川改修延長累計



※普通河川を除きます。

オ 公園施設

市内には令和2(2020)年3月31日時点で、計1,267か所、約759.49haの公園緑地が設置されています。

平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約2.7倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年の公園施設長寿命化計画策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設(全公園施設の約12.5%)が老朽化し、補修・更新が必要となっています。

今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。

図表2-2-16 整備後30年以上が経過した公園緑地の設置箇所数・面積の推移



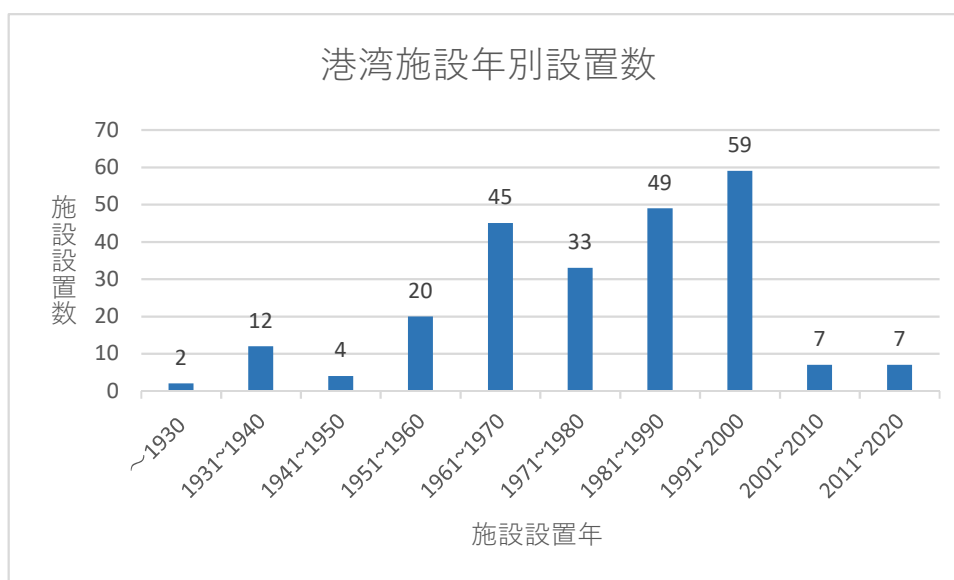
(出典：「パークマネジメント推進方針(令和3(2021)年3月)

カ 港湾施設

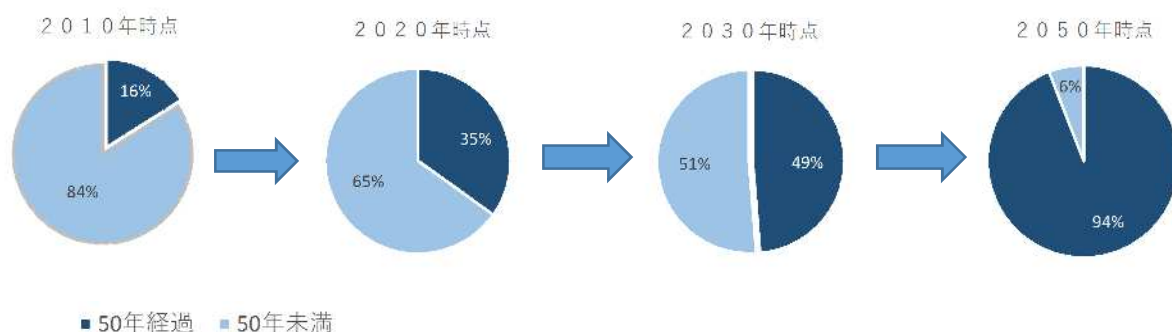
川崎港には令和2(2020)年3月31日時点で、市が法定の維持管理計画に基づいて管理する港湾施設は238施設あり、これらの施設のうち、高度経済成長期以前に建設されたものは老朽化が激しく進行し、東扇島埋立てが完了した1990年代頃に集中して設置された施設についても、老朽化が進行しております。

設置から50年を経過した施設の割合は、10年前の平成22(2010)年時点では全体の16%でしたが、令和2(2020)年時点では35%、10年後の令和12(2030)年には49%と増加し、30年後の令和32(2050)年には94%(224施設)となる見込であり、老朽化する港湾施設に対し、適切な管理が必要です。

図表2-2-17 港湾施設年別設置数



図表2-2-18 設置後50年を経過する施設の割合



キ 上下水道施設

送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和2(2020)年度末時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,500kmのうち、約28%となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約90%となっています。

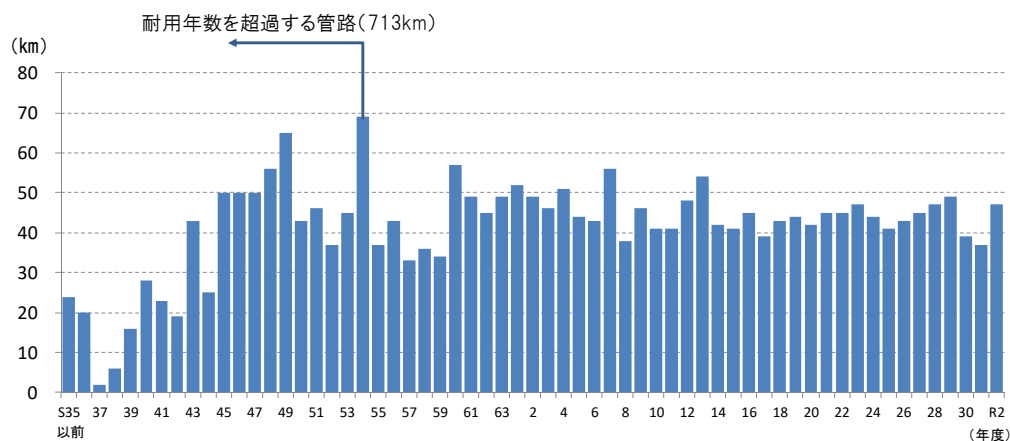
浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新が概ね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。

下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きよの整備を進めてきており、今後、これらの管きよが順次法定耐用年数を迎えるため、老朽管きよの急増が見込まれます。令和2(2020)年度末における法定耐用年数50年を経過する本市の管きよは、総延長約3,150kmのうち約8%となっており、布設時期の古い入江崎処理区が中心ですが、今後は他の処理区の管きよが急激に増加する見込みです。

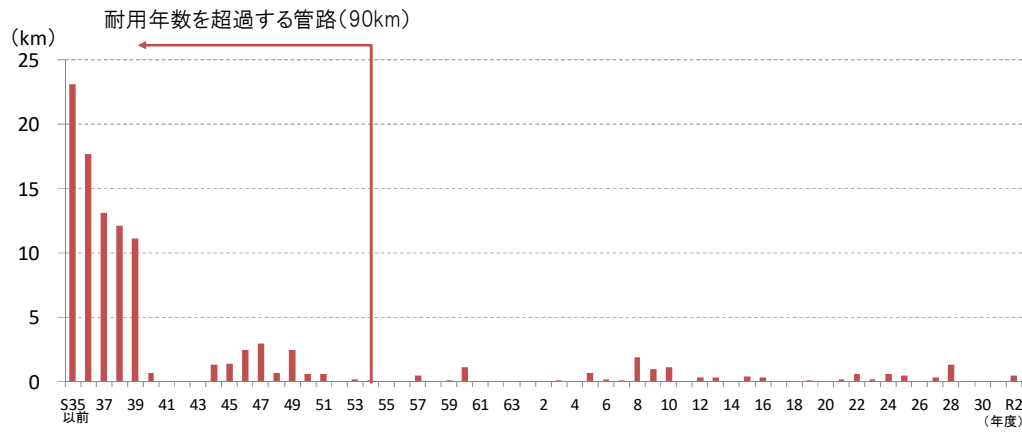
水処理センター・ポンプ場については、下水道整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建設年度の古い施設では老朽化が課題となっています。

図表 2 - 2 - 19 水道管路・工業用水道管路の年度別布設延長、下水管きよの年度別累計延長の推移
(令和2(2020)年度末)

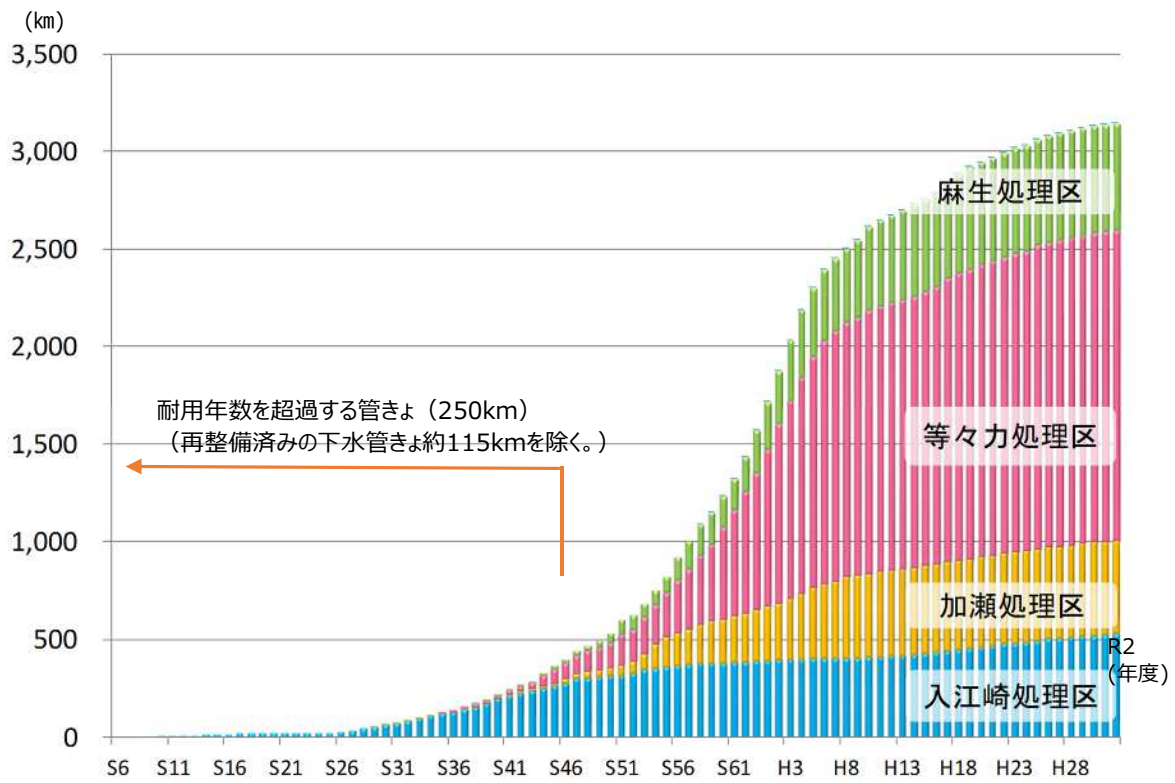
【水道管路】



【工業用水道管路】



【下水管きょ】



（３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込

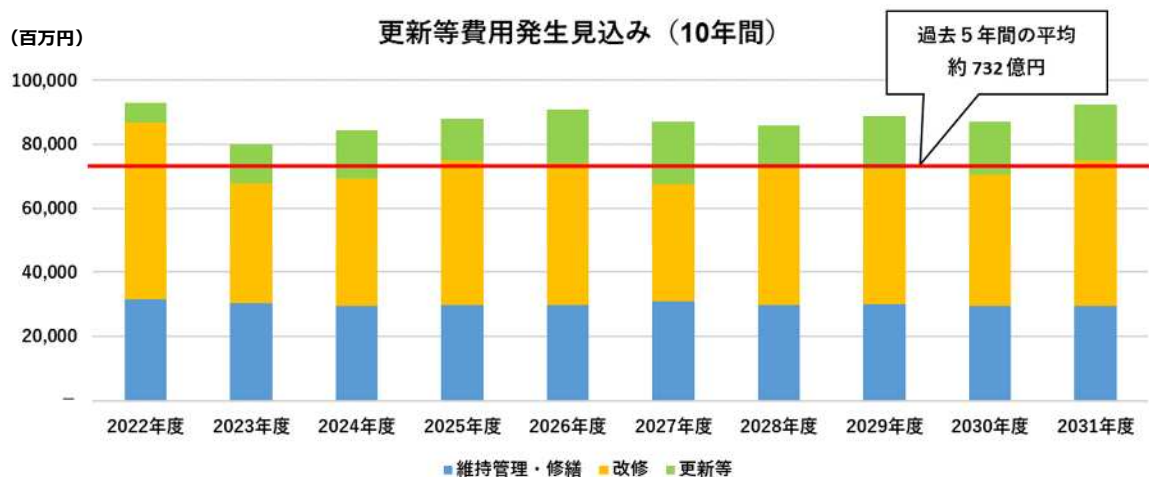
これまで示した現状と課題を踏まえ、公共施設の今後の維持管理・更新に係る中長期的な経費を試算した結果、今後10年間では年平均で約878億円、今後30年間では、年平均で約976億円となる見込みです（試算条件はP120参照）。

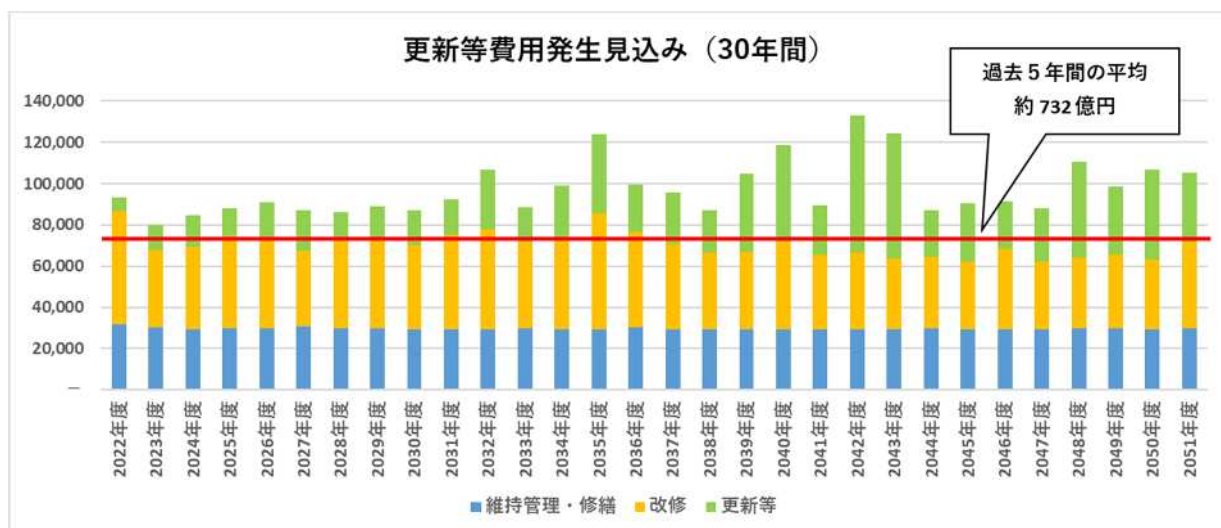
これに対し、国の地方財政状況調査等を基に算出した過去5年間（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）の平均（普通建設事業費（更新整備分（推計値））及び維持補修費、公営企業決算状況調査の建設改良費及び修繕費を基に算出）は約732億円であり、年平均で今後10年間は約146億円、今後30年間では約244億円の差が生じる見込みです。なお、一般財源ベースでは年平均で今後10年間は約22億円、今後30年間は約44億円の差が生じる見込みです（試算条件はP121参照）。

「2（１）イ建築年数」に記載のとおり、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には築30年以上の公共建築物が7割を超えることから、老朽化に伴い維持管理・更新に係る経費についても今後増大が見込まれます。

一方で、施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化を推進することとして令和4(2022)年度予算が編成されていること、また、「今後の財政運営の基本的な考え方（改定案）」においては、「今後の予算計上（歳出）の考え方」において、公共施設の維持補修や長寿命化の取組などの基礎的な投資的経費について、「効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。」として収支フレーム（P122参照）を策定していることから、公共施設の今後の維持管理・更新については、収支フレームとの整合性を図りながら、取組を進めていきます。

図表 2－2－20 公共施設の維持管理・更新に関する中長期的な経費見込

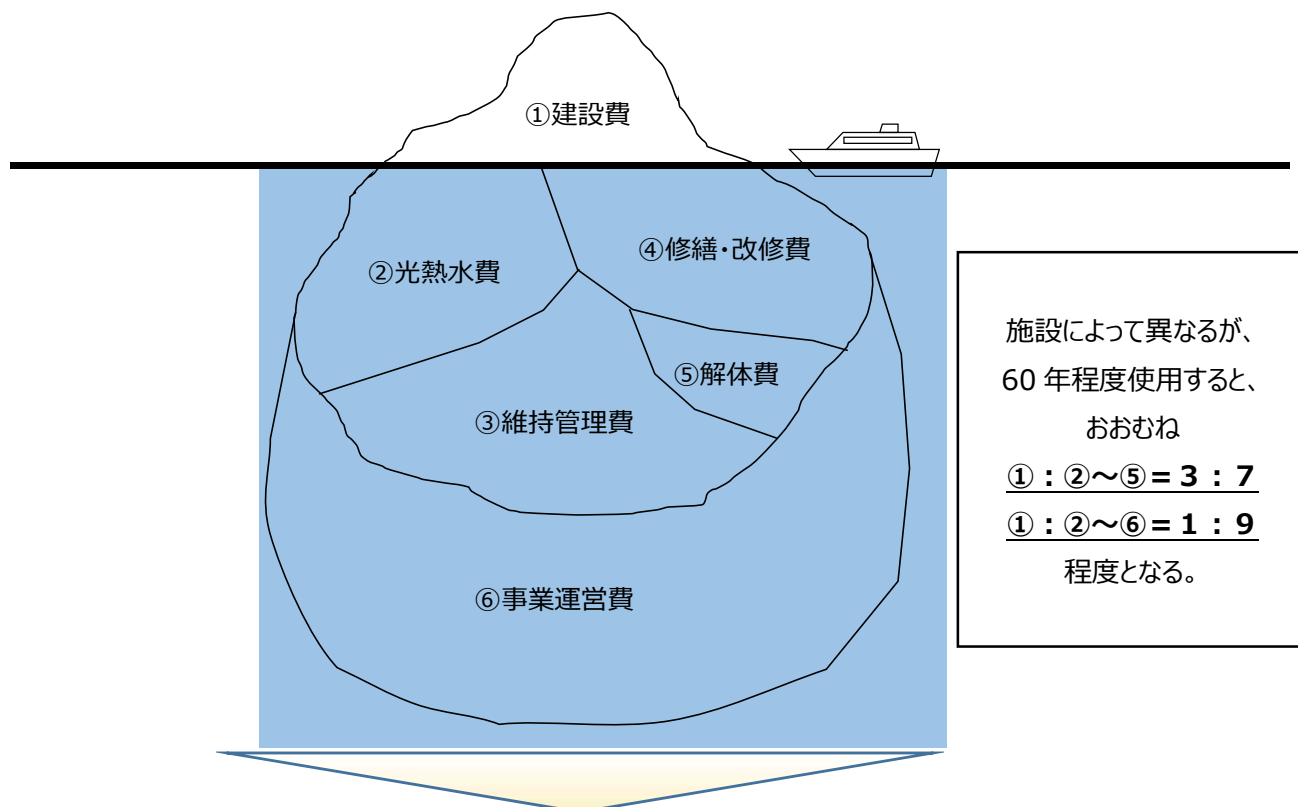




また、上記の中長期的な経費見込みは、建築物の維持管理・更新に係るもののみですが、建築物を使用する際には、この他に光熱水費や清掃、警備などの維持管理費、事業運営費（人件費含む）など、トータルのライフサイクルコストが必要になります。

下図は公共建築物の建築時から解体までのライフサイクルコストのイメージ図ですが、建築時の費用だけでなく、その後も、より多くの費用が必要になります。

図表 2 - 2 - 21 公共建築物のライフサイクルコストイメージ図



**建設費は、ライフサイクルコストの一部。
建築物を使用する際には、光熱水費や維持管理費等、多くのコスト
が必要となる。**

(4) アンケート調査結果に基づく課題認識

公共施設に関する市民の意識を把握するため、「令和3年度第1回かわさき市民アンケート」の中で、調査項目の一つとして公共施設に関するアンケート調査を実施しました。

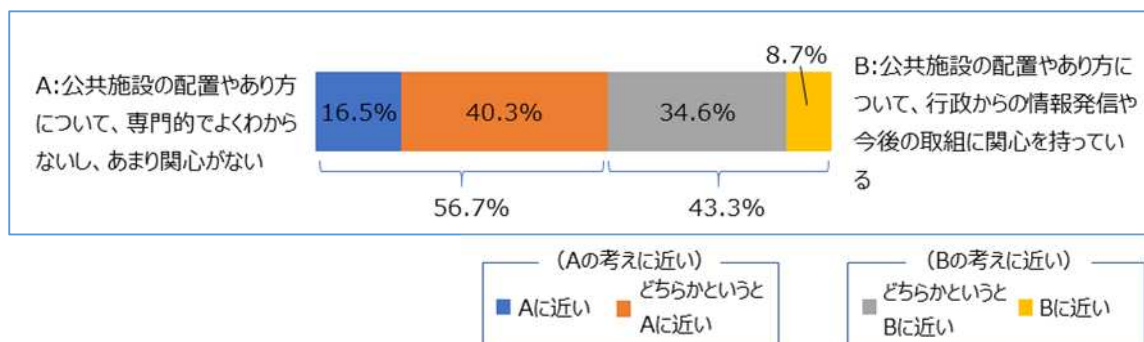
詳細については資料編「5 かわさき市民アンケートによる調査」に記載していますが、主な課題認識を把握するものとして、ここでは以下の回答結果について紹介します。

ア 公共施設の適正な配置に関する考え方

財政状況や将来の人口構造の変化等を鑑みると、将来的に求められる公共施設の量や質を踏まえつつ、施設のあり方について考えていく必要があります。公共施設の適正な配置について考えるにあたり、AとBの考え方ではどちらの方があなたのお考えに近いと思われますか。項目ごとに最もあてはまるものを1つずつ選んでください。

A:公共施設の配置やあり方について、専門的でよくわからないし、あまり関心がない

B:公共施設の配置やあり方について、行政からの情報発信や今後の取組に関心を持っている



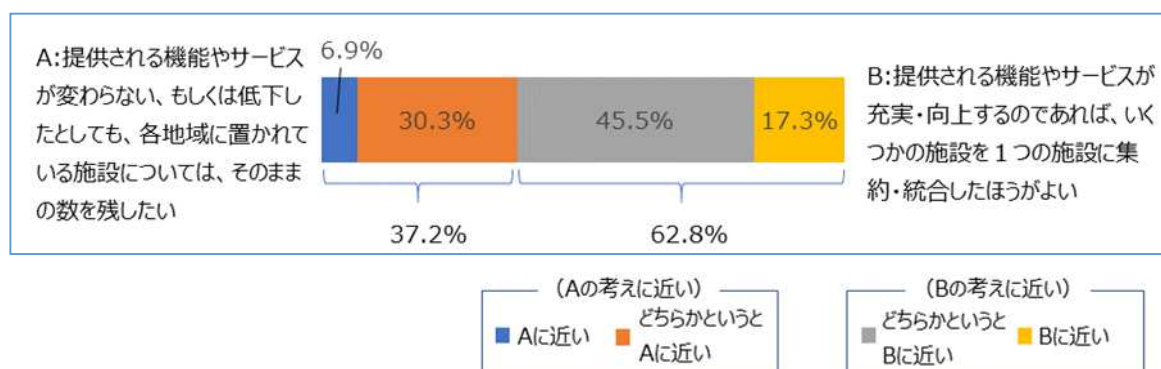
回答した市民のうち56.7%が「公共施設の配置やあり方について、専門的でよくわからないし、あまり関心がない」(A)の考えに近いと回答する一方、43.3%が「公共施設の配置やあり方について、行政からの情報発信や今後の取組に関心を持っている」(B)の考えに近いことが分かりました。

今回のアンケートに回答した市民のうち半数以上(56.7%)は、公共施設の配置やあり方に対する関心が低い状況にありますが、建設費や維持管理費、事業運営費など、公共施設に係る様々なコストを賄うには、多くの税金が投入されています。そのため、資産マネジメントの取組について、より多くの市民から関心を持ってもらうことは重要であり、市民の理解を得ていくための工夫や取組が必要であるといえます。

一方、今回のアンケートでは、回答した市民のうち一定数(43.3%)が公共施設マネジメントに関する情報発信や今後の取組に関心を持っているという結果となり、資産マネジメントの取組について、市民への丁寧な説明の機会を設けていくとともに、適切な情報発信に努めていくことが必要であるといえます。

A:提供される機能やサービスが変わらない、もしくは低下したとしても、各地域に置かれている施設については、そのままの数を残したい

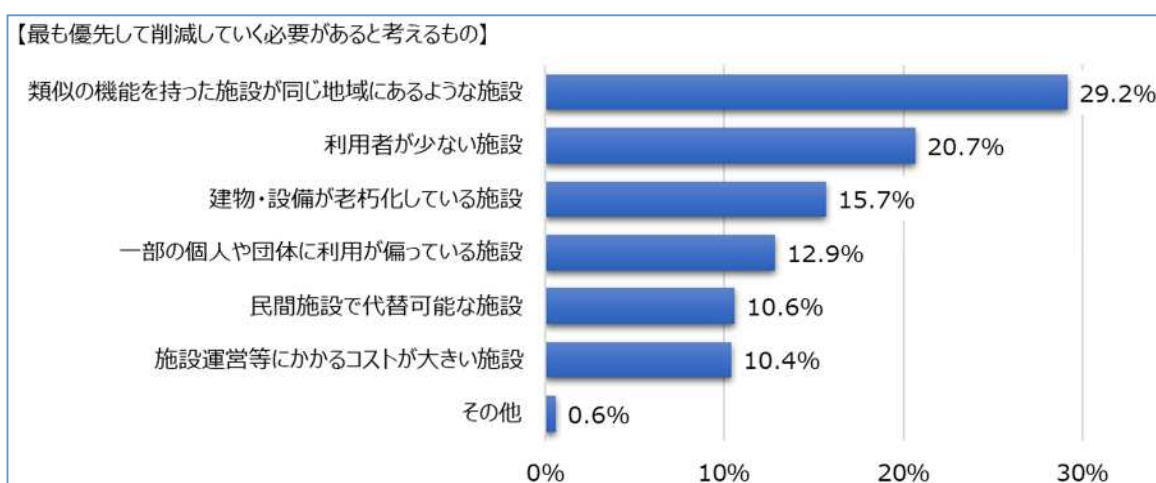
B:提供される機能やサービスが充実・向上するのであれば、いくつかの施設を1つの施設に集約・統合したほうがよい



回答した市民のうち37.2%が「提供される機能やサービスが変わらない、もしくは低下したとしても、各地域に置かれている施設については、そのままの数を残したい」(A)の考えに近いと回答する一方、62.8%が「提供される機能やサービスが充実・向上するのであれば、いくつかの施設を1つの施設に集約・統合したほうがよい」(B)の考えに近いことが分かりました。

イ 公共施設の数や面積の削減に関する考え方

川崎市における将来の人口動向（2030 年以降人口減少見込）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかなければならなかった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。



「類似の機能を持った施設が同じ地域にあるような施設」が29.2%と最も多く、「利用者が少ない施設」(20.7%)、「建物・設備が老朽化している施設」(15.7%)、「一部の個人や団体に利用が偏っている施設」(12.9%)といった回答がそれに続いています。施設の数や面積の削減を検討する場合、機能や利用状況、老朽化に着目する考え方が比較的多いことが分かりました。また、民間施設への代替可能性や施設運営にかかるコストに着目する考え方も一定程度ありました。

第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容

1 第3期取組期間における取組全体の基本的な考え方

第2期取組期間における取組、及び「第2章 本市公共施設を取り巻く現状と課題」を総合的に踏まえ、第3期取組期間における取組全体の基本的な考え方を以下のとおり定めます。

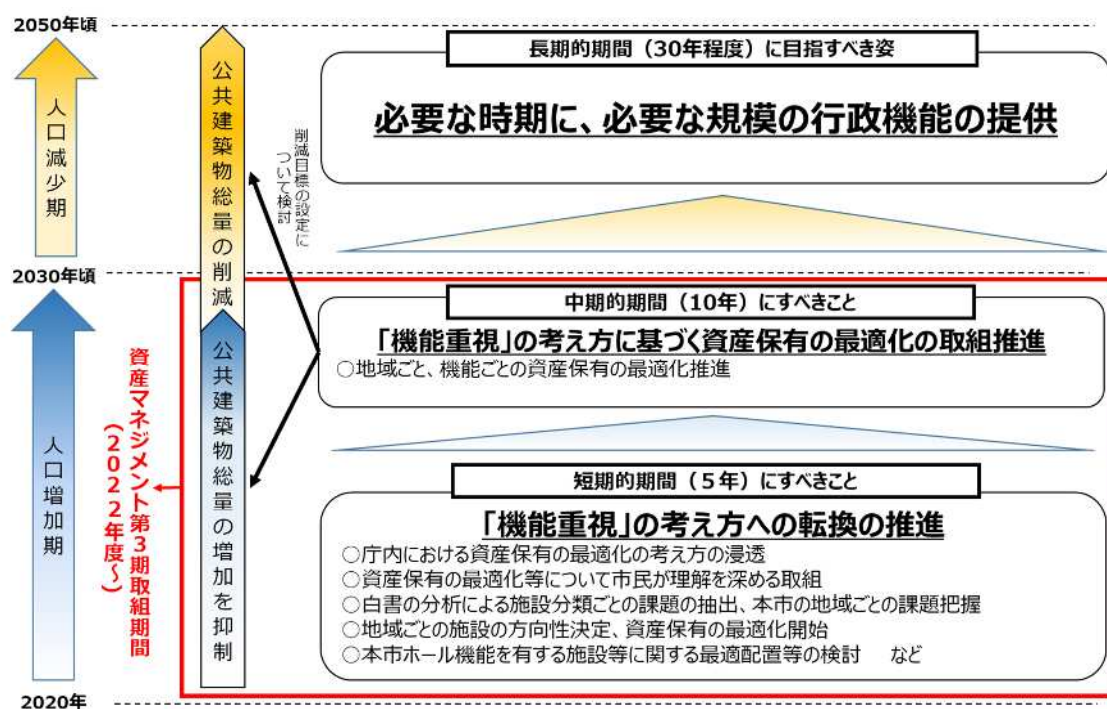
(1) 長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進

第2期取組期間において公共建築物延床面積は増加を続けており、今後、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況です。また、第2章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」に記載の今後の人口減少への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえ、第3期取組期間のみではなく、それ以降も見据えた、中長期的視点からの資産保有の最適化の推進が必要となります。

これらを踏まえ、おおむね30年程度の長期的に目指すべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定します。

長期的に目指すべき姿の実現に向けた期間として、第3期実施方針においては、第3期取組期間を含め30年間程度を長期的期間として設定し、第3期取組期間の10年間を中期的期間として設定するとともに、中期的期間の中間である5年間で短期的期間として設定し、おおむね、短期的期間の終了に合わせ、第3期実施方針の見直しを検討します。

図表3-1-1 公共施設の維持管理・更新に関する中長期的な経費見込



(2) 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ

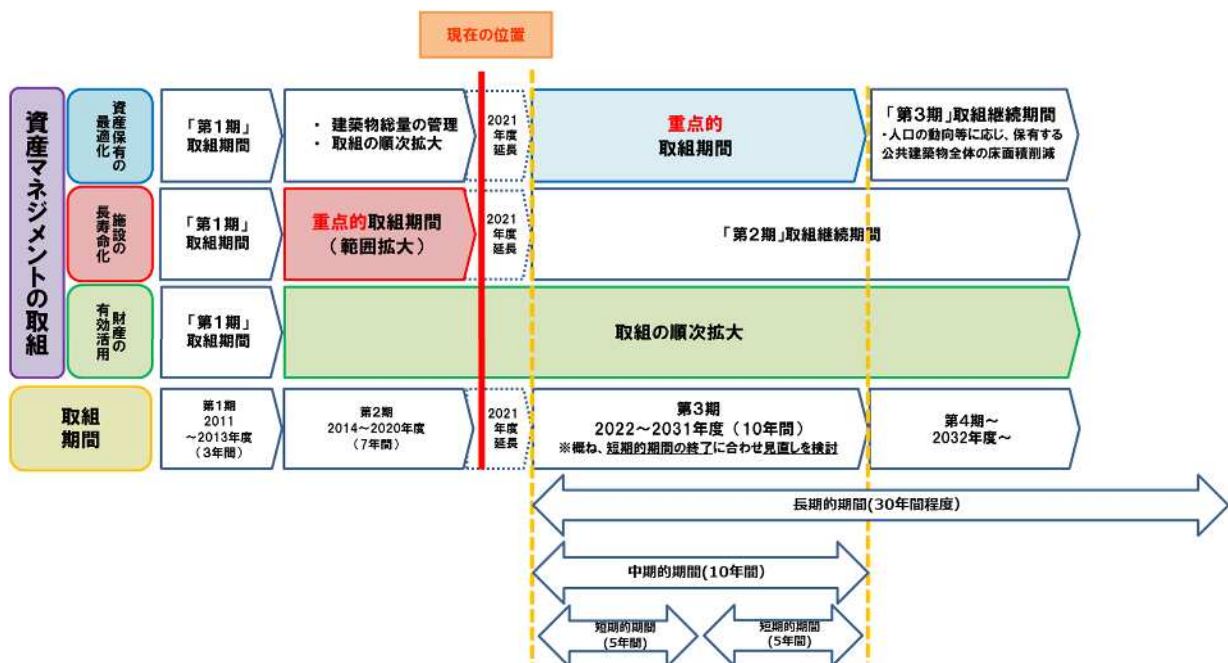
第3期取組期間においては、厳しい財政環境が続く状況にあっても、引き続き見込まれる人口増加や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、大規模自然災害等の本市を取り巻く環境の変化等に伴い多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するとともに、人口減少への転換等へ対応する必要があります。

かわさき資産マネジメントカルテにおいては、将来の施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進める観点から、施設の長寿命化を重点的に推進することとしており、資産保有の最適化については4期取組期間を重点的取組期間と位置づけていましたが、こうした状況を踏まえ、資産保有の最適化を前倒して第3期取組期間を「重点的取組期間」として位置づけます。

一方、これまで取組を進めてきた施設の長寿命化についても、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図る取組であることから、資産保有の最適化の検討を踏まえた上で取組を継続することが必要です。また、財産の有効活用についても、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出する取組であることから、順次拡大を図ることが必要です。

よって、施設の長寿命化については資産保有の最適化を踏まえた上で取組を継続するとともに、財産の有効活用については、取組の順次拡大を図ります。

図表3-1-2 資産マネジメントの取組期間



＜市が保有する公共建築物床面積に関する中長期的な目標＞

上記 1（１）・（２）を踏まえ、市が保有する公共建築物に関する中長期的な目標を以下のとおりとします。

●中期的期間（第 3 期取組期間である10年間）における目標

第 3 期取組期間においては、「第 2 章（１）ア 人口」で記載したとおり、令和12(2030)年度まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、それ以降の人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要がある時期となります。

よって、児童数の増や35人学級化（小学校において、令和 3 (2021) 年度から学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられること）に対応するため、学校を増築し教室数を増やすなど、人口動態や国の動向等に対応するため、一定の公共建築物の床面積増加は必要となる状況です。令和 4 (2022)年度には新本庁舎が、令和 7 (2025)年度には新川崎地区新設小学校の新設が予定されており、それらにより、令和 2 (2020)年度末公共建築物床面積から 2 %程度の増加が見込まれる状況です。

一方で、仮に今後も人口増加に合わせて増やしていくと、今後人口減少へ転換した際に、公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなることとなります。第 3 期取組期間においては、将来にわたって本市に必要な機能を維持するため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、第 3 期取組期間においては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による公共建築物床面積の増加を見込んだ床面積を基準とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応することで、10年間で公共建築物全体の床面積を基準から増やさないことを目指します。

●長期的期間（第 3 期取組期間も含めた30年程度）における目標

長期的期間のうち、令和12(2030)年度以降については人口減少期にあたることから、人口の動向等に応じ、削減を図ります。

なお、令和12(2030)年度以降の削減目標については、第 3 期取組期間中に設定いたします。

（３）「機能重視」の考え方に基づく取組

今後見込まれる人口減少、厳しい財政環境等を踏まえると、すべての施設をこれまでと同様の規模・形態で更新していくことは非常に困難な状況です。一方で、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、大規模自然災害の発生、脱炭素社会に向けた取組の進展等、本市を取り巻く環境の変化等に伴い、多様化・増大化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があるとともに、社会のデジタル化の進展に伴い、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」(令和 2 (2020)年12月)においては、自治体の役割として、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」ことなどが求められる、ということを示しています。

よって、特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能（施設が提供するサービス）に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。

こうした「機能重視」の考え方に基づき、施設が持つべき機能について検討を行います。また、施設におけるこれまでの使用目的、対象者等や、従来の施設配置の考え方について再検討します。

加えて、必要な機能の整備を図るため、公共施設については、全てを本市が保有するのではなく、賃借を含めた適切な手法も使用するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設を目指します。

（４）全庁的な資産マネジメントの取組推進

施設の多目的化及び複合化等の資産マネジメントの取組については、全庁的な調整が必要となることから、資産マネジメント推進部署である総務企画局公共施設総合調整室と関係局区が連携して推進します。

2 各戦略の内容

本市はこれまで3つの戦略に基づく資産マネジメントの取組を進めており、第3期取組期間における各戦略の基本的な考え方、取組の手法、流れ等を示します。

(1) 資産保有の最適化

ア 基本的な考え方

資産保有の最適化とは、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るものです。

「1(2) 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第3期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけます。

資産保有の最適化については、以下の基本的な考え方等に基づき推進します。

(ア) 広域的観点に基づく検討

資産保有の最適化については、各施設の築年数や利用状況等を踏まえた検討が必要となりますが、施設単体での検討のみでは、施設の適正配置にはつながりません。

施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、

- 全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービスを把握した上で、施設配置や規模の検討
- 周辺の他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討が必要となります。

図表 3 - 2 - 1 第 3 期実施方針における広域的観点からの最適化イメージ



(イ) 適正配置の観点からの施設の分類

本市には計1,103（白書【令和元(2019)年度版】ベース）の公共建築物が存在しています。

施設の適正配置の観点から、市民利用の範囲等に基づき、これらの施設を以下のとおり性質別に分類します。

①全市型施設

市に1か所設置されており、広範囲の市民が利用可能な施設

②各区型施設

おおむね区に1か所設置されており、広範囲の市民が利用可能な施設

③地域型施設

自宅から徒歩・自転車利用圏内等の、地域住民に身近な施設を中心とする施設

④その他の施設

立地の制約が大きく配置が限定されるなど、移転等による配置検討がなじまない施設

図表 3 - 2 - 2 第 3 期実施方針における適正配置の観点からの施設分類

施設分類	具体的な施設例（かわさき資産マネジメントカルテに掲載されていた施設）
全市型施設	とどろきアリーナ 男女共同参画センター 生活文化会館 労働会館 川崎シンフォニーホール 市民ミュージアム アートセンター 藤子・F・不二雄ミュージアム
各区型施設	区役所 市民館 図書館 休日急患診療所 スポーツセンター
	（上記を補完する施設） 区役所支所・出張所 行政サービスコーナー 市民館分館 図書館分館
地域型施設	小学校 中学校 わくわくプラザ こども文化センター 保育所 老人いこいの家 特別養護老人ホーム
その他の施設	余熱利用市民施設 ハケ岳少年自然の家

（ウ）地域ごとの資産保有の最適化検討

上記「（イ）適正配置の観点からの施設の分類」に記載のとおり、本市の公共施設は、市民利用の範囲等が様々な施設で構成されています。

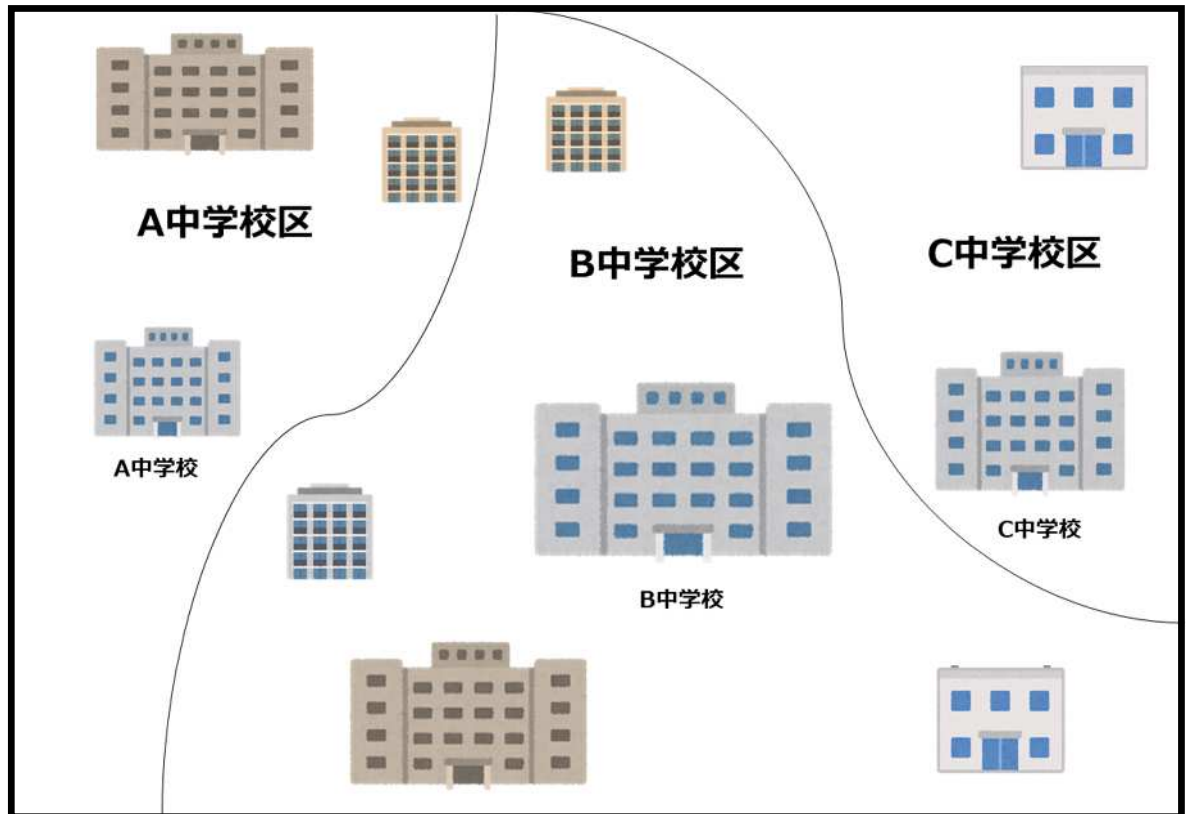
このうち、「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であり、資産保有の最適化を推進するにあたっては、地域ごとの状況（配置されている公共施設の利用状況や築年数、人口動態等）を踏まえた検討が必要となることから、これらの施設については、地域ごとに資産保有の最適化を検討し、地域の状況を踏まえた施設の適正配置を推進します。

また、「地域」の単位については「各区」や「中学校区」、「小学校区」などの単位がありますが、市民に馴染みのある単位であること、また、資産保有の最適化を検討するためには一定の規模（10万人程度を想定）が必要であることから、第 3 期実施方針に基づき検討する「地域」の単位は「複数の中学校区」（2 ～ 4 中学校区程度（※））を基本とします。

なお、「全市型施設」については、上記「（ア）広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。具体的には、おおむね築後20年刻みのタイミング（築後20年、40年、60年）で、当該時期を迎える施設について、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した、施設の方向性の検討を行うこととします。

（※）川崎市の人口154.1万人(令和 3 (2021)年 8 月 1 日現在)÷中学校区52区
 ≒ 3 万人／1 中学校区
 2 ～ 4 中学校区では平均 6 ～ 12 万人程度となります。

図表 3 - 2 - 3 地域ごとの資産保有の最適化のイメージ



**資産保有の最適化を検討するため、複数の中学校区を
地域の単位として設定**

(エ) 機能ごとの資産保有の最適化検討

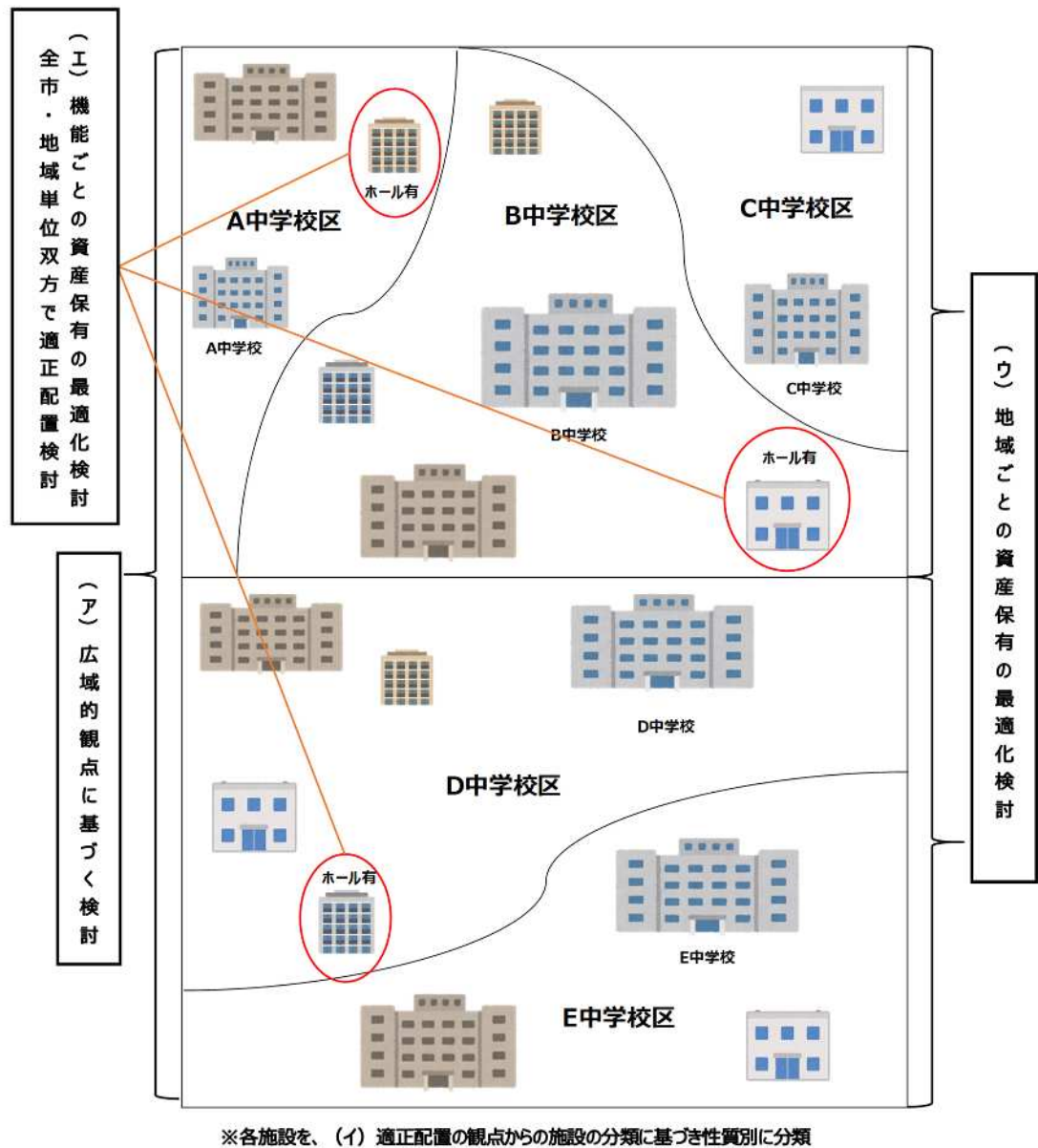
本市公共施設については、市民利用の範囲や施設の用途等が異なる様々な施設が存在していますが、それらの施設間で、同一機能を有している場合があります。

例えば、本市のホール機能については、市民館、男女共同参画センター、市民プラザ等、用途等が異なる施設に配置されています。

こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。

以上の（ア）～（エ）をまとめると、以下のようなイメージとなります。

図表 3 - 2 - 4 資産保有の最適化の基本的考え方のイメージ



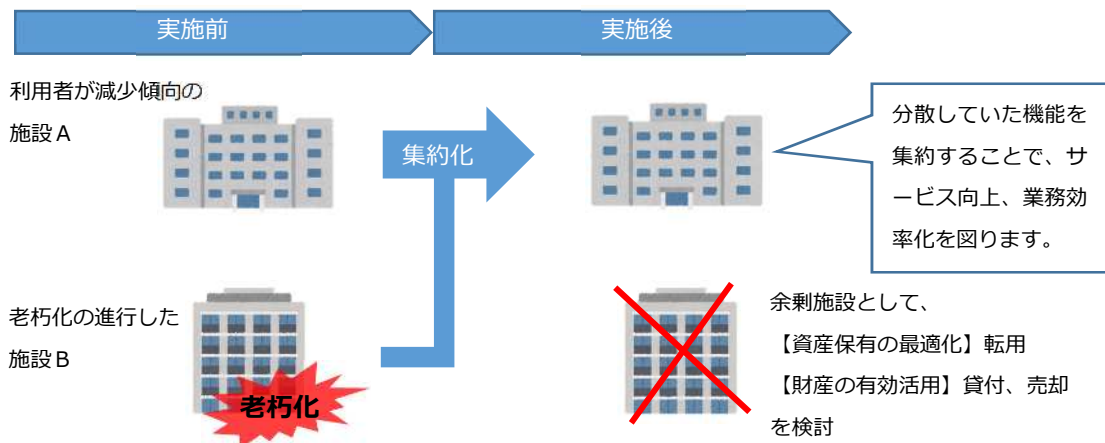
イ 資産保有の最適化の手法

公共建築物総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。

例 1：集約化

既存の類似目的で設置されていた施設を統合し、一体の施設として整備

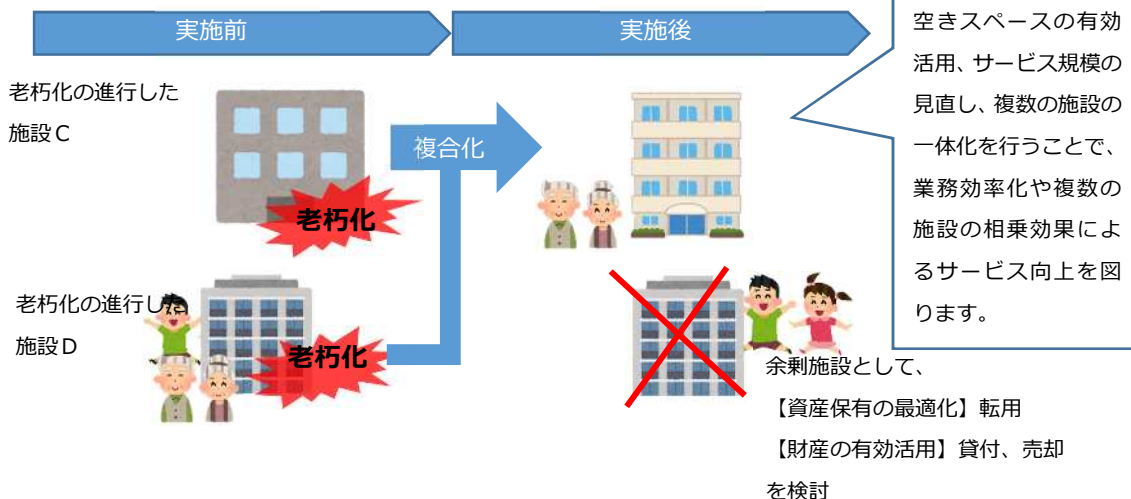
(イメージ図) ※施設 A と施設 B は類似目的で設置



例 2：複合化

既存の異なる用途の施設を統合し、複合施設として整備

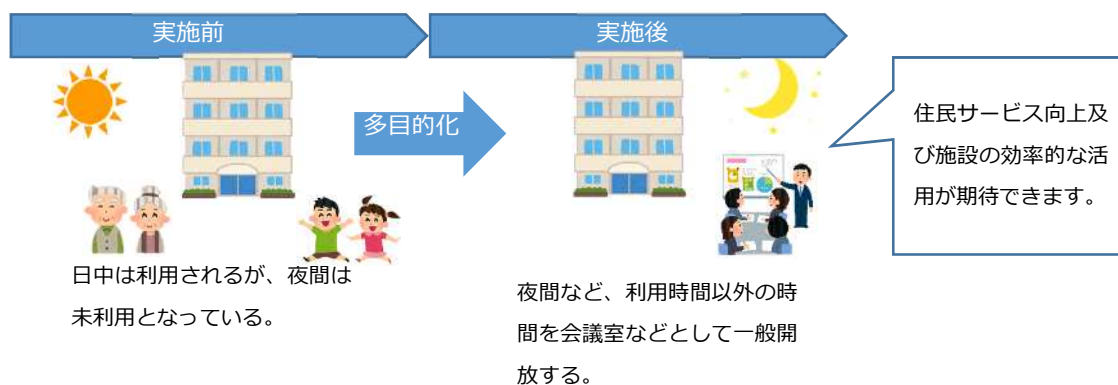
(イメージ図) ※施設 C と施設 D は異なる目的で設置



例 3 : 多目的化

既存施設を目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設へ転換

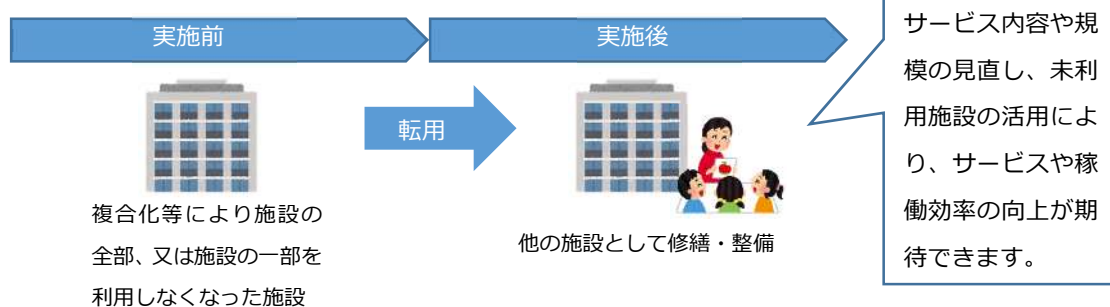
(イメージ図)



例 4 : 転用

既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設へ転換

(イメージ図)

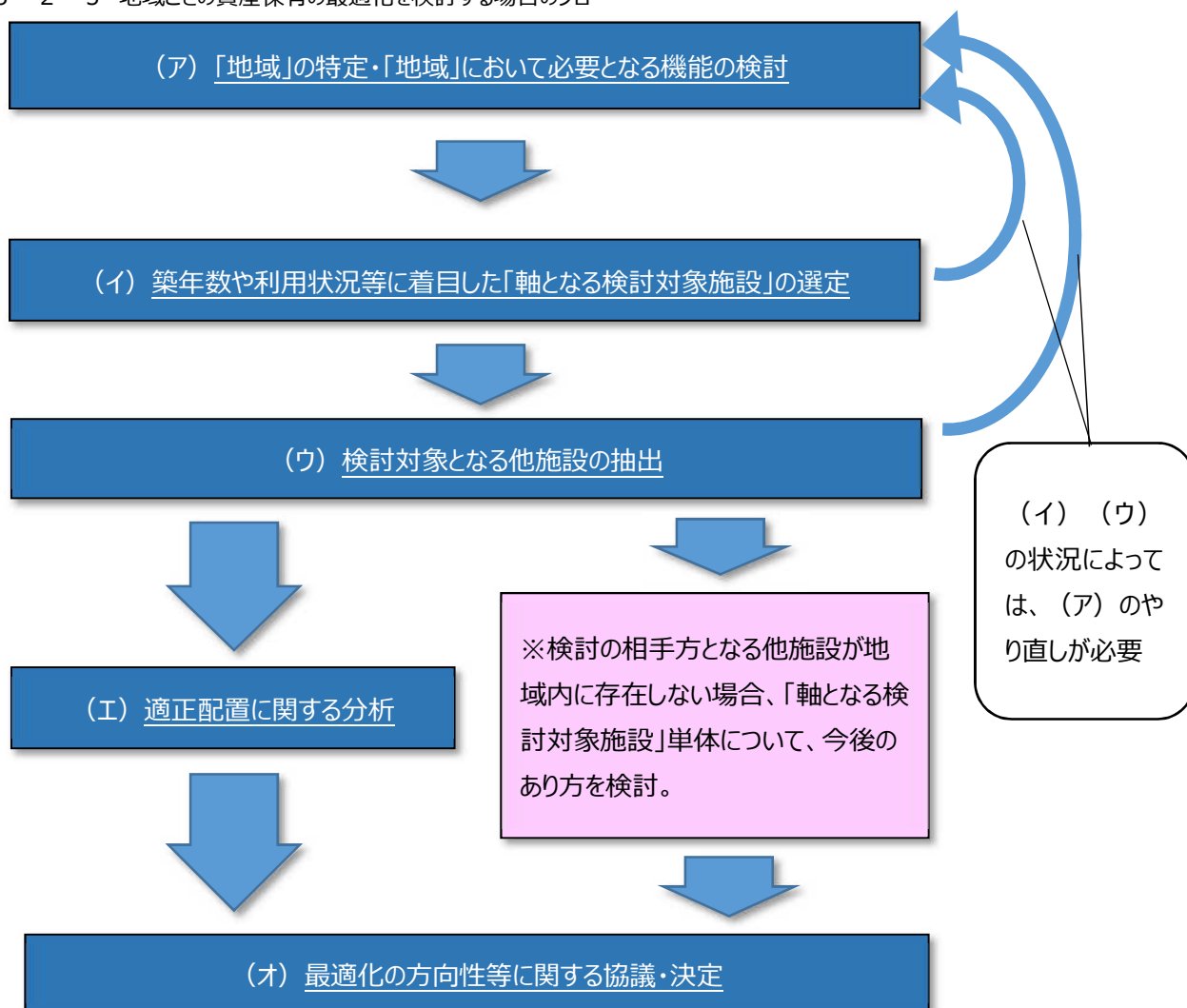


ウ 地域ごとの資産保有の最適化の流れ

適正配置の観点からの施設の分類（「全市型」、「各区型」、「地域型」、「その他」）の中でも、「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であることから、先にも示したとおり、地域ごとに資産保有の最適化を検討する必要があります。

地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたって、基本的には以下のような検討の流れが考えられます。地域ごとの最適化については、各地域における施設の規模、防災上の位置づけ、利用状況や今後のあり方、地域課題等を踏まえ、地域の優先順位付けを行った上で、順次、検討を進めます。

図表 3 - 2 - 5 地域ごとの資産保有の最適化を検討する場合のフロー



(ア) 「地域」の特定・「地域」において必要となる機能の検討

資産保有の最適化の基本的な考え方に基づき、「複数の中学校区」（２～４中学校区程度）を基本単位とし、地域ごとの資産保有の最適化を検討する「地域」の特定を行います。

「地域」の特定については、地形や鉄道路線・バス路線等の状況、町内会・自治会のエリア、本市地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域ケア圏域」の考え方も踏まえ、一旦「地域」の仮設定を行った後、当該「地域」に属する施設の所管課や各区等と協議の上で行います。

加えて、特定した「地域」において配置されている公共施設が現状提供している機能や、公共施設の利用状況、地域のニーズ、人口動態等を踏まえ、「地域」において必要となる機能の検討（「地域」において維持すべき機能、向上すべき機能、縮小すべき機能、不要となる機能等の検討）を行います。

なお、以下の（イ）及び（ウ）の検討状況を踏まえ、より適切な「地域」の設定が必要と判断される場合等には、再度上記の検討を行います。

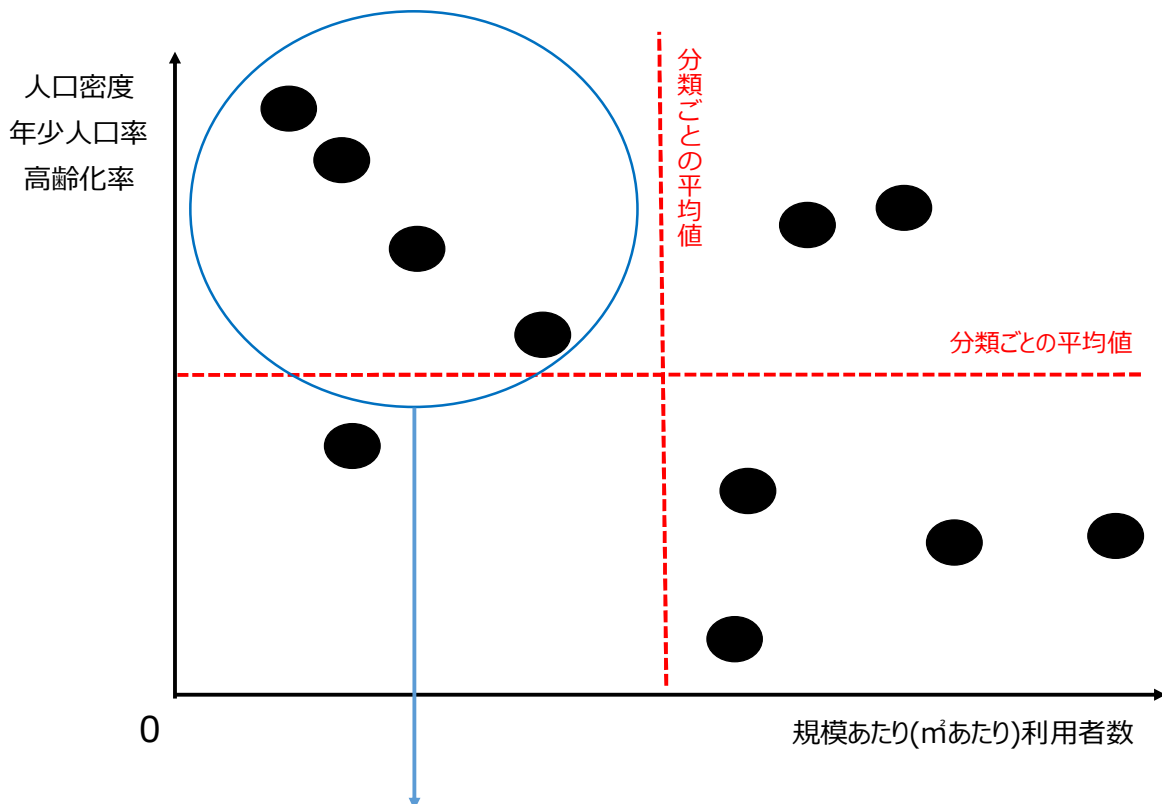
(イ) 築年数や利用状況等に着目した「軸となる検討対象施設」の選定

個々の施設に係る適正配置について検討を行っていくにあたり、検討の起点となる対象施設（以下「軸となる検討対象施設」といいます。）の選定を行う必要があります。その際、選定基準の代表例として考えられるのが、施設の「築年数」です。この「築年数」を基準として、最適化の検討対象となる施設を選定します。

築年数に応じて対象施設は一定程度絞られますが、本市においては現時点で築30年を超える施設が全体の５割以上を占めている状況であり、これだけで対象施設を十分に絞り込むことが困難な場合も想定されます。その場合は、築年数の条件に当てはまる各施設について、バリアフリー対応、防災対策及び法令改正に伴う適合等のハード面の状況、及び施設の利用状況やコスト状況といったソフト面の状況を総合的に勘案した上で、検討対象とすべき施設の絞り込みを行うこととします。

ソフト面について、具体的には、施設分類（白書の中分類を基本とする）ごとの各施設について、地域の人口密度や年少人口率、高齢化率等の指標と、白書に記載の情報を基にした、規模あたり(m²あたり)利用者数や規模あたりコストの情報等から総合的に判断し、検討対象とする施設の絞り込みを行います。（次の（ウ）においても同様の分析を行います。）

図表 3 - 2 - 6 ソフト面からの施設の絞り込みのイメージ



施設分類内で相対的に、人口密度／年少人口率／高齢化率が高い一方で、規模あたり(m²あたり)利用者数が低い施設



こうした要素も勘案し、検討対象とする施設の絞り込みを実施

(ウ) 検討対象となる他施設の抽出

地域内の各施設について、施設のハード・ソフト各面の状況を分析した上で、検討の相手方となる施設の抽出を行います。

地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたっては、軸となる検討対象施設の地域内に位置する施設を（１施設だけでなく）複数施設抽出した上で、最適化の検討を行っていきます。

(エ) 適正配置に関する分析

地域内において抽出した各施設を対象として、施設の適正配置に関する分析を行います。

主な分析手法については、以下のとおりです。加えて、適正配置を検討する際には、各施設の法規制（容積率・建ぺい率、日影規制等）や利用者の利便性を考慮した上で検討を実施します。

図表 3 - 2 - 7 適正配置に関する分析手法イメージ

【施設特性に関する分析】 <u>費用対効果、築年数、民間施設への代替可能性等</u> を踏まえ、 <u>施設の廃止や集約統合等の施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【機能重複等に関する分析】 <u>施設分類の異同、（異分類の場合）類似機能の有無等</u> の観点から、 <u>集約統合、多目的化、複合化等による施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【地域特性に関する分析】 <u>年齢構成、地域特性、将来人口推計等</u> を踏まえ、 <u>施設の廃止や集約統合等の施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【災害リスクに関する分析】 <u>浸水想定区域、土砂災害危険箇所、防災拠点の配置状況等</u> の観点から <u>配置のあり方</u> を検討

(オ) 最適化の方向性等に関する協議・決定

上記（ア）～（エ）に係る検討を行った上で、個別の施設に係る最適化の方向性等について庁内合意形成を図るため、今後、必要な協議を行い、個別の施設に係る最適化の方向性等について決定していくものとします。

その際、地域における機能やニーズの分析等に立脚した総合的な見地から、最適化の方向性等について協議・決定します。

また、個々の施設について実際に地域ごとの最適化の検討を進めるにあたっては、様々な検討の段階において、地域住民への丁寧な説明の機会を設けていくとともに、最適化の検討状況について、市民への情報公開を適切に図っていく必要があります。資産マネジメント推進部署及び関係局区が十分連携した上で、それらの取組を適切に進めてまいります。

～～コラム～～

地域ごとに資産保有の最適化を検討するにあたっては、各施設のハード面の状況（躯体・設備の老朽化度、バリアフリーへの対応状況、脱炭素への対応状況等）及びソフト面の状況（利用状況、コスト状況等）の把握（データストック）を基盤として、それらのデータを必要に応じ適宜分析・活用することで、機能検討をはじめとする適正配置に向けた各種検討を行うことになります。

ハード面の状況及びソフト面の状況を把握するための手段として、主に以下のものが挙げられます。

ハード面の状況 把握手段	・ 3年に1度、実施が義務付けられている法定点検 ・ 委託による劣化調査 ・ 目視レベルによる劣化調査 ・ 耐震診断 ・ バリアフリー調査 など
ソフト面の状況 把握手段	・ 利用状況実績（白書等に基づく） ・ コスト状況実績（白書等に基づく） など

エ 機能ごとの資産保有の最適化

本市公共施設は、それぞれ役割や目的をもって整備されてきましたが、特定の機能（ホール、プール、体育館など）を有する施設について、利用ニーズと施設機能にミスマッチが生じている場合（ある機能について利用ニーズがある一方、施設に当該機能が存在しない場合など）や、類似規模の施設の立地場所が偏っている場合などがあります。

利用ニーズと施設機能にミスマッチが生じている場合には、施設の利用機会が縮小する可能性があります。また、施設の立地場所が偏っている場合には、市民の居住区域によっては、近隣に機能を有する施設が存在せず、施設が利用しにくくなる可能性があります。

こうした状況は、利用料収入減少につながり、施設を維持するための利用者当たりコストを増加させる要因となり、将来世代の負担増につながることであります。加えて、効果的に市民サービス提供がなされているとは言い難い状況です。

そのため、今後は、機能ごとの資産保有の最適化の検討を進め、利用状況・将来の利用想定等を踏まえた適正な施設機能を確保するとともに、機能の適正配置を図ることで、施設を維持するために必要な一人当たりの負担を軽減するとともに、更なる施設利用の機会を提供し、市民サービスの向上につなげていく必要があります。

次に、現在進めているホール機能及びプール機能の最適化の取組を示します。

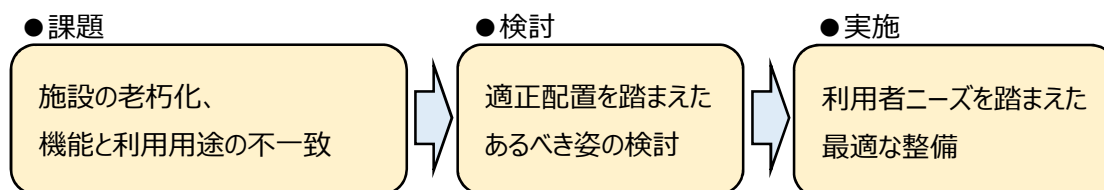
（ア）ホール機能の最適化（ホール施設の適正配置）

ホール機能を有する施設は、市域に点在していますが、客席を使用しない練習利用や演者としてのオーケストラ利用、社交ダンス利用など、様々な目的で利用されています。

本市のホールについて、ハード面においては築30年以上となる施設が多く、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応などの課題、また、ソフト面においては客席利用率など機能と利用用途の不一致の課題があり、現在の利用者ニーズ等に対応した機能の提供が求められています。

そこで、ホールについても、単純にこれまでと同様の規模・形態で施設を更新するのではなく、利用状況や将来の利用想定を踏まえながら、あるべき機能を検討するとともに、更なる施設利用の機会を提供することが可能となるよう、施設の適正配置等について検討を行います。

図表 3 - 2 - 8 ホール施設の適正配置に向けた検討



(イ) プール機能の最適化（学校プールの最適運用）

本市には、以下のとおりプールが設置されています。

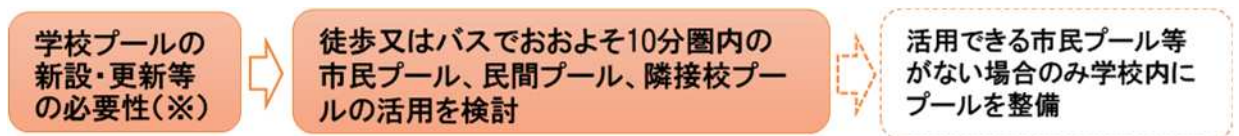
- 小中学校プール：小学校では114校全てに、中学校では52校中46校に設置
- 市民プール：9か所
- 民間プール：35か所

小中学校プールについては、設置済みの160施設のうち94施設が耐用年数である30年を超過しており、全体的に老朽化が進行している状況です。このため、水道料金や、清掃、ろ過機のメンテナンスなどの運営費、維持管理費に加え、施設の更新需要の高まりに伴う施設の更新費用の増大により、今後大きな負担が生じることが見込まれています。

また、水泳授業の実施にあたっては、あらゆる泳力の児童・生徒に対応した専門的かつ効果的な指導が求められるとともに、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、事故防止のため、児童・生徒の安全確保を徹底する必要があると、教職員等にとっても大きな負担となっています。

こうした現状と課題を踏まえ、今後、学校プールの新設・更新等の必要性が生じた場合は、まず「市民プールの活用」「民間プールの活用」「隣接校のプール活用」を検討することとし、活用できる市民プール等がない場合のみ、学校内にプールを整備することとします。

図表 3 - 2 - 9 学校プールに関する今後の方針



(※) 校舎・体育館の改修や増改築等で、プール部分をその整備用地として活用することで事業が円滑に進むなどの場合を含む。

上記の方針に基づき、令和7(2025)年4月に開校が予定されている新川崎地区新設小学校では、民間プールを活用した取組を進めるほか、順次、効率的な運用・整備を実施していきます。

(2) 施設の長寿命化

ア 基本的な考え方

施設の長寿命化とは、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図るものです。

第2期取組期間においては、重点的取組として位置づけておりましたが、第3期取組期間においては資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることも踏まえ、以下の基本的な考え方により、施設の長寿命化の取組を推進します。

なお、市営住宅においては「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」、学校施設においては「学校施設長期保全計画」を個別に定めていることを踏まえ、これらの施設分類については、第3期実施方針を踏まえつつ、各計画に基づく長寿命化の取組を進めるものとします。同様に、分野別計画を有するインフラ施設についても、各計画に基づく取組を進めるものとします。

(ア) 資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化

「第3章 1 (2) 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第3期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることから、これまでの考え方では施設の目標耐用年数まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、資産保有の最適化を検討します。

具体的には、施設の機能について利用状況等を踏まえ見直しを実施し、機能の見直しを踏まえ、施設の複合化・多目的化等を検討した上で、継続して使用する施設(長寿命化対象施設(※))については、長寿命化を行います。一方、機能の縮小・廃止等により廃止する施設については、長寿命化は行わず、財産の有効活用を検討します。

(※) 棟単位で延床面積200㎡以上の庁舎等建築物のうち、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等及び建替・譲渡・統廃合等が決定している施設を除き、継続して使用する庁舎等建築物について、「長寿命化対象施設」とします。

また、建築、電気設備、機械設備等の部位について、劣化が構造躯体に与える影響の度合いや施設利用に必要な機能、安全性の観点から、主な部位別に目標更新年数を設定の上、「長寿命化対象部位」とします。

なお、インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進します。

(イ) 目標耐用年数の設定

本市においては公共建築物の長寿命化に際して、原則として目標耐用年数を庁舎等建築物は60年以上、市営住宅は70年、学校施設は80年としてきましたが、第3期取組期間においてもこれを継続するものとします。ただし、施設の複合化・多目的化等の検討の結果、長寿命化を行わない施設については、この目標耐用年数を適用しないものとします。

また、庁舎等建築物については、概ね築40年経過時に長寿命化を行うものとした場合、次の20年経過時には概ね60年経過となるため、ハード面の調査結果等を踏まえ、詳細な目標耐用年数を設定し、それに向けて、適切な修繕や更新に向けた検討スケジュールの設定など、計画的な対応を行うものとします。

(ウ) 計画的な保全の推進

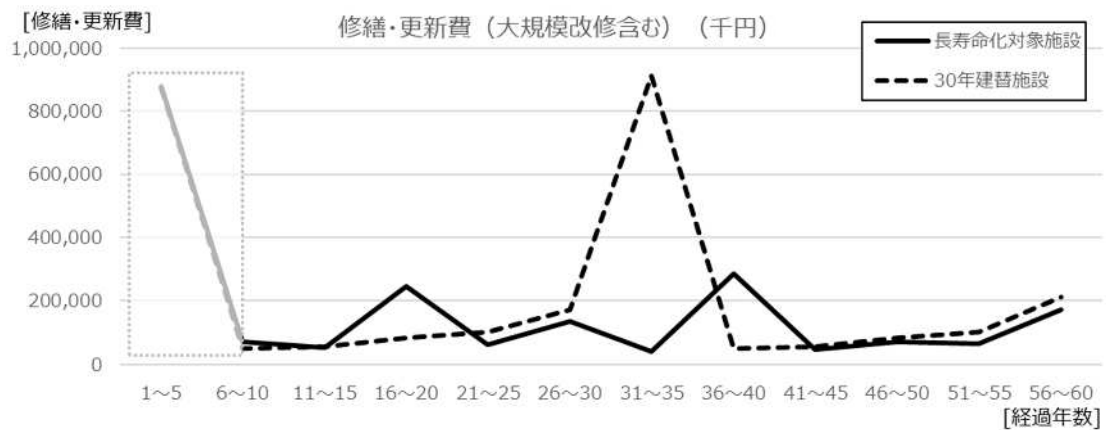
適切な修繕や大規模改修を実施し、建築物を築後60年まで長寿命化を行う場合は、築後30年で建替えを行う場合と比較して、修繕・更新費用のライフサイクルコストは、平準化が見込まれます。

施設の長寿命化を行う際には、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの最適化を図ります。

そのために、既に故障した部位・設備の事後保全的な修繕だけでなく、予防保全的な改修も行います。

また、必要に応じ、保全を行う時期を調整することで、集約的な大規模改修を行い、施設利用者への影響やコストの低減を図ります。その際、劣化状況等を踏まえつつ、機能重視の考え方に基づく施設の方針性の検討において、機能を維持することとなった施設を対象に実施することを基本とします。

図表 3 - 2 - 10 計画的な保全によるライフサイクルコストの平準化イメージ図



※ 「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基にシミュレーション。長寿命化対象施設・築後30年建替施設の修繕・更新費用についてグラフ化したもの。両者とも更新後の経過年数「1～5」年はほぼ同様であるが、その後の修繕・更新費について、築後30年建替施設の方が変動幅は大きい。

（エ）長寿命化対象部位等以外への対応

これまで、庁舎等建築物においては「（２）ア（ア）資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化」のとおり長寿命化対象部位を設定し、施設の長寿命化の取組を進めてきました。

一方で、「第２章 ２（１）イ建築年数」で示すとおり、約５割の公共建築物が築30年以上を経過し、長寿命化対象部位以外の部位や陳腐化（※）した部位について、市民サービスの向上や突発的な機能停止等が課題となっています。

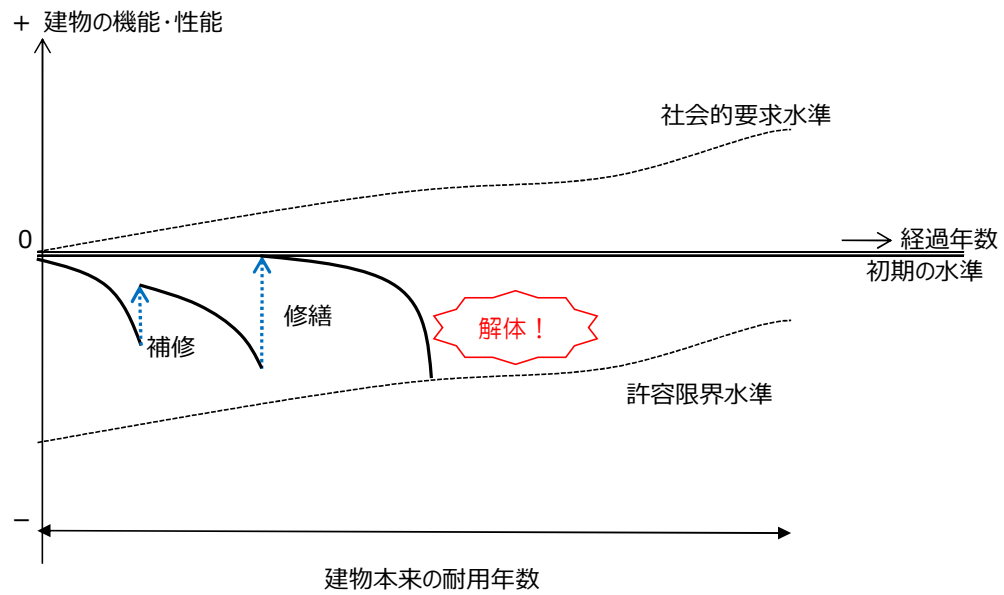
例えば、トイレの器具類や内装、照明設備等は長寿命化対象部位ではなく事後保全でも支障がない部位とされていますが、特に不特定多数の市民が利用する区役所・市民館・図書館等においては、便器の和式から洋式への改修、臭気及び照明などの改善や排水配管の改修等が求められています。

そのため、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、適切な対策を検討・実施します。

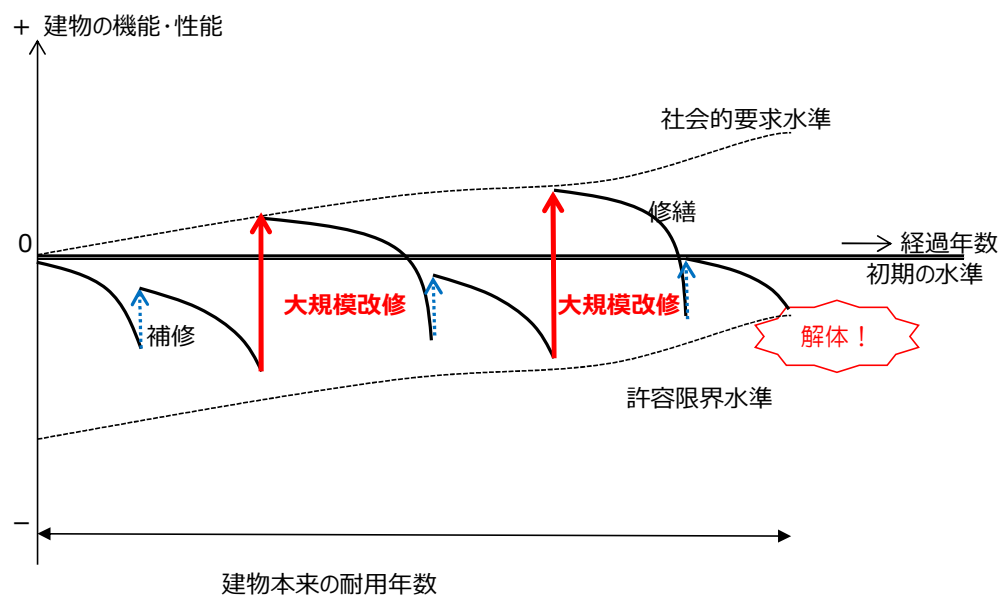
（※）社会的・技術的情勢の変化により、ものの機能・性能などの相対的価値が低下すること（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編）」より）

図表 3 - 2 - 11 計画的な保全による施設の長寿命化イメージ図

今までの建替えサイクル



計画的な保全



図表 3 - 2 - 12 長寿命化対象部位一覧表（令和 3 年度時点）

部 位			対象箇所・設備の例
建築	屋根	屋上防水「保護防水」	平陸（水平）屋根（屋上、テラス）
		屋上防水「露出防水」	陸（水平）屋根（屋上）
		屋根「鋼板、瓦、折板等」	勾配屋根
		屋根「アスファルトシングル」	勾配屋根
	外壁	タイル張	—
		吹付け材	—
		鋼板	—
		打放しコンクリート（樹脂塗装）	—
電気	受変電設備	受変電設備	遮断器、断路器、L B S、P A S、高圧ケーブル／変圧器、コンデンサ、リアクトル
	発電・静止形電源設備	自家用発電設備	—
		直流電源装置（蓄電池設備）	自家発起動用蓄電池も含む
	中央監視設備	中央監視装置（自動制御装置）	自動制御装置も含む
	通信・情報（防災）	自動火災報知設備	火災受信盤
		非常放送設備	—
機械	空気調和設備	空気調和機（エアハンドリングユニット）	全館空調型
		冷温水発生機	—
		冷却塔	—
		空冷ヒートポンプチャラー	—
		その他空調設備	ヒートポンプエアコン（電気式・ガス式）・ビルマルチエアコン・パッケージエアコン・ファンコイル等
	給排水衛生	温水ボイラー・温水ヒーター	—
	昇降設備	エレベーター	—
		小荷物専用昇降機	—
	消火設備	消火設備	泡消火設備、ハロゲン化物消火設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備等
舞台設備	舞台機構設備	舞台機構	吊物の滑車、ワイヤー、制御盤
	舞台照明設備	舞台照明	照明、調光ユニット
	舞台音響設備	舞台音響	スピーカー、音響ユニット

図表 3 - 2 - 13 建物の機能維持につながる対象部位の例



和式の便器



老朽化した配管

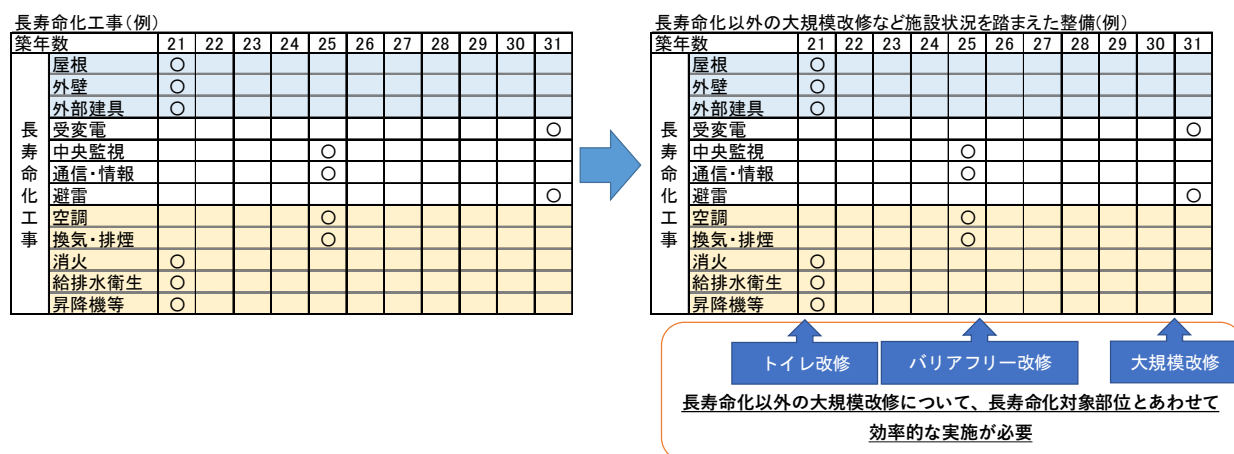
イ 施設の長寿命化の手法

(ア) 長寿命化事業予算の効果的・効率的な執行

これまでの長寿命化の取組に際しては、平準化の観点から、長寿命化事業の予算を資産マネジメント推進部署で一元管理し、全庁横断的な視点による優先度判定を踏まえ、長寿命化の設計・工事等の取組を行ってきましたが、基本的に第3期取組期間においても継続します。

また、「(2) ア(エ) 長寿命化対象部位以外への対応」で示したとおり、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位については、大規模改修を長寿命化対象部位とあわせて行うなど、効率的・効果的な整備や、事業費平準化に向けて、資産マネジメント推進部署が改修の内容や時期等を調整していくものとします。

図表3-2-14 長寿命化工事と大規模な改修の調整(例)



(イ) 適正な施設の点検及び劣化調査の実施

施設を適切に維持するためには、施設の各部位及び設備機器それぞれの機能・性能についての異常・劣化・損傷の状態を調査し、異常等がある場合、必要に応じた措置を判断する「点検」が必要です。

点検には、施設管理者等が、設備などの運転監視と並行して、異常・劣化を目視等にて日常的に調査する日常点検と、法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられる法定点検（有資格者による実施が必要であることから、基本的に民間事業者への委託により実施）の2種類がありますが、法定点検はもとより、適正な日常点検を実施し、劣化等の早期発見に努めることは大変重要です。

そのため、資産マネジメント推進部署では、施設管理者等に対して、建築物の各部位及び設備機器の機能・性能をわかりやすく解説するための研修会を開催し、建築物に関する知識の向上を図るとともに、「点検チェックシート」、「点検マニュアル」などを整備し、施設管理者等は全庁共通の判断基準に基づく施設点検を実施します。また、施設管理者等は施設の劣化調査を行い、その結果については、資産マネジメント推進部署とも共有し、全庁横断的な視点による設計・工事等の優先度判定などに利用します。

(ウ) 効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討

施設の管理は、建物のハード面の管理と事業運営などのソフト面の管理があり、上述の点検はハード面の管理の一部ですが、施設管理者はその両方を担う必要があります。しかし、ハード面に精通した技術職員が配属されている施設は少なく、技術職員が配属されていない施設では事務職員が担う状況や、法定点検等専門的な業務では民間事業者に委託する状況がありますが、不慣れな業務に取り組むことや、民間事業者に委託する場合は施設ごとに委託の手続きが必要なが多い状況です。

しかし、複数の施設をまとめて、ハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託することで、効率的・効果的に施設のハード面の点検・管理を行うことが期待されることから、今後、こうした手法の導入に向けた検討を行います。

(エ) 施設情報の一元化

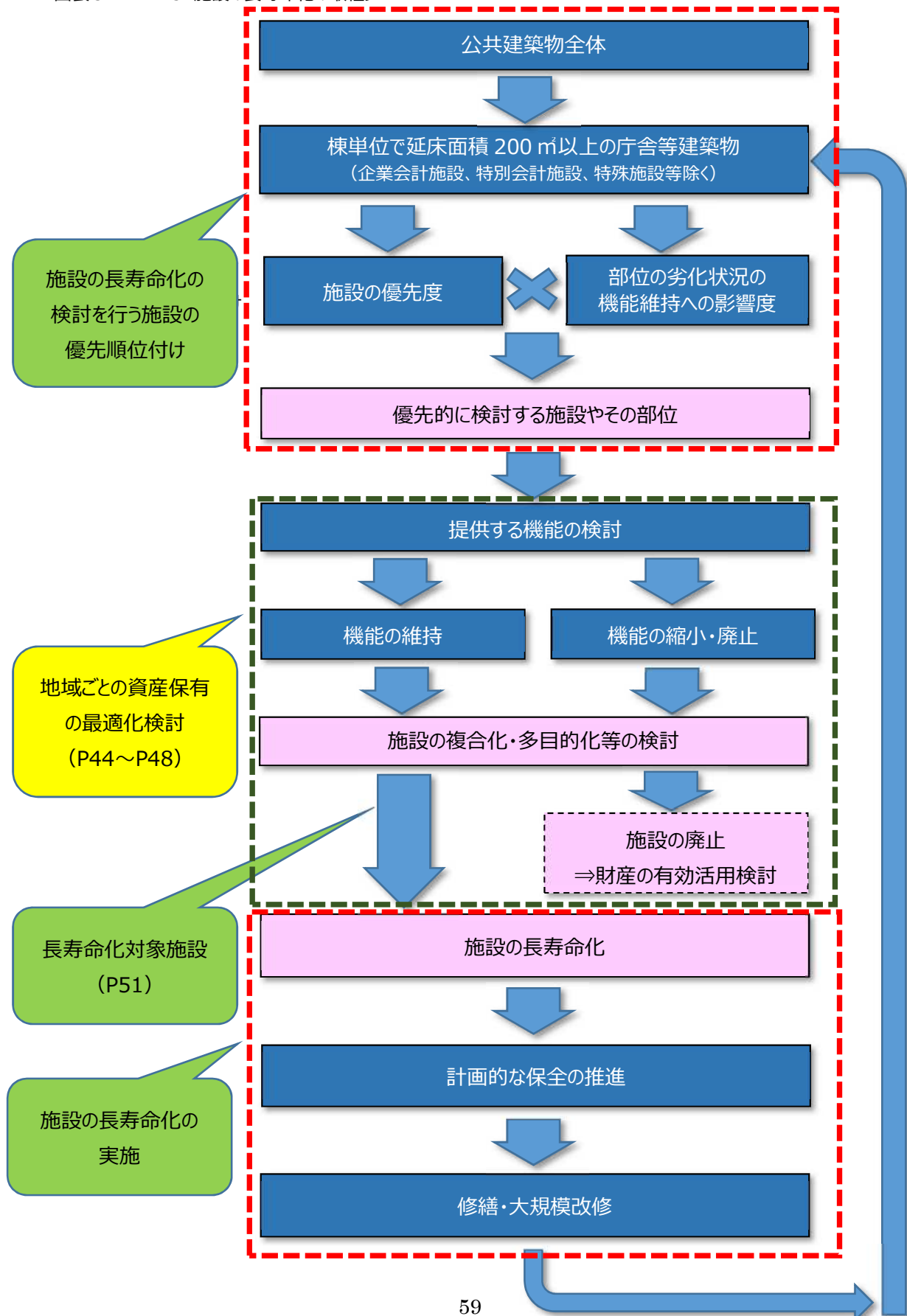
資産マネジメント推進部署において全庁横断的な視点による取組を行うためには、各施設の劣化や不具合等の情報を一元化し、把握する必要があることから、引き続き、システムによる情報の一元管理を行います。

なお、上記「(ウ) 効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討」を踏まえ、ハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託する場合でも、民間事業者が点検・管理結果等の情報を簡易に入力可能なシステムとすることを検討します。

ウ 施設の長寿命化の流れ

第3期取組期間においては、基本的に以下のような流れで取組を推進します。

図表3-2-15 施設の長寿命化の取組フロー



(3) 財産の有効活用

ア 基本的な考え方

財産の有効活用とは、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出するため、未利用となった土地・建物の売却・貸付や、市有財産を媒体とした広告事業の他、公有地でのイベント実施による新たな市民サービスの提供、公共施設における空き時間の他用途での活用などを行うものです。

これまで本市では、庁舎等の駐車場の有料化やネーミングライツ、未利用地等（未利用地や未利用床）の活用等、取組を順次拡大しており、第3期取組期間においても、以下の基本的な考え方に基つき、財産の有効活用の取組を推進します。

(ア)「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づく取組の推進

本市では、2007（平成19）年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、市有財産を有効活用するための基本目標として

- 1 持続可能な市の財政基盤としての継続的・安定的な財源確保
- 2 持てる能力を最大限生かした市有財産の有効利用・有効活用の推進

の2つの目標を定めました。また、目標を達成するため、

- 1 市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用や余裕の市有財産を有効に使う
- 2 広告関連事業を始めとした、新たな活用策への取組みを行う
- 3 地域ニーズや市民との協働などに配慮した活用を推進する
- 4 利用度を評価するなど、資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出す

ことを4つの柱として設定しました。

第3期取組期間においてもこうした考え方に基つき、取組を推進します。（上記「未利用や余裕の市有財産」について、以下「公有財産等の未利用部分」といいます。）

(イ)「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づく取組の推進

本市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として、2020（令和2）年3月に「民間活用（川崎版PPP）推進方針」を策定しています。

さらなる歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出していくため、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づく民間活用手法の採用等により、一層の取組展開を図るとともに、民間事業者の参入により周辺地域の活性化につながる手法について検討します。

イ 財産の有効活用の手法・流れ

公有財産等の未利用部分の原因については、以下のようなものが考えられます。

- ①行政目的のために取得したが、行政目的として利用するまで長期間を要するため
- ②行政利用等を行っているが、待合スペースの一部や壁等に他の用途での利活用が見込まれるため
- ③行政利用等を行っているが、利用時間等が限定されており他の用途での利活用が見込まれるため
- ④行政目的が達成された、もしくは、公共的活動の為に貸付等を行っていたが、所期の目的が達成され、利用されなくなったため

これらを踏まえ、以下に公有財産等の未利用部分の活用に関する手法・流れを記載します。

(ア) 公有財産等の未利用部分の貸付・広告事業、売却

主にイの①の原因による公有財産等の未利用部分については、将来的に行政目的として利用することから、本市において保有する必要がある一方、その発生時点では行政目的が存在していないことから、貸付・広告事業を実施します。（なお、行政目的で使用する事となった場合、当該行政財産（公共施設）については、資産保有の最適化の考え方を基に機能の整理を行います。）

①の原因による公有財産等の未利用部分については、行政目的の進捗状況や変化などにより継続的な状況把握と対応が求められるため、別途調査を行います（以下イ（イ）参照）。

また、②の原因による公有財産等の未利用部分については、行政利用を妨げない範囲で貸付・広告事業を実施します。③の原因による公有財産等の未利用部分についても、利用時間等においては行政利用を行う必要がある一方、行政利用等がない時間帯については、地域住民への開放や貸付・広告事業等を実施します。

一方、④の原因による公有財産等の未利用部分については、今後の行政目的の有無、立地状況、貸付を行った場合の歳入と維持管理コスト等を総合的に勘案し、貸付・広告事業又は売却を実施します。

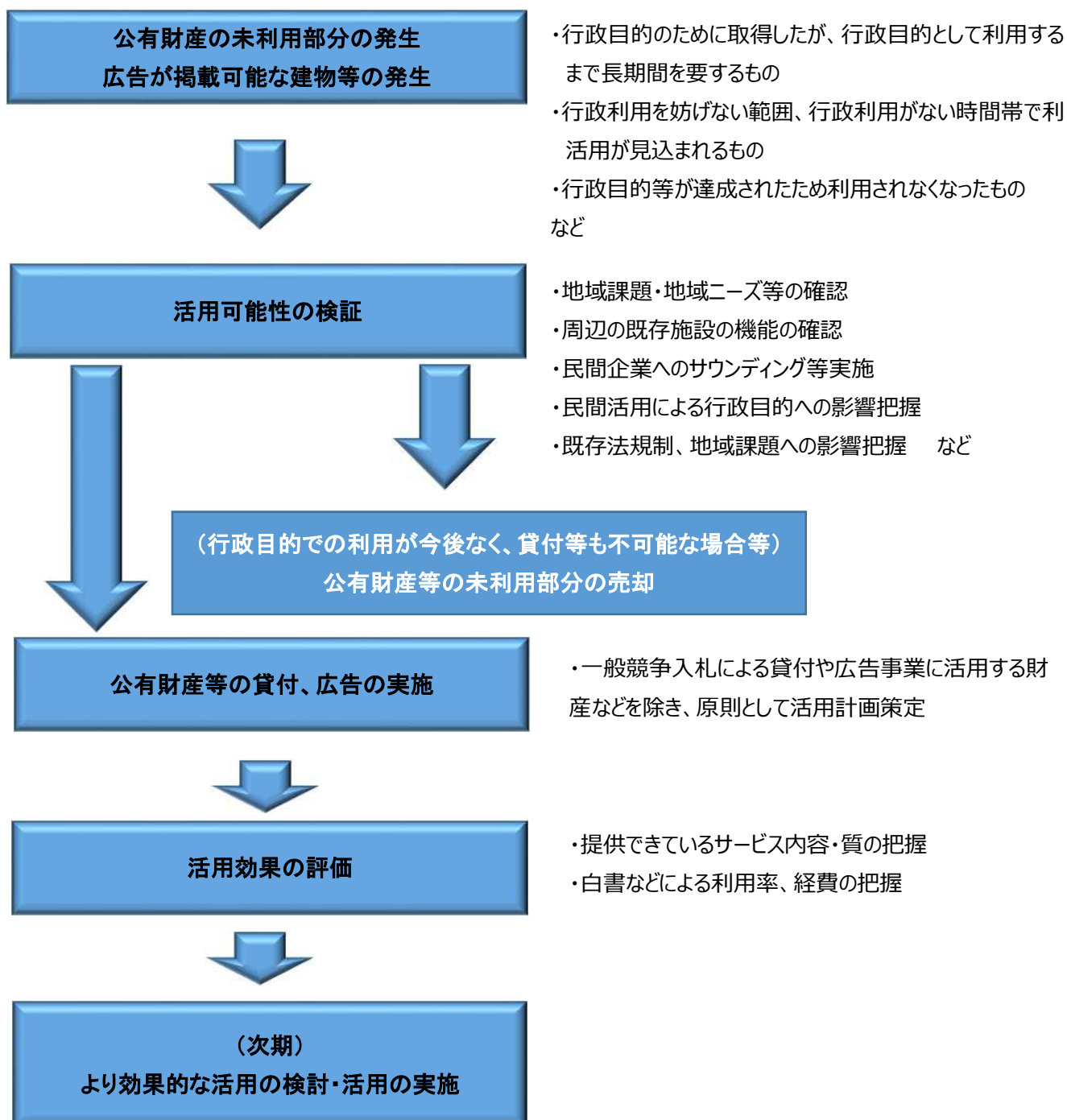
<活用可能性の検証>

行政財産の未利用部分の貸付、広告事業を検討するにあたっては、地域課題や地域ニーズ、個々の財産の特性や法令等による制限、民間企業へのサウンディング等の実施結果、本市及び他都市の活用事例などを総合的に勘案した上で、貸付事業や、広告事業によって財政効果に加え、施設利用者や地域住民の利便性の向上に役立てることができないかを検証していきます。検証の結果、活用可能性が見込まれる財産については、一般競争入札による貸付や広告事業に活用する財産などを除き、原則として活用計画（提供するサービスの内容、利用率等の目標値、活用に必要なコスト等を記載）を策定し、活用を行います。

<活用効果の評価>

活用を行うこととなった財産については、原則として活用期間の終了前に、当初の想定に対して活用効果がどの程度見込まれるかを評価し、次期取組の計画にあたって、評価内容や地域・利用者のニーズ変化を踏まえ、更なる歳入の確保や利便性の向上など、より効果的な活用を検討した上で財産の有効活用を実施します。

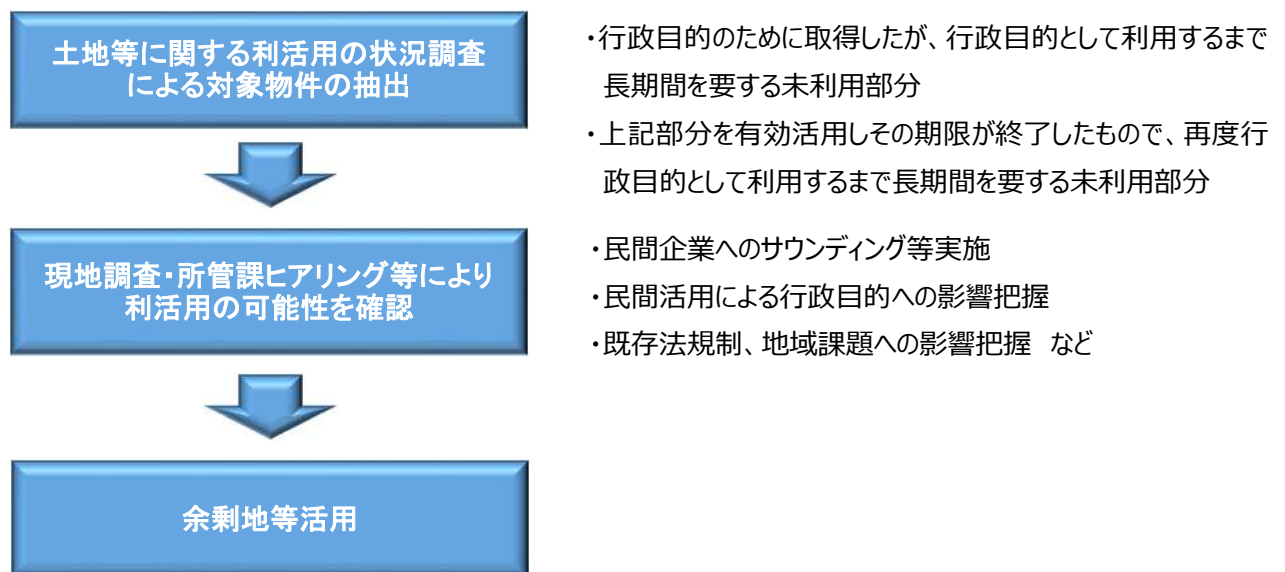
図表 3 - 2 - 16 公有財産等の未利用部分の貸付、広告事業に関する流れ



(イ) 庁内における未利用地・建物の把握

主にイの①の原因による公有財産等の未利用部分について、一定の面積を有する土地・建物のうち、当面（おおむね５年以内）利活用の予定が無いものについて、定期的に「土地等に関する利活用の状況調査」を行い、民間企業へのサウンディング等の実施結果や民間活用による行政目的への影響把握も踏まえ、積極的な利活用につなげていきます。

図表３－２－１７ 庁内における余剰地等（未利用地・建物）の活用方法検討の流れ



～～コラム～～

かつての余剰地活用の多くは、行政利用か民間活用（貸付・売却など）の二者択一の考え方が主流でしたが、現在では、PFI 事業などで見られるように、公共施設への民間収益施設の合築や民間施設の一部を区分所有する形の公共施設など様々な活用の仕方が可能となっています。

また、公共サービス提供においては、行政以外の多様な担い手による新たな空間の創造や社会的な課題に取り組む活動など、これまでの発想の延長線上ではないサービス提供が行われている事例もあります。

限られた資源や財源を有効に活用し、真に持続可能な社会を構築していくためには、本市が公費を直接的に投入して課題解決を図るだけでなく、民間事業者を含めた多様な主体の発想・アイデアを積極的に取り入れていくことが重要です。

3 3つの戦略の関係性

本市においては、これまで示してきた3つの戦略に基づく資産マネジメントの取組を進めてきましたが、3つの戦略はそれぞれが独立しているわけではなく、相互に関連し合って存在しています。

資産マネジメントにおいては、3つの戦略を組み合わせ、相乗効果を生み出していくことが重要となります。

【組み合わせの例】

例1：資産保有の最適化×施設の長寿命化

2つの異なる機能を持つ施設を一方の施設に複合化し（資産保有の最適化）、複合化を行うためにレイアウト変更等も踏まえた大規模改修を実施（施設の長寿命化）

例2：資産保有の最適化×財産の有効活用

2つの施設にある類似の機能を1つの施設に集約し（資産保有の最適化）、行政目的で使用しなくなった施設を売却（財産の有効活用）

例3：施設の長寿命化×施設の長寿命化×財産の有効活用

上記例1の取組を行った施設（資産保有の最適化及び施設の長寿命化）について、ネーミングライツを導入（財産の有効活用）

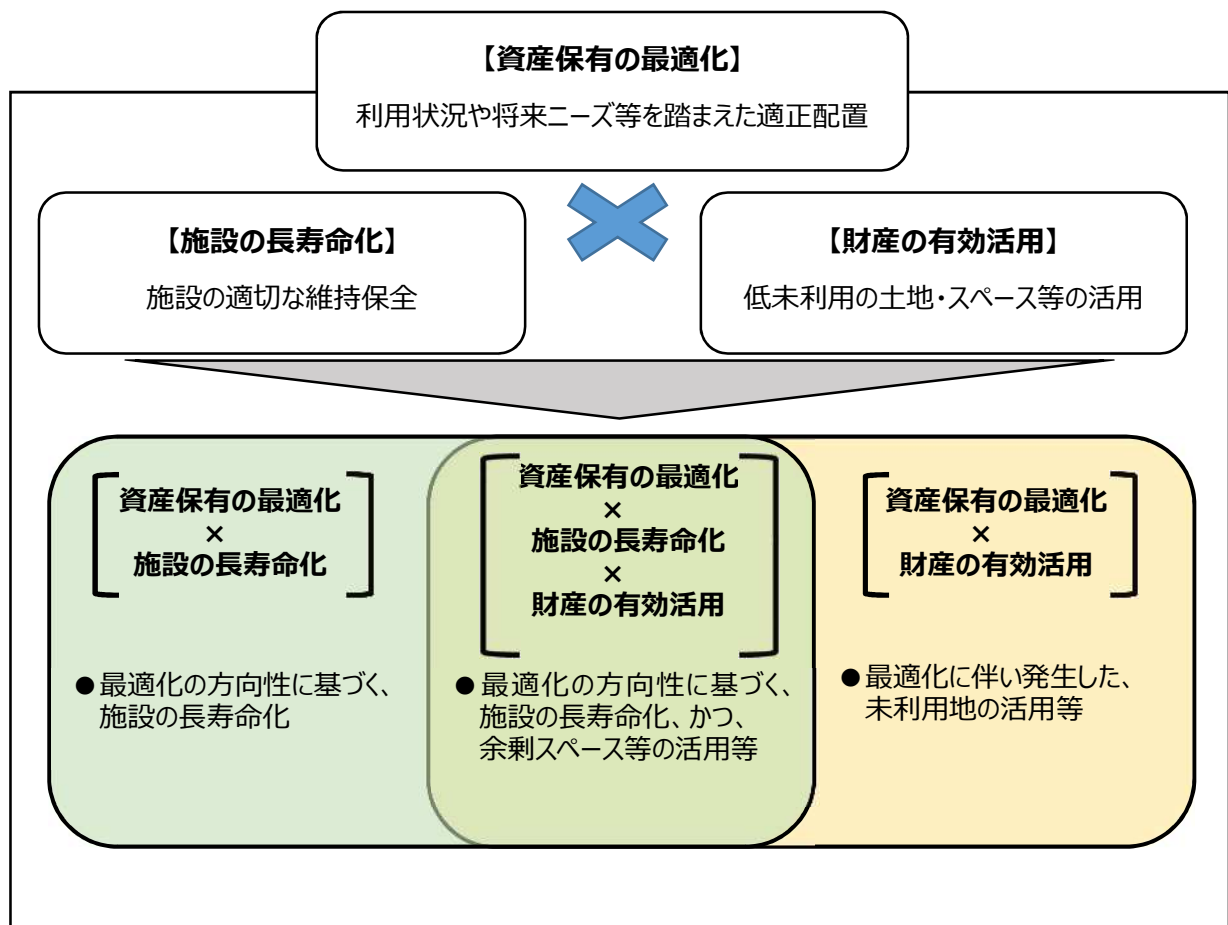
また、「1 第3期取組期間における取組全体の基本的な考え方」の実現には、まず、必要な機能の整備を図るために資産保有の最適化を推進し、その上で、本市が引き続き保有する施設の長寿命化や、本市において未利用となった財産の有効活用を推進する必要があります。

よって、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した必要な機能の検討や広域的観点に基づく検討など、資産保有の最適化を起点として検討を行います。その上で、改修が必要なものは施設の長寿命化を行い、行政による未利用部分が見込まれるものは財産の有効活用の検討を行います。

しかしながら、老朽化による施設の長寿命化や、余剰地貸付による事業推進などの財産の有効活用を起点として、資産保有の最適化を検討していく流れも考えられます。

原則は資産保有の最適化が起点となりますが、施設の長寿命化、財産の有効活用が起点となる場合でも、3つの戦略を総合的に検討していくことが重要となります。

図表 3 - 3 3つの戦略の関係性



第4章 施設分類ごとの方向性

第3期実施方針に基づく取組を推進するにあたっては、施設分類ごとの方向性を踏まえた検討が必要となることから、以下に、施設分類ごとの方向性を示します。

公共建築物においては、白書における「大分類」を施設分類の単位とし、「大分類」に属する「中分類」を【対象】として記載しています。

1 公共建築物

(1) 庁舎施設

【対象】

本庁舎（市役所）、区役所、支所・出張所、事務所・事業所、その他庁舎施設

【概要】

地方自治法等に基づき、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため、本庁舎（市役所）、7区役所、2支所・4出張所、6行政サービスコーナーなどが設置されています。

また、各区役所道路公園センター、市税事務所など、特定の施設の管理や事務に特化した事務所などが設置されています。

【現状と課題】

市役所の新本庁舎は令和4(2022)年度末の完成を目指して、整備を行っているところであり、その間、民間ビルなどに分散して、事務を行っています。完成を機に、早期の移転による本庁機能の集約や新たなワークスタイルへの対応が必要です。また、第3庁舎は新本庁舎への機能移転に合わせて、事務室環境を再整備する必要があり、第4庁舎は新本庁舎の完成から一定期間経過後には、本庁機能を担う必要がなくなる予定です。

川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転が決定しており、具体化に向けた検討を行っています。

【今後の方向性】

新本庁舎の完成を機に、本庁機能の集約を進め、整備された執務環境の中で新たなワークスタイルへの対応を推進します。また、機能移転に合わせて、第3庁舎でも新たなワークスタイルに応じた執務環境を整備し、第4庁舎は利活用について検討します。

川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転に向けた取組を着実に進めます。

(2) 消防施設

【対象】

消防署、消防出張所、消防団器具置場、その他消防施設（公舎ほか）

【概要】

本市では常備消防で使用する施設が、36署所をはじめ、航空隊庁舎、消防訓練センター主訓練棟、倉庫、公舎など、計45施設設置されています。また、非常備消防（消防団）で使用する施設が54施設（各消防団器具置場54か所）設置されています。その他、消防力の整備方針に基づき、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車などが配備されています。

【現状と課題】

消防施設においては、築30年を超える施設が多くあり、各所で老朽化が進んでおり、空調設備やシャッター設備の故障など、活動に支障を来す可能性のある事象も発生しています。また、感染防止対策や女性消防士が活躍できる環境整備などの観点から、消毒洗浄室の設置や仮眠室・浴室の個室化などを進めていく必要があります。

本市の人口は今後減少傾向に転じていく見込みですが、老年人口については増加を続ける見込みであり、更なる救急需要の増加に対応するため、適切な救急体制を整備していく必要があります。

【今後の方向性】

機能の充足状況や建物・設備の劣化状況など、ソフト・ハード両面における課題を整理し、適正な機能・規模・配置等を検討していきます。その上で、消防施設の整備方針を策定し、時点修正を加えながら、効率的かつ効果的な整備を推進していきます。

(3) 学校施設

【対象】

小学校、中学校、高等学校、複合学校、特別支援学校、その他学校（市立看護大学）、学校給食センター、その他学校施設

【概要】

学校教育法、教育基本法等に基づき、市内に小学校114校、中学校52校、高等学校5校、特別支援学校4校（以下「学校」といいます。）が設置されています（そのうち、川崎高等学校及び附属中学校、子母口小学校・東橋中学校、はるひ野小学校・はるひ野中学校、王禅寺中央小・中学校は、同じ敷地内にそれぞれ異なる学校種の施設を合築して整備しています。）。加えて、市立中学校における学校給食の調理等の業務を一括して行うことを目的とし、学校給食センターが市内3か所に設置されています。

また、これまで設置されていた市立看護短期大学に代わって、令和4年度より、医療の高度化・多様化への的確な対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくことを目的として、4年制

大学である市立看護大学が設置され、運営が開始されます。

【現状と課題】

本市が設置する学校については、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備が集中しており、その多くが築30年を経過しています。こうした状況等を踏まえ、平成26(2014)年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、再生整備と予防保全による長寿命化に取り組んでいるところです。一方で、再生整備に含まれない設備、特に給水管については老朽化による劣化が著しく進行しており、早急な対応が必要な状況となっています。

また、年少人口については今後減少が見込まれるものの、一部の地域においては児童・生徒数の増加が見込まれること、さらに、35人学級化により、学校によっては今後、教室数の不足が見込まれる状況です。

【今後の方向性】

「学校施設長期保全計画」等に基づく施設の長寿命化を引き続き進めるとともに、学校における老朽化した給水管について、今後、優先順位付けを行い、対応を図ります。また、「Kawasaki教室シェアリング」や「みんなの校庭プロジェクト」など、市民ニーズを踏まえた、学校施設の更なる活用に向けた取組を推進します。

35人学級化等による教室数への不足に対しては、多目的教室等の普通教室への転用や通学区域の見直しの可能性を検討した上で、児童・生徒数の推計に基づき不足する教室数・不足する期間を踏まえ、校舎の増築やリースを検討します。

（４）市民活動・社会教育施設

【対象】

市民活動施設、図書館、体育施設、青少年施設、文化施設、複合施設、その他社会教育施設

【概要】

市民活動・社会教育施設と考えられる施設を広くまとめた施設分類であり、特定の目的で設置された施設であっても、市民等が利用を希望すれば、基本的に誰でも利用できる機能を持つ施設からなります。

また、施設の設置目的が異なっても、同じ機能を有していれば、同様に利用できるため、中分類は施設の主な機能を中心にまとめたものとしています。

【現状と課題】

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、施設の利用状況等にも変化が生じており、こうした変化に的確に対応するため、市民館・図書館のように施設分類単位でのあり方の見直しや、施設単独でのあり方の見直しが必要な場合があります。

一方で、設置目的が異なっても同じ機能を持つ施設群の最適配置など、機能面から施設のあり方の見直しを行うことも必要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の利用制限などがあり、利用者数は以前と比べて減少していますが、今後の動向の見通しは付き難い状況です。

市民活動施設については、会議室、ホールなどを主な機能として有する施設であり、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進めています。また、築年数が40年を超え、老朽化等の課題のある施設や、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。市民館については、「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3(2021)年3月に策定しており、これに基づく取組が必要です。

図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組が必要です。

体育施設については、「川崎市スポーツ推進計画」を平成30(2018)年3月に改定し、令和4(2022)年3月に改定予定であり、これに基づく取組が必要です。また、「等々力緑地再編整備実施計画」の改定を予定していますが、等々力緑地内の体育施設については、これに基づく取組が必要になります。

青少年施設については、子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ヶ岳少年自然の家が該当しますが、八ヶ岳少年自然の家は、築年数が40年を超えた木造の棟もあり、今後の方向性の検討が必要な状況です。

文化施設については、美術館、博物館、音楽・演劇ホールなどが該当しますが、市民ミュージアムは令和元(2019)年の浸水被害により、既存施設を除却し、移転が必要な状況です。また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。

複合施設については、様々な機能が複合化した、比較的大規模な施設であり、スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）と川崎市民プラザが該当しますが、川崎市民プラザは築年数が40年を超え、老朽化等の課題があり、また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有するなど、今後の方向性の検討が必要な状況です。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しつつ、施設の利用状況等を踏まえながら、必要に応じて、施設分類単位等での施設のあり方の見直しを行い、また、ホール機能を持つ施設のあり方検討のように、機能面から施設のあり方の見直しを行い、資産保有の最適化を検討します。

市民活動施設については、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進め、また、ホールのあり方検討を踏まえた取組や、老朽化等を踏まえた生活文化会館（てくのかわさき）、男女共同参画センターの今後の方向性、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。

図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。

体育施設については、「スポーツ推進計画」の改定の方向性を踏まえた取組や、改定予定の「等々力緑地再編整備実施計画」を踏まえた取組を検討します。

青少年施設については、八ヶ岳少年自然の家の老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討するなどの取組を進めます。

文化施設については、市民ミュージアムの移転に向けた取組や、ホールのあり方検討を踏まえた取組を検討します。

複合施設については、川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討します。

(5) 福祉施設

【対象】

わくわくプラザ、こども文化センター、地域子育て支援センター、児童相談所、保育園、老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター、老人ホーム・福祉住宅、障害者福祉施設

【概要】

児童福祉法等に基づき、市内にわくわくプラザ114か所、こども文化センター58か所、地域子育て支援センター7か所、児童相談所3か所、公立保育所21か所が設置されています。

また、老人福祉法等に基づき、市内に老人いこいの家48か所、老人福祉センター5か所、老人福祉・地域交流センター2か所、老人ホーム（特別養護老人ホーム・老人ホーム）・福祉住宅が計14か所設置、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、障害者福祉施設が30か所設置されています。

【現状と課題】

わくわくプラザについては、放課後児童健全育成事業に係る面積基準が条例で定められており、条例を遵守した事業を実施するために、適切に対応していく必要があります。

こども文化センターについては、子どもの居場所の一つとして、多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れる機会を提供する役割があるものの、個々のセンターのサービスの質に差異が生じており、利用実態の差や、社会状況の変化に伴う役割を再整理した上で、市民サービスの向上を図る必要があるとともに、多くの施設について、築年数が経過し老朽化が進んでいること、必ずしも単一の施設であることが求められる施設特性ではないことから、施設の複合化や多目的化等の資産保有の最適化に向けて検討する必要があります。

地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型「さぎぬま」「すがお」「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」について、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、施設の効率的・効果的な運営及び資産の有効活用を検討する必要があります。

児童相談所については、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう、一時保護所における保護定員を増やすための施設整備が必要な状況となっています。また、児童相談所職員の増員に伴う執務室の狭隘化への対応についても、対応が必要な状況となっています。

公立保育所については、「保育所の運営は民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていく」ため、民営化を進めてきており、令和3(2021)年4月に完了したところです。

老人いこいの家については、48施設中33施設が築30年以上を超えるなど全体的に老朽化が進んでおり、また、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度、令和元(2019)年度において実施した「高齢者実態調査」において、「老人いこいの家等を特に利用したいと思わない」と回答した方が増えている状況です。

特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが提供されるようになってきたことから、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」(平成30(2018)年3月)に基

づき、譲渡・貸付・建替えによる民設化を進めています。また、障害者福祉施設についても、民間により質の高いサービスが提供されるようになったものについては、当該計画に基づき、民設化を進めています。

【今後の方向性】

わくわくプラザについては、児童推計等に基づき放課後児童健全育成事業の必要面積を見極め、追加で面積確保が必要になる場合においては、教育委員会等と適切に連携し、現に使われている余裕教室の活用等によって、必要なスペースの確保を図っていきます。

こども文化センターについては、こども文化センターに求められる役割について、地域特性や、利用者の属性、ニーズ等に基づき再整理する中で、提供するサービス内容や実施手法について、必要に応じた改善・見直しを実施していきます。その上で、築年数が経過し老朽化が進む館や更新時期を迎える館等について、役割面の再整理の状況も踏まえながら、複合化や多目的化等の「資産保有の最適化」を検討していきます。

地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型のうち、「さぎぬま」「すがお」については、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用の開始又は処分を実施します。また、「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」については、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用又は処分に向けた方向性を検討します。

児童相談所については、保護定員を増やすための中部児童相談所一時保護所の改築に向けた取組を進めています。また、中部児童相談所、北部児童相談所、こども家庭センター各施設において、児童相談所職員の増員に伴う狭隘化の解消に向けた執務スペースの整備を行います。

公立保育所については、施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進めていきます。

老人いこいの家については、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」（平成31(2019)年3月）等に基づき、地域の方々に幅広く活用してもらえるよう、市民の利用機会の拡大や既存施設の活性化、老朽化対応時の多目的化・複合化などを進めていくとともに、整備について、従来の「中学校区に1か所」という考え方から、他の公共施設や民間施設の活用などによって広くいこいの家機能を展開していく「機能重視」の考え方へと転換し、取組を進めます。また、老人福祉・地域交流センターについては、例えば同センターを基幹型、老人いこいの家を地域型と位置づけるなど、役割の整理に向けた検討を進めていきます。

特別養護老人ホーム、障害者福祉施設については、引き続き、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づく民設化の取組を推進します。

（6）環境衛生施設

【対象】

医療施設、墓園・葬祭場、公衆便所、清掃処理施設、その他環境衛生施設

【概要】

医療法、墓地・埋葬等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、市内に医療施設12施設、墓園・葬祭場8施設、公衆便所14施設、清掃処理施設15施設、その他環境衛生施設

3 施設が設置されています。

【現状と課題】

本市が設置する医療施設のうち、休日急患診療所について、多摩休日夜間急患診療所以外はいずれも築35年以上が経過し、中には築40年以上が経過する施設もあるなど、各施設において老朽化が進んでいる状況です。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、患者数はコロナ前と比較すると大幅に減少しており、今後、運営のあり方についても検討が必要な状況となっています。また、歯科保健センターについては、これまで、川崎市歯科医師会館診療所、中原歯科保健センター、久地歯科保健センター、百合丘歯科保健センターの4診療所体制にて事業を行っていましたが、令和4年3月末をもって久地歯科保健センターでのサービス提供が終了することとなり、令和4年4月からは、全体の利用率を拡充した上で、市内3診療所体制での診療となります。

本市が設置する墓園・葬祭場のうち、墓園について、平成30年3月策定（令和3年度改訂予定）の「川崎市営霊園整備計画」に基づき、持続的で公平な墓所供給及び、無縁化の抑制や墓所の循環利用の促進を図っているところです。また、葬祭場については、かわさき北部斎苑において施設設備の老朽化や将来的な火葬需要の増加、多様な葬儀形態に対応するため、平成24年度から大規模改修工事を実施し、令和2年度をもって当該工事が完了したところです。一方、かわさき南部斎苑においても老朽化が進みつつあるため、適切な保全が求められています。

本市が設置する清掃処理施設のうち、ごみ焼却処理施設(以下「処理センター」といいます。)について、平成25(2013)年3月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、市全体で通常、3つの処理センターを稼働し、1処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制を構築し、計画的に施設のメンテナンスや基幹的整備を実施することにより、施設の延命化を図っているところです。一方で、処理センターを除く清掃処理施設の一部は使用年数が30年を超える施設があり、今後、計画的な施設整備計画の検討が必要になります。

【今後の方向性】

医療施設のうち、休日急患診療所について、老朽化によって診療運営に支障がでないよう適切な保全対応を行いつつ、今後の利用患者数の動向を見極めながら、状況に応じて集約、複合化等の検討を行っていきます。また、歯科保健センターについては、久地から中原及び百合丘に診療・口腔ケア枠を移行・増設し、人材等を集約化することにより、人材確保の安定化を図っているところですが、今後は、民間の一般歯科診療所や病院との機能分担や連携方法等について整理を行い、歯科保健センターの運営手法等に関する検討を進めていきます。

墓園・葬祭場のうち、墓園について、従来よりも小区画な墓所形式での墓所整備の取組を、緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園次期整備区域において進めていきます。また、葬祭場については、かわさき南部斎苑の老朽化対策に向けた調査を令和3年度に実施したところであり、今後、調査結果等を踏まえ、かわさき南部斎苑の適切な保全対応に取り組んでいきます。

清掃処理施設のうち、処理センター等の廃棄物処理施設については、廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について基幹的整備、建替等を行うとともに、資源化処理施設についてはプラスチック資源循環等の国の動向を踏まえた施設整備計画を進めていきます。

(7) 市営住宅施設

【対象】

市営住宅

【概要】

公営住宅は、公営住宅法第1条において、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的として、国と地方公共団体との負担で建設された公共賃貸住宅です。

本市の市営住宅は、令和3（2021）年4月1日現在、114団地、管理戸数1万7,452戸となっており、区別の管理戸数の状況では、昭和30～40年代前半にかけて集合住宅の大規模開発が行われた幸区（3,862戸）、高津区（4,592戸）、宮前区（4,481戸）に多くが存在し、旧来からの市街地で用地確保が困難であった中原区（696戸）や後発開発地域である麻生区（439戸）での戸数が少なくなっています。

【現状と課題】

市営住宅の応募倍率は10倍前後の高い水準で推移し、今後も高い需要が見込まれている中、居住期間が長期化する入居者が増加し、入居機会の公平性の確保や、すでに入居者の高齢化率が50%を上回る中でさらなる高齢化の進行への対応等が課題となっています。今後は、民間住宅等との適切な役割分担や連携などの新たな視点を取り入れ、既存ストックをより有効に活用していく必要があります。

また、昭和45(1970)年前後に建設した住宅が多く、建物の老朽化、設備の陳腐化が進んでいると同時に、令和22(2040)年前後には建替え時期を迎える住宅が集中することから、平成29（2017）年3月に「第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」を策定し、建物の長期活用のための改善事業（長寿命化改善）を積極的に推進するとともに、建替え事業量の平準化に向けて計画的に建替え事業を実施しています。一方で、高経年ストックの仕様は現行の標準的な仕様と乖離しており、改善事業では一定の居住水準の確保が難しいことや、単身世帯の増加など入居者の小世帯化が進む中、小規模住戸の割合が少ないことなど、変化する社会ニーズに十分に対応できていないことが課題となっています。

なお、平成18(2006)年度以降は将来の人口減少等を勘案し、戸数を増やさずに維持してきたところですが、狭小な高経年ストックを建替える中で、市営住宅の総床面積は増加傾向となっています。

【今後の方向性】

民間賃貸住宅の活用を含めた重層的な住宅セーフティネットの中核として、限りある市営住宅ストックをより効果的に活用する観点から、住宅に困窮する市民へのよりの確・公平な提供や入居者の流動性向上、福祉施策等との連携による地域での居住の安定の確保に向けた取組を進めていきます。また、引き続き、建替え事業量の平準化に向けた計画的な建替え事業を実施するとともに、変化する社会ニーズに的確に対応する観点から、改善事業の見直しや小規模住戸の割合の拡大、小規模団地の集約再編など、効果的・効率的にストックを最適化する取組を進める中で、総床面積の増加の抑制を図ります。

(8) 商業・産業施設

【対象】

市場、競輪施設、港湾施設、産業振興施設

【概要】

市場は、卸売市場法に基づき、市民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う施設として、中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場があります。

また、競輪施設は、昭和24年に開設して以来、約60年間の長きにわたり本市財政に大きく貢献するとともに、余暇活動の一形態である大衆娯楽としての役割を担ってきた川崎競輪場など2施設あります。

その他、川崎港千鳥町地区、東扇島地区の公共ふ頭などに設置された港湾施設、多数のベンチャー企業等が入居するインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター（KBIC本館）」などの産業振興施設があります。

【現状と課題】

北部市場は、開場から39年が経過し、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕を実施しているものの、設備機器類の不具合の発生が増加しているため、全体的な機能の更新を必要としています。

また、両市場とも、平時はもちろん、有事においても生鮮食料品等の供給を継続するとともに、救援物資集積拠点等の災害対応機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を実施しています。

川崎競輪場は、「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」（平成22（2010）年3月）において、富士見公園との調和に配慮しながら、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化し、できる限り多目的な活用をめざすこととしています。

港湾施設や産業振興施設においても、築30年を超える老朽化した施設が多数あり、長寿命化などの取組を進めているところです。

【今後の方向性】

北部市場は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの概ね10年間における運営方針等を定めた、「川崎市卸売市場経営プラン」（令和元年6月改訂）に基づき、民間活力導入を視野に入れた機能更新手法や管理運営手法について検討を行い、機能更新に向けた取組を進めます。

川崎競輪場は、「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」を再整備のメインコンセプトとして、既存バンクを活用しながら、引き続き、コンパクト化の整備を段階的に進めていきます。

港湾施設や産業振興施設においても、建物や設備の劣化状況を踏まえ、効率的かつ効果的な維持更新を進めます。

(9) 駅周辺施設

【対象】

駅前広場・通路等

【概要】

本市が管理する昇降施設のうち当該施設分類の属するものにはエレベーター55基、エスカレーター44基があり、駅の自由通路や歩道橋等の立体横断施設への移動等を円滑化するために階段とともに設置しています。

駅前広場等に設置されている通路等については、川崎駅や武蔵小杉駅に設置されており、鉄道駅と一体になって機能しています。

【現状と課題】

昇降施設は社会環境の変化に伴って、求められる機能・安全性等も年々高まっており、機能向上が求められています。昇降施設は、部品の不具合等が見つければ早めの対策を実施することで常に安全で利用できる状態を確保するとともに、社会環境の変化による要求レベルの向上へも対応できるように、定期点検による施設の健全度の把握と計画的な更新を実施していく必要があります。

駅前広場等に設置されている通路等については、施設の老朽化による損傷の進行が、第三者被害につながる可能性が高い施設です。また鉄道駅と一体になって機能性していることから、劣化が進み、大規模な補修等が必要となった場合、市民生活等への影響が非常に大きいと考えられます。そのため大規模な修繕・更新とならないよう、今後も引き続き、定期点検を実施するとともに、適正な管理水準を設定し、点検結果に基づく計画的な修繕を実施していくことが必要です。

【今後の方向性】

昇降施設については、利用できるだけでなく安心・安全・快適性も求められること、今後の高齢化の進展や昇降施設の安全に係る技術基準の見直しなど、昇降施設を取り巻く環境の変化に伴って機能向上が求められることなどから、1か月に1回の保守点検と1年に1回の定期検査を実施し、施設の状態及び機能向上の必要性などを踏まえて、定期更新型の管理を行います。

駅前広場等に設置されている通路等については、変状等が第三者被害に直結する可能性がある大規模・重要構造物であるため、安全性確保と第三者被害回避の観点から、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき定期点検を実施し、予防保全型の管理を行います。

(10) 防災施設

【対象】

防災拠点施設、ポンプ場

【概要】

大師河原水防センターは、多摩川の氾濫等により被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として、市と国土交通省が平成19（2009）年に開設した防災拠点施設です。平常時は、施設の一部を環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場所として活用しています。その他の防災拠点施設とし

て、多摩防災センターほか2施設があります。

ポンプ施設は、路面が地表より低く、雨水が流入しやすい構造となっているアンダーパス等に設置し、降雨時に集まった雨水を水中ポンプで外部に排出し、道路の冠水を防止する施設です。建物を有するポンプ場は9施設あります。

【現状と課題】

防災拠点施設のうち、防災行政無線西生田中継所は、竣工から35年が経過し、建屋の老朽化が進行しており、防災拠点設備としての機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を継続していくことが必要です。

また、ポンプ場については、竣工から40年を経過した建物が2施設、30年を経過した建物が1施設あることから、防災拠点施設同様、継続的に老朽化対策を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

防災拠点設備については、建物の劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。

ポンプ場については、「川崎市道路維持修繕計画 実施プログラム【ポンプ施設編】」（平成31(2019)年3月）において、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間の維持修繕が計画されており、ポンプ場設備については、「定期更新型」の管理を基本としています。ポンプ場建屋についても劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。

(11) 上下水道施設

【対象】

上工水道施設（配水工事事務所、サービスセンター等）、下水道施設（下水道事務所等）

【概要】

市内には、安全・安定した給水の確保と災害時の機能維持のための水道管路等の維持管理と更新を行っている配水工事事務所3施設、水道料金等及び給水装置に関する業務を所管しているサービスセンター3施設、その他長沢浄水場広報施設等の上工水道施設が設置されています。

また、下水道施設として、下水道事務所が4か所設置されており、下水道管きよ等の維持管理や宅内排水設備の普及促進及び指導、排水設備工事の現場確認・監督及び検査等を行っています。

【現状と課題】

建築年数が30年以上の施設が20施設中15施設あり、老朽化が進行しているため、今後、老朽化に伴う施設の建替を計画的に行っていく必要があります。

【今後の方向性】

事務所については、施設の老朽化に伴い、機能の整理をした上で施設の適正配置等について考慮する必要があるため、検討を行います。

(12) 交通施設

【対象】

営業所、その他交通施設

【概要】

道路運送法に基づき、公共交通機関として市バスネットワークを形成しており、これを維持することを目的に、塩浜営業所、上平間営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所、各停留所が設置されています。

【現状と課題】

上平間営業所は、更新を行っているところですが、塩浜営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所は老朽化が進行しており、塩浜営業所、鷺ヶ峰営業所は築50年近くになります。

一方で、新型コロナウイルスの影響により市バスの乗車人数が減少したことから、収入が大幅に減少し、厳しい経営状況にあり、持続可能な経営基盤の構築に向け、運行計画の見直しなどを行っているところで

す。
また、営業所の更新に際しては、市バスの運行を継続しながら行う必要があることから、こうした状況を踏まえた検討が必要な状況です。

【今後の方向性】

持続可能な市バスの経営基盤の構築に向けた取組などを踏まえた上で、老朽化した営業所の更新時期や規模などを検討します。

(13) 病院施設

【対象】

病院、その他病院施設（職員宿舎ほか）

【概要】

市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市内に川崎病院(平成10（1998）年築)、井田病院(平成26（2014）年築)、多摩病院(平成17（2005）年築)の3病院、及び職員宿舎(平成22（2010）年築)を設置しています。

【現状と課題】

施設の整備や維持管理については、日常の点検・補修を適切に行っていますが、老朽化が進んでいる設備等については大規模修繕や更新が必要となっています。

川崎病院は、築23年を経過し、不具合や故障する設備が増えており、老朽化した建物や大規模設備の更新時期を迎えています。一方、3次救急も担いながら24時間休みなく高度な医療機能を維持する必要があるとともに、特殊な構造形式となっているため、一般的な建物に比べて拡張性が低く、維持修繕や、

改修工事が難しい面があります。

このような状況も踏まえるとともに、浸水対策のため、平成30（2018）年3月に「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」を策定しました。この計画にしたがって、新たにエネルギー棟や給水ポンプ棟を整備するとともに、救命救急センター棟の新築や既存棟の改修を行っています。

井田病院は、築7年を経過しており、長期的な視点にたち、日常の点検・補修などとともに、数年周期で訪れる建物、電気・機械設備等の点検や改修を、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。

多摩病院は、築16年を経過し、建物の一部や電気・機械設備等の大規模改修や、更新時期を迎えており、最新の機種や実施方法を見極める必要があり、工事ヤードの制約を考慮しながら、工事が輻輳して病院運営に支障が生じないようにするとともに、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。

【今後の方向性】

各施設における維持補修や設備の更新については、標準的な更新時期等に基づいて実施するだけでなく、病院運営への影響や工事の効率性を踏まえながら、各年度の費用負担の平準化を図り、維持管理計画を策定し、計画的に実施します。

2 インフラ施設

(1) 道路施設

【対象】

道路施設

【概要】

平成31(2019)年3月改定の「川崎市道路維持修繕計画」では、本市が管理する道路施設のうち、舗装、ボックスカルバート、トンネル、道路擁壁、自由通路、ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋、大型標識（門型）、片持ち式標識、小規模附属物（地点名標識、路側式標識、カーブミラー）、道路照明、昇降施設（エレベーター・エスカレーター）、ポンプ施設を対象としています。

【現状と課題】

本市が管理する道路は、高度経済成長期に人口増加に伴う市街地の拡大や自動車交通の増加とともに整備されてきましたが、今後、これらの道路施設が更新時期を迎えることから、維持管理費の増大かつ一時期への集中が懸念されています。

道路施設については、効率的で効果的な維持管理を推進し、持続的な道路利用環境を構築することを目的に、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、維持管理を実施していますが、道路にかかる維持管理費が増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められている状況です。

【今後の方向性】

持続的な道路利用環境の構築のため、維持管理費が増加傾向にある現状や各施設における課題を踏まえ、「施設特性に応じた管理手法の設定」「管理水準の設定（対策時期の明確化）」「優先順位付け・平準化により事業の実現性を確保」を全施設共通の基本方針として、施設特性に応じた点検方法や施設ごとの管理方針を設定し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化を目指した対策を推進していきます。

(2) 橋りょう施設

【対象】

橋りょう施設

【概要】

本市が管理する橋りょうは、令和2（2020）年3月31日時点で、610橋です。

【現状と課題】

本市が管理する橋りょうは、昭和40年代(1965～1974年)に建設された橋りょうが多いことから、高齢化が急速に進んでおり、国や他都市などと比べても、早く橋りょうの高齢化が進んでいる状況です。

橋りょう施設については、誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、施設の機能確保を図ることを目標に、全ての橋りょうを対象とした近接目視による定期点検（5年に1回）1巡目の分析結果を踏まえ、令和3（2021）年2月に「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を、ライフサイクルコストの縮減が図れる予防保全型に移行したところです。

【今後の方向性】

「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」により、「持続可能な維持管理の実現」「効率的な維持管理の実施」「新技術活用の推進」を基本方針として、橋りょうの安全性・信頼性を持続的に確保します。

また、PDCAサイクル型のメンテナンスサイクルにより、点検や修繕などを実施し、持続可能で効率的な維持管理を行い、橋りょうの長寿命化を推進していきます。予防保全型により管理するにあたって、点検結果を修繕工事の優先順位付けに反映し、より適切な時期での修繕工事の実施及び予算の平準化を図ります。

（３）自転車対策施設

【対象】

自転車等駐車場、自転車等保管所

【概要】

本市では自転車等駐車場が147か所、自転車等保管所が9か所設置されています。

また、自転車等駐車場の維持管理・運営については、平成24年度から指定管理者制度を導入しています。

【現状と課題】

令和元(2019)年度の実態調査によると、駐輪需要等の変化により、市営駐輪場及び民間施設の利用率が50%を下回っている駅が48駅のうち11駅存在する状況です。（11駅のうち2駅については、民間施設のみが配置されています。）

また、市域全体で見ると放置自転車数は年々減少傾向にありますが、鉄道駅によっては、駐輪場が足りない地域や、駐輪場に余裕があるにも関わらず放置自転車が発生している地域もあり、地域によって需給バランスに開きがあります。

【今後の方向性】

駐輪場の利用状況を適切に把握するとともに、利用者のニーズを踏まえた施設の改編など駐輪需要に応じた取組を進めます。

また、施設・設備の適正な維持管理とともに、利用率・放置自転車の状況、駐輪場利用の状況などを踏まえながら、需給バランスに開きがある地域については、施設の統廃合を含めた適正な規模・配置等を検討していくとともに、引き続き、指定管理者制度等を活用しながら効率的・効果的な維持管理・運営を行っ

ていきます。

(4) 河川施設

【対象】

一級河川、準用河川、普通河川

【概要】

本市内には、多摩川水系に属する河川と、鶴見川水系に属する河川があります。

多摩川水系には、一級河川が4河川、準用河川が4河川、普通河川が5河川の合計で13河川あり、鶴見川水系には、準用河川が5河川、普通河川が7河川の合計で12河川があります。

なお、本市が維持管理する河川は、準用河川及び普通河川です（一級河川の整備については、一部市が実施）。

【現状と課題】

本市では、3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応できる河川整備を進め、局地的な集中豪雨の多発などに備えています。

1時間あたり50mmの雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の81%であり、未改修区間の整備推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数が概ね40年以上を超過する施設の割合が約6割あり、施設の老朽化が見られるため、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。

これまでは、護岸の損傷等の事象が生じてから対処療法的に補修を行う事後保全型の維持管理を行っていましたが、洪水等により大きな外力が生じる河川構造物の特性を考慮すると、軽度の損傷においても損傷の状況が拡大し、重度の損傷への進行が早くなり補修費用が増加する傾向があります。

【今後の方向性】

1時間あたり50mmの雨を流すための河川改修を計画的に進めます。

河川の洪水等による災害の防止又は軽減にあたっては、河道、護岸その他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が常に発揮されるよう、日頃から河川巡視等や定期的な点検の実施により異常の早期発見に努め、戦略的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持・更新を計画的に行います。

また、軽易な補修を計画的に実施することで施設を適切に保全し、長寿命化を推進する「予防保全型」の維持管理を推進します。

(5) 公園施設

【対象】

基幹公園（総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園）、特殊公園（風致公園、植物園、広場公園、墓園）

【現状と課題】

市内には令和2(2020)年3月31日時点で、計1,267か所、約759.49haの公園緑地が設置されています。

平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約2.7倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年の公園施設長寿命化計画策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設(全公園施設の約12.5%)が老朽化し、補修・更新が必要となっています。

今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。

【今後の方向性】

公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な補修・更新による効率的・効果的な管理により公園施設の適切な管理を行います。

また、パークマネジメント推進方針(令和3(2021)年3月)に基づき、これまでの一律的な管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図るとともに、収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めるなど、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めます。

(6) 港湾施設

【対象】

係留施設、外郭施設、臨港交通施設等

【概要】

川崎港には令和2年(2020年)3月31日時点で、市が法定の維持管理計画に基づき管理する港湾施設は238施設あります。港湾施設には主に係留施設(岸壁、栈橋)、外郭施設(防波堤、護岸)、臨港交通施設(道路)等があります。

【現状と課題】

港湾施設は高度経済成長期及び東扇島埋立完了時期に集中的に整備した施設が多く、老朽化した港湾施設が急増しています。

維持管理を確実に実施するために、点検診断等の時期、方法、頻度等を定め、基本的な手順に沿って維持管理を行えるように、施設ごとに維持管理計画を策定しています。平成20年度より策定を開始し、令和2年度時点で237施設の計画が策定されています。策定した維持管理計画を基に、各施設の維持管理・更新に関する優先度等を定め、費用の平準化を図ることを旨とした川崎港全体の予防保全計画を国と共同で策定しています。

【今後の方向性】

維持管理計画に基づき管理する港湾施設は、それぞれ5年に1回定期点検診断を実施し、計画の見直しを行うとともに、予防保全計画も更新しています。引き続き、維持管理計画や予防保全計画に沿って適切な維持管理の取組を進めます。

（７）上下水道施設

【対象】

水道・工業用水道管路、下水道管きよ、水処理センター、ポンプ場等

【概要】

上水道施設は生活用水その他の浄水を市民等に供給するため、工業用水道施設は工業用水として原水を供給するための施設として設置しています。

また、下水道施設は市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するための施設として設置しています。

【現状と課題】

送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和2(2020)年度末時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,500kmのうち、約28%となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約90%となっています。

浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新が概ね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。

下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きよの整備を進めてきており、今後、それらの管きよが順次法定耐用年数を迎えるため、老朽管きよの急増が見込まれます。令和2(2020)年度末における法定耐用年数50年を経過する本市の管きよは、総延長約3,150kmのうち約8%となっており、布設時期の古い入江崎処理区が中心ですが、今後は他の処理区の管きよが急激に増加する見込みです。

水処理センター・ポンプ場については、下水道整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建設年度の古い施設では老朽化が課題となっています。

【今後の方向性】

水道・工業用水道の施設や管路について、中長期的な視点から、重要度や経年度を考慮し、施設・管路の更新の優先度を定めるとともに、運転管理や点検調査及び修繕の実績等も考慮した適切な使用年数での更新を進めます。また、将来の需要動向を踏まえた施設配置や施設規模など、更新等に向けての検討を進めます。

下水道の管きよ・施設について、蓄積した維持管理情報から施設の健全度を把握し、重要度を考慮したリスク評価を行います。さらに、それらの情報に基づき、中長期的なリスクとコストのバランスを考慮した老朽化

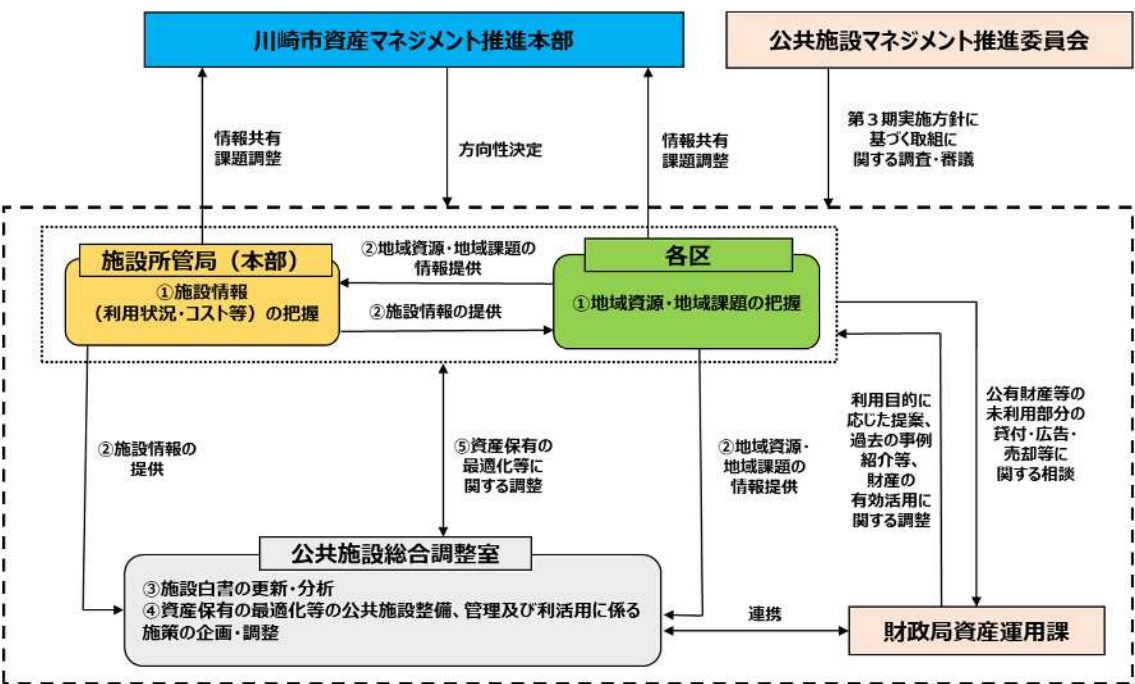
対策（施設の長寿命化、再整備、再構築）を推進します。

第5章 第3期実施方針の推進体制等

1 推進体制

第3期実施方針に基づく取組を効率的・効果的に推進するためには、全庁的な調整が必要であり、資産マネジメント推進部署である公共施設総合調整室と関係局区が連携して推進する必要があります。

図表 5 - 1 - 1 第3期実施方針の推進体制



(1) 庁内における推進体制

施設所管局(本部)は、施設の情報（利用状況・コスト等）を把握するとともに、当該情報について各区及び公共施設総合調整室へ提供します。また、施設が所在する各区は、地域資源・地域課題の情報を把握するとともに、施設所管局(本部)へ情報提供します。

公共施設総合調整室は、把握した情報を基に施設白書の更新・分析を行うとともに、資産保有の最適化等の公共施設整備、管理及び利活用に係る施策の企画を行い、施設所管局(本部)及び各区と資産保有の最適化等に関する調整を行います。また、施設所管局(本部)及び各区に対し、白書の分析を踏まえた調整や第3期実施方針に基づく資産マネジメントの考え方の説明を行うことにより、庁内における資産保有の最適化等に関する考え方の浸透を図ります。

財政局資産運用課は、施設所管局(本部)及び各区から、公有財産等の未利用部分の貸付・広告・売却等に関する相談を受け、利用目的に応じた提案、過去の事例紹介等、財産の有効活用に関する調整を行います。

加えて、本市では資産マネジメントの取組を全庁横断的かつ円滑に推進することを目的として、市長を

本部長とする「川崎市資産マネジメント推進本部」（以下、「推進本部」といいます。）を設置しており、推進本部において、各局区等が課題調整・情報共有を実施しながら取組を推進します。

なお、個別の土地利用方針の策定等については、政策・調整会議又は公有地総合調整会議等に諮って決定します。

こうした全庁的な体制により、資産保有の最適化等の取組を推進するとともに、分野別計画等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえた取組、大規模自然災害に対する取組、脱炭素社会に向けた取組、社会のデジタル化に向けた取組等、本市を取り巻く環境の変化に対する取組を推進します。

また、国においては平成30(2018)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、公共施設等総合管理計画に、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載することを指針として示しており、本市においても、施設の長寿命化と併せ、ユニバーサルデザインの考え方のもと、公共施設の修繕・更新を進めていきます。

（２）附属機関(川崎市公共施設マネジメント推進委員会)による調査・審議

本市では令和3(2021)年度、これまでの「川崎市資産改革検討懇談会」に代わり、附属機関として「川崎市公共施設マネジメント推進委員会」（以下「委員会」といいます。）を新たに設置し、有識者5名・本市公共施設に関わる市民2名による、第3期実施方針策定に関する調査・審議を進めてきました。

また、ホールの検討においては、有識者4名・団体代表2名・市民1名による「ホールのあり方検討専門部会」を委員会に設置しており、その他の機能別検討に際しても必要に応じて部会を設置し、調査・審議を進めていきます。

第3期実施方針に基づく取組においても、有識者による専門的視点及び市民目線からの調査・審議を行うことにより、より効果的な取組を推進します。

2 市民への理解促進の取組

第3期実施方針に基づく取組を推進するためには、市民の理解が必要不可欠です。そのためは、資産マネジメントの考え方や取組等についてわかりやすく示す必要があります。

今後、ワークショップ等を通じ、市民に資産マネジメントの必要性や第3期実施方針の内容等についてわかりやすい資料を基に説明するとともに、特に施設の複合化や多目的化等の資産保有の最適化について、本市の状況も踏まえ令和3(2021)年度中に構築する資産マネジメントゲームを基に、ゲーム形式により資産保有の最適化の内容や効果を市民が実感し、理解を深める取組を推進します。

資産マネジメントゲームについては、令和3(2021)年12月に「みんなで試そう！カワサキ公共施設の未来体験ゲーム」のワークショップを計3回、70名の本市職員向けに実施し、参加した職員からは、
・ゲームを通じて多目的化や複合化等の資産保有の最適化について理解できた。
・今後の人口減少や厳しい財政環境等の将来直面する課題を身近に感じ、今のうちから資産保有の最適化の取組を進める必要性を感じた。
といった趣旨の感想があったところです。

今後、令和4(2022)年2月～3月に、市民向けの当該ワークショップを市内3か所で開催し、資産マネジメントゲームの構築を進めるとともに、資産保有の最適化に関する理解促進の取組を進めます。

図表5-1-2 資産マネジメントゲームのイメージ



今後、地域ごとの最適化を推進するにあたっては、これからの公共施設のより良い形を、行政だけでなく、市民と一緒に考えることが必要です。そのために本市職員がこうした資産マネジメントゲームを活用し、施設利用者や地域の住民の方の理解を深める取組を推進するとともに、白書を活用し地域における施設の状況を説明し、施設利用者や地域の住民の方からの意見聴取を行いながら、市民と行政が一体となった取組を推進します。

資料編

1 公共建築物等の内訳

「第4章 施設分類ごとの方向性」に記載した公共建築物（借受施設を含む）の内訳について、令和元(2019)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。

(1) 庁舎施設

ア 本庁舎

No	施設名	No	施設名
1	川崎市役所本庁舎	2	川崎市役所第2庁舎
3	川崎市役所第3庁舎	4	川崎市役所第4庁舎
5	川崎市役所（川崎フロンティアビル）	6	川崎市役所（川崎駅前タワー・リパーク）
7	川崎市役所（砂子平沼ビル）	8	川崎市役所（川崎御幸ビル）
9	川崎市役所（パレール三井ビル）	10	川崎市役所（JA セレサみなみビル）
11	川崎市役所（明治安田生命川崎ビル）	12	川崎市役所（ソリッドスクエア）

イ 区役所

No	施設名	No	施設名
1	川崎区役所	2	幸区役所
3	中原区役所	4	中原区役所別館
5	中原区役所駐車場	6	高津区役所
7	宮前区役所	8	多摩区役所
9	麻生区役所		

ウ 支所・出張所

No	施設名	No	施設名
1	川崎区役所大師支所	2	川崎区役所大師分室
3	川崎区役所田島支所	4	幸区役所日吉出張所
5	高津区役所橘出張所	6	宮前区役所向丘出張所

7	麻生区役所柿生分庁舎	8	生田出張所仮庁舎
---	------------	---	----------

工 事務所・事業所

No	施設名	No	施設名
1	公文書館	2	計量検査所
3	川崎区役所道路公園センター	4	川崎区役所道路公園センター車庫
5	幸区役所道路公園センター	6	中原区役所道路公園センター
7	高津区役所道路公園センター	8	宮前区役所道路公園センター
9	多摩区役所道路公園センター	10	多摩区役所道路公園センター車庫・資材置場
11	麻生区役所道路公園センター	12	南部都市基盤整備事務所
13	北部都市基盤整備事務所	14	多摩川管理事務所（御幸公園内）
15	五反田川細山調整池管理事務所	16	新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所
17	みぞのくち市税事務所	18	しんゆり市税事務所
19	都市農業振興センター （JA セレサ梶ヶ谷ビル）	20	南部都市基盤整備事務所
21	北部都市基盤整備事務所	22	羽田連絡道路建設事務所
23	登戸区画整理事務所	24	東京事務所

オ その他庁舎施設

No	施設名	No	施設名
1	小杉行政サービスコーナー	2	港町河港敷内設備
3	池上新町 3 丁目資材置場	4	川崎駅東西自由通路下管理員詰所
5	上河原堰堤管理事務所	6	宮内職員寮
7	上河原堰堤管理公舎	8	川崎行政サービスコーナー
9	溝口行政サービスコーナー	10	鷺沼行政サービスコーナー
11	登戸行政サービスコーナー	12	菅行政サービスコーナー
13	川崎市役所（ミヤダイビル）	14	幼保無償化事務センター（第 5 平沼ビル）
15	まちづくり局指導部倉庫（電公ビル）	16	川崎市市民ミュージアム仮設現場事務所
17	国際交流員住宅	18	教員宿舎（ストーンリバーⅡ）
19	教員宿舎（ニックアーバンスピリッツ川崎）	20	教員宿舎（サンパレス）

21	教員宿舎（エスペランサ日景）	22	教員宿舎（グリーンスクウェア）
23	教員宿舎（サニーサイド）	24	教員宿舎（マ・ピース生田 7-B）
25	教員宿舎（コーポラス カル）	26	教員宿舎（ロータスガーデン）
27	教員宿舎（ルリオン新百合ヶ丘）		

（２）消防施設

ア 消防署

No	施設名	No	施設名
1	消防局総合庁舎・川崎消防署	2	臨港消防署
3	幸消防署	4	中原消防署
5	高津消防署	6	宮前消防署
7	多摩消防署	8	麻生消防署

イ 消防出張所

No	施設名	No	施設名
1	川崎消防署大島出張所	2	川崎消防署小田出張所
3	臨港消防署浮島出張所	4	臨港消防署千鳥町出張所
5	臨港消防署殿町出張所	6	臨港消防署藤崎出張所
7	幸消防署平間出張所	8	幸消防署南河原出張所
9	幸消防署加瀬出張所	10	中原消防署小田中出張所
11	中原消防署井田出張所	12	中原消防署荻宿出張所
13	高津消防署梶ヶ谷出張所	14	高津消防署久地出張所
15	高津消防署子母口出張所	16	高津消防署新作出張所
17	宮前消防署宮崎出張所	18	宮前消防署野川出張所
19	宮前消防署犬蔵出張所	20	宮前消防署菅生出張所
21	宮前消防署向丘出張所	22	多摩消防署宿河原出張所
23	多摩消防署菅出張所	24	多摩消防署栗谷出張所
25	麻生消防署柿生出張所	26	麻生消防署栗木出張所
27	麻生消防署百合丘出張所	28	麻生消防署王禅寺出張所

ウ 消防団器具置場

No	施設名	No	施設名
1	川崎消防団第 1 分団器具置場	2	川崎消防団第 2 分団器具置場
3	川崎消防団第 3 分団器具置場	4	川崎消防団第 4 分団器具置場
5	川崎消防団第 5 分団器具置場	6	臨港消防団第 1 分団器具置場
7	臨港消防団第 2 分団器具置場	8	臨港消防団第 3 分団器具置場
9	幸消防団第 1 分団器具置場	10	幸消防団第 2 分団器具置場
11	幸消防団第 3 分団器具置場	12	幸消防団第 4 分団器具置場
13	中原消防団玉川分団平間班器具置場	14	中原消防団玉川分団下沼部班器具置場
15	中原消防団中原分団小杉班器具置場	16	中原消防団中原分団宮内班器具置場
17	中原消防団大戸分団下小田中班器具置場	18	中原消防団丸子分団器具置場
19	消防局小田中倉庫（上小田中消防団倉庫）	20	中原消防団住吉分団住吉西班器具置場
21	中原消防団住吉分団住吉東班器具置場	22	高津消防団作延分団上作延班器具置場
23	高津消防団作延分団下作延班器具置場	24	高津消防団高津分団二子班器具置場
25	高津消防団高津分団溝口班器具置場	26	高津消防団橋分団新作班器具置場
27	高津消防団橋分団千年班器具置場	28	宮前消防団宮前分団土橋班器具置場
29	宮前消防団馬絹班器具置場	30	宮前消防団野川分団野川班器具置場
31	宮前消防団野川分団南野川班器具置場	32	宮前消防団向丘分団蔵敷班器具置場
33	宮前消防団向丘分団神木班器具置場	34	多摩消防団稲田分団菅班器具置場
35	多摩消防団稲田分団中野島班器具置場	36	多摩消防団稲田分団長尾班器具置場
37	多摩消防団稲田分団登戸班器具置場	38	多摩消防団生田分団東生田班器具置場
39	多摩消防団生田分団中央生田班器具置場	40	多摩消防団生田分団長沢班器具置場
41	多摩消防団生田分団大作班器具置場	42	麻生消防団東柿生分団岡上班器具置場
43	麻生消防団東柿生分団早野班器具置場	44	麻生消防団東柿生分団真福寺班器具置場
45	麻生消防団東柿生分団王禅寺班器具置場	46	麻生消防団東柿生分団下麻生班器具置場
47	麻生消防団麻生東分団高石班器具置場	48	麻生消防団麻生東分団細山班器具置場
49	麻生消防団柿生分団片平班器具置場	50	麻生消防団柿生分団栗木班器具置場
51	麻生消防団柿生分団黒川班器具置場	52	麻生消防団柿生分団昭和班器具置場
53	麻生消防団柿生分団上麻生班器具置場	54	多摩消防団稲田分団宿河原・堰器具置場

エ その他消防施設

No	施設名	No	施設名
1	消防航空隊	2	消防音楽隊事務所
3	消防訓練センター屋内訓練所	4	消防会館
5	消防局小田公舎	6	消防局幸公舎
7	消防局鋼管通倉庫	8	消防局野川倉庫
9	玉川防災資機材器具倉庫	10	宮内防災資機材器具倉庫

(3) 学校施設

ア 小学校

No	施設名	No	施設名
1	旭町小学校	2	向小学校
3	東大島小学校	4	京町小学校
5	川崎小学校	6	宮前小学校
7	田島小学校	8	新町小学校
9	川中島小学校	10	殿町小学校
11	藤崎小学校	12	東門前小学校
13	藤崎小学校	14	四谷小学校
15	浅田小学校	16	小田小学校
17	東小田小学校	18	さくら小学校
19	渡田小学校	20	大島小学校
21	御幸小学校	22	西御幸小学校
23	下平間小学校	24	戸手小学校
25	幸町小学校	26	古市場小学校
27	古川小学校	28	南河原小学校
29	日吉小学校	30	夢見ヶ崎小学校
31	南加瀬小学校	32	東小倉小学校
33	小倉小学校	34	下河原小学校
35	平間小学校	36	上丸子小学校

37	玉川小学校	38	中原小学校
39	西丸子小学校	40	小杉小学校
41	大戸小学校	42	下小田中小学校
43	新城小学校	44	下沼部小学校
45	宮内小学校	46	大谷戸小学校
47	井田小学校	48	住吉小学校
49	東住吉小学校	50	木月小学校
51	苅宿小学校	52	今井小学校
53	西梶ヶ谷小学校	54	梶ヶ谷小学校
55	上作延小学校	56	南原小学校
57	坂戸小学校	58	久本小学校
59	東高津小学校	60	高津小学校
61	久地小学校	62	下作延小学校
63	新作小学校	64	橘小学校
65	久末小学校	66	末長小学校
67	西有馬小学校	68	鷺沼小学校
69	土橋小学校	70	有馬小学校
71	宮崎台小学校	72	富士見台小学校
73	宮前平小学校	74	宮崎小学校
75	野川小学校	76	西野川小学校
77	南野川小学校	78	犬蔵小学校
79	菅生小学校	80	向丘小学校
81	平小学校	82	白幡台小学校
83	稗原小学校	84	宿河原小学校
85	稲田小学校	86	菅小学校
87	西菅小学校	88	東菅小学校
89	南菅小学校	90	中野島小学校
91	長尾小学校	92	登戸小学校
93	下布田小学校	94	東生田小学校
95	生田小学校	96	三田小学校

97	南生田小学校	98	岡上小学校
99	柿生小学校	100	片平小学校
101	金程小学校	102	麻生小学校
103	栗木台小学校	104	千代ヶ丘小学校
105	虹ヶ丘小学校	106	真福寺小学校
107	長沢小学校	108	西生田小学校
109	百合丘小学校	110	南百合丘小学校
111	王禅寺中央小学校	112	東柿生小学校
113	戸手小学校（借受部分）	114	東小倉小学校仮設体育倉庫等
115	大谷戸小学校（借受部分）	116	高津小学校仮設体育倉庫等
117	久地小学校（借受部分）	118	犬蔵小学校（借受部分）
119	菅生小学校（借受部分）	120	生田小学校（借受部分）

イ 中学校

No	施設名	No	施設名
1	京町中学校	2	川崎中学校
3	富士見中学校	4	渡田中学校
5	桜本中学校	6	大師中学校
7	川中島中学校	8	南大師中学校
9	田島中学校	10	臨港中学校
11	塚越中学校	12	御幸中学校
13	南河原中学校	14	日吉中学校
15	南加瀬中学校	16	平間中学校
17	中原中学校	18	西中原中学校
19	玉川中学校	20	宮内中学校
21	井田中学校	22	住吉中学校
23	今井中学校	24	高津中学校
25	西高津中学校	26	橘中学校
27	東高津中学校	28	有馬中学校

29	宮崎中学校	30	宮前平中学校
31	野川中学校	32	犬蔵中学校
33	向丘中学校	34	菅生中学校
35	平中学校	36	稲田中学校
37	菅中学校	38	南菅中学校
39	中野島中学校	40	枅形中学校
41	生田中学校	42	南生田中学校
43	金程中学校	44	麻生中学校
45	白鳥中学校	46	西生田中学校
47	長沢中学校	48	柿生中学校
49	王禅寺中央中学校	50	渡田中学校（借受部分）
51	臨港中学校（借受部分）	52	日吉中学校（借受部分）
53	玉川中学校（借受部分）	54	宮前平中学校（借受部分）
55	犬蔵中学校（借受部分）	56	菅生中学校（借受部分）
57	稲田中学校（借受部分）	58	菅中学校（借受部分）
59	中野島中学校（借受部分）	60	生田中学校（借受部分）
61	麻生中学校（借受部分）		

ウ 高等学校

No	施設名	No	施設名
1	川崎総合科学高等学校	2	幸高等学校
3	橘高等学校	4	高津高等学校

エ 複合学校

No	施設名	No	施設名
1	川崎高等学校及び附属中学校	2	子母口小学校・東橘中学校
3	はるひ野小学校・はるひ野中学校		

オ 特別支援学校

No	施設名	No	施設名
1	聾学校	2	田島支援学校
3	田島支援学校桜校	4	中央支援学校

カ その他学校

No	施設名	No	施設名
1	看護短期大学	2	川崎看護専門学校

キ 学校給食センター

No	施設名	No	施設名
1	南部学校給食センター	2	中部学校給食センター
3	北部学校給食センター		

ク その他学校施設

No	施設名	No	施設名
1	ゆうゆう広場さいわい	2	ゆうゆう広場みゆき
3	ゆうゆう広場なかはら	4	ゆうゆう広場たかつ (総合教育センター幼児教育センター)
5	ゆうゆう広場たま (適応指導教室)	6	ゆうゆう広場あさお
7	総合教育センター	8	総合教育センター塚越相談室
9	教育会館		

(4) 市民活動・社会教育施設

ア 市民活動施設

No	施設名	No	施設名
1	教育文化会館	2	幸市民館
3	中原市民館	4	高津市民館
5	宮前市民館	6	多摩市民館

7	麻生市民館	8	教育文化会館大師分館
9	教育文化会館田島分館	10	幸市民館日吉分館
11	高津市民館橋分館	12	宮前市民館菅生分館
13	麻生市民館岡上分館	14	労働会館
15	港湾振興会館	16	産業振興会館
17	コンベンションホール	18	総合自治会館
19	かわさき市民活動センター	20	総合福祉センター（エポックなかはら）
21	国際交流センター	22	生涯学習プラザ
23	生活文化会館（てくのかわさき）	24	男女共同参画センター
25	有馬・野川生涯学習支援施設	26	ふれあい館
27	河原町市営住宅内貸付施設	28	御幸集会所
29	幸区地域コミュニティ形成支援施設	30	麻生区市民活動支援施設

イ 図書館

No	施設名	No	施設名
1	川崎図書館	2	幸図書館
3	中原図書館	4	高津図書館
5	宮前図書館	6	多摩図書館
7	麻生図書館	8	川崎図書館大師分館
9	川崎図書館田島分館	10	幸図書館日吉分館
11	高津図書館橋分館	12	麻生図書館柿生分館
13	多摩図書館菅覧所		

ウ 体育施設

No	施設名	No	施設名
1	とどろきアリーナ	2	幸スポーツセンター
3	高津スポーツセンター	4	宮前スポーツセンター
5	多摩スポーツセンター	6	麻生スポーツセンター
7	石川記念武道館	8	かわさき健康づくりセンター

9	河原町グラウンド・体育館	10	白山中学校跡地施設
11	堤根余熱利用市民施設	12	入江崎余熱利用プール
13	王禅寺余熱利用市民施設	14	川崎富士見球技場
15	陸上競技場（等々力緑地）	16	弓道場（富士見公園）
17	庭球場クラブハウス（富士見公園）	18	小田球場本部席（小田公園）
19	グラウンド管理棟（等々力緑地）	20	庭球場クラブハウス（等々力緑地）
21	多摩川緑地パークボール場	22	生田緑地（ゴルフ場）
23	児童プール管理棟（稲田公園）		

エ 青少年施設

No	施設名	No	施設名
1	子ども夢パーク	2	青少年の家
3	黒川青少年野外活動センター	4	ハヶ岳少年自然の家

オ 文化施設

No	施設名	No	施設名
1	アートガーデンかわさき	2	川崎浮世絵ギャラリー
3	東海道かわさき宿交流館	4	市民ミュージアム
5	平和館	6	小黒恵子童謡記念館
7	小黒恵子童謡記念館	8	藤子・F・不二雄ミュージアム
9	青少年科学館	10	岡本太郎美術館
11	日本民家園管理事務所外	12	日本民家園古民家
13	川崎能楽堂	14	川崎シンフォニーホール
15	アートセンター	16	ラゾーナ川崎プラザソル

カ 複合施設

No	施設名	No	施設名
1	スポーツ・文化総合センター	2	川崎市民プラザ

キ その他社会教育施設

No	施設名	No	施設名
1	かわさきエコ暮らし未来館（浮島）	2	橘リサイクルコミュニティセンター
3	王禅寺エコ暮らし環境館		

（５）福祉施設

ア わくわくプラザ

No	施設名	No	施設名
1	旭町小学校わくわくプラザ	2	向小学校わくわくプラザ
3	東大島小学校わくわくプラザ	4	京町小学校わくわくプラザ
5	川崎小学校わくわくプラザ	6	宮前小学校わくわくプラザ
7	田島小学校わくわくプラザ	8	新町小学校わくわくプラザ
9	川中島小学校わくわくプラザ	10	殿町小学校わくわくプラザ
11	大師小学校わくわくプラザ	12	東門前小学校わくわくプラザ
13	藤崎小学校わくわくプラザ	14	四谷小学校わくわくプラザ
15	浅田小学校わくわくプラザ	16	小田小学校わくわくプラザ
17	東小田小学校わくわくプラザ	18	さくら小学校わくわくプラザ
19	渡田小学校わくわくプラザ	20	大島小学校わくわくプラザ
21	御幸小学校わくわくプラザ	22	西御幸小学校わくわくプラザ
23	下平間小学校わくわくプラザ	24	戸手小学校わくわくプラザ
25	幸町小学校わくわくプラザ	26	古市場小学校わくわくプラザ
27	古川小学校わくわくプラザ	28	南河原小学校わくわくプラザ
29	日吉小学校わくわくプラザ	30	夢見ヶ崎小学校わくわくプラザ
31	南加瀬小学校わくわくプラザ	32	東小倉小学校わくわくプラザ
33	小倉小学校わくわくプラザ	34	下河原小学校わくわくプラザ
35	平間小学校わくわくプラザ	36	上丸子小学校わくわくプラザ
37	玉川小学校わくわくプラザ	38	中原小学校わくわくプラザ
39	西丸子小学校わくわくプラザ	40	小杉小学校わくわくプラザ
41	大戸小学校わくわくプラザ	42	下小田中小学校わくわくプラザ

43	新城小学校わくわくプラザ	44	下沼部小学校わくわくプラザ
45	宮内小学校わくわくプラザ	46	大谷戸小学校わくわくプラザ
47	井田小学校わくわくプラザ	48	住吉小学校わくわくプラザ
49	木月小学校わくわくプラザ	50	荻宿小学校わくわくプラザ
51	今井小学校わくわくプラザ	52	西梶ヶ谷小学校わくわくプラザ
53	梶ヶ谷小学校わくわくプラザ	54	上作延小学校わくわくプラザ
55	南原小学校わくわくプラザ	56	坂戸小学校わくわくプラザ
57	久本小学校わくわくプラザ	58	東高津小学校わくわくプラザ
59	高津小学校わくわくプラザ	60	久地小学校わくわくプラザ
61	下作延小学校わくわくプラザ	62	子母口小学校わくわくプラザ
63	新作小学校わくわくプラザ	64	橘小学校わくわくプラザ
65	久末小学校わくわくプラザ	66	末長小学校わくわくプラザ
67	西有馬小学校わくわくプラザ	68	鷺沼小学校わくわくプラザ
69	土橋小学校わくわくプラザ	70	有馬小学校わくわくプラザ
71	宮崎台小学校わくわくプラザ	72	富士見台小学校わくわくプラザ
73	宮前平小学校わくわくプラザ	74	宮崎小学校わくわくプラザ
75	野川小学校わくわくプラザ	76	西野川小学校わくわくプラザ
77	南野川小学校わくわくプラザ	78	犬蔵小学校わくわくプラザ
79	菅生小学校わくわくプラザ	80	向丘小学校わくわくプラザ
81	平小学校わくわくプラザ	82	白幡台小学校わくわくプラザ
83	稗原小学校わくわくプラザ	84	宿河原小学校わくわくプラザ
85	稲田小学校わくわくプラザ	86	菅小学校わくわくプラザ
87	西菅小学校わくわくプラザ	88	東菅小学校わくわくプラザ
89	南菅小学校わくわくプラザ	90	中野島小学校わくわくプラザ
91	長尾小学校わくわくプラザ	92	登戸小学校わくわくプラザ
93	下布田小学校わくわくプラザ	94	東生田小学校わくわくプラザ
95	生田小学校わくわくプラザ	96	三田小学校わくわくプラザ
97	南生田小学校わくわくプラザ	98	岡上小学校わくわくプラザ
99	柿生小学校わくわくプラザ	100	片平小学校わくわくプラザ
101	金程小学校わくわくプラザ	102	麻生小学校わくわくプラザ

103	栗木台小学校わくわくプラザ	104	千代ヶ丘小学校わくわくプラザ
105	虹ヶ丘小学校わくわくプラザ	106	真福寺小学校わくわくプラザ
107	長沢小学校わくわくプラザ	108	西生田小学校わくわくプラザ
109	百合丘小学校わくわくプラザ	110	南百合丘小学校わくわくプラザ
111	王禅寺中央小学校わくわくプラザ	112	東柿生小学校わくわくプラザ
113	はるひ野小学校・はるひ野中学校わくわくプラザ	114	東住吉小学校わくわくプラザ仮設建物

イ こども文化センター

No	施設名	No	施設名
1	旭町こども文化センター	2	日進町こども文化センター
3	渡田こども文化センター	4	大師こども文化センター
5	殿町こども文化センター	6	藤崎こども文化センター
7	浅田こども文化センター	8	小田こども文化センター
9	桜本こども文化センター	10	田島こども文化センター
11	下平間こども文化センター	12	幸こども文化センター
13	南河原こども文化センター	14	北加瀬こども文化センター
15	南加瀬こども文化センター	16	小倉こども文化センター
17	玉川こども文化センター	18	平間こども文化センター
19	新城こども文化センター	20	新丸子こども文化センター
21	宮内こども文化センター	22	大戸こども文化センター
23	井田こども文化センター	24	住吉こども文化センター
25	西加瀬こども文化センター	26	梶ヶ谷こども文化センター
27	上作延こども文化センター	28	東高津こども文化センター
29	二子こども文化センター	30	高津こども文化センター
31	子母口こども文化センター	32	末長こども文化センター
33	有馬こども文化センター	34	宮崎こども文化センター
35	宮前平こども文化センター	36	野川こども文化センター
37	白幡台こども文化センター	38	蔵敷こども文化センター
39	菅生こども文化センター	40	平こども文化センター

41	菅こども文化センター	42	南菅こども文化センター
43	中野島こども文化センター	44	長尾こども文化センター
45	枅形こども文化センター	46	錦ヶ丘こども文化センター
47	三田こども文化センター	48	岡上こども文化センター
49	片平こども文化センター	50	麻生こども文化センター
51	千代ヶ丘こども文化センター	52	虹ヶ丘こども文化センター
53	白山こども文化センター	54	東百合丘こども文化センター
55	百合丘こども文化センター	56	柿生こども文化センター
57	王禅寺こども文化センター	58	小杉っこスペース

ウ 地域子育て支援センター・児童相談所・その他児童福祉施設

No	施設名	No	施設名
1	川崎区保育・子育て総合支援センター（事業所共用部・事務室部分）	2	川崎区保育・子育て総合支援センター（地域子育て支援センターおおしま部分）
3	地域子育て支援センターふじさき	4	地域子育て支援センターふるいちば
5	地域子育て支援センターかじがや	6	地域子育て支援センターさぎぬま
7	地域子育て支援センターすがお	8	地域子育て支援センターみなみゆりがおか
9	こども家庭センター	10	中部児童相談所
11	北部児童相談所	12	母子支援施設ヒルズすえなが
13	王禅寺西 3 丁目地内市有施設	14	旧二子留守家庭児ホール
15	布田地内児童福祉貸付施設	16	川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

エ 保育園

No	施設名	No	施設名
1	川崎区保育・子育て総合支援センター（大島保育園部分）	2	藤崎保育園
3	東小田保育園	4	南河原保育園
5	河原町保育園	6	北加瀬保育園
7	夢見ヶ崎保育園	8	平間保育園
9	平間乳児保育園	10	下小田中保育園

11	中丸子保育園	12	西宮内保育園
13	梶ヶ谷保育園	14	西高津保育園
15	津田山保育園	16	蟹ヶ谷保育園
17	中有馬保育園	18	土橋保育園
19	有馬保育園	20	平保育園
21	菅生保育園	22	菅保育園
23	土淵保育園	24	生田保育園
25	上麻生保育園	26	高石保育園
27	虹ヶ丘保育園	28	白山保育園
29	古川保育園仮設園舎	30	北加瀬保育園仮設園舎
31	南加瀬保育園仮設園舎	32	鹿島田駅周辺地区再開発事業用地内仮設園舎
33	中原保育園仮設園舎	34	西宮内保育園仮設園舎

オ 保育園貸付施設

No	施設名	No	施設名
1	なかじま保育園貸付施設	2	かわなかじま保育園（川中島中学校内）
3	ゲートタワーローズ保育園貸付施設	4	まめの木保育園貸付施設
5	みぞのくち保育園（高津小学校内）	6	くじ保育園
7	たちばな中央保育園（橘中学校内）	8	いぬくらこのはら保育園貸付施設
9	生田うりぼう愛児園		

カ 老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター

No	施設名	No	施設名
1	かわさき老人福祉・地域交流センター	2	さいわい健康福祉プラザ
3	中原老人福祉センター	4	高津老人福祉センター
5	宮前老人福祉センター	6	多摩老人福祉センター
7	麻生老人福祉センター	8	大島老人いこいの家
9	京町老人いこいの家	10	渡田老人いこいの家
11	大師老人いこいの家	12	殿町老人いこいの家

13	藤崎老人いこいの家	14	小田老人いこいの家
15	桜本老人いこいの家	16	田島老人いこいの家
17	御幸老人いこいの家	18	下平間老人いこいの家
19	古市場老人いこいの家	20	南河原老人いこいの家
21	日吉老人いこいの家	22	小倉老人いこいの家
23	新城老人いこいの家	24	中丸子老人いこいの家
25	等々力老人いこいの家（等々力緑地）	26	ごうじ老人いこいの家
27	井田老人いこいの家	28	西加瀬老人いこいの家
29	梶ヶ谷老人いこいの家	30	上作延老人いこいの家
31	東高津老人いこいの家	32	高津老人いこいの家
33	くじ老人いこいの家	34	子母口老人いこいの家
35	末長老人いこいの家	36	有馬老人いこいの家
37	野川老人いこいの家	38	白幡台老人いこいの家
39	鷺ヶ峰老人いこいの家	40	平老人いこいの家
41	菅老人いこいの家	42	南菅老人いこいの家
43	中野島老人いこいの家	44	長尾老人いこいの家
45	登戸老人いこいの家	46	枅形老人いこいの家
47	錦ヶ丘老人いこいの家	48	岡上老人いこいの家
49	片平老人いこいの家	50	麻生老人いこいの家
51	千代ヶ丘老人いこいの家	52	白山老人いこいの家
53	百合丘老人いこいの家	54	王禅寺老人いこいの家
55	丸子多摩川老人いこいの家		

キ 老人ホーム・福祉住宅

No	施設名	No	施設名
1	特別養護老人ホーム夢見ヶ崎	2	特別養護老人ホームひらまの里
3	特別養護老人ホームこだなか	4	特別養護老人ホームすみよし
5	特別養護老人ホーム陽だまりの園	6	特別養護老人ホームしゅくがわら
7	特別養護老人ホーム多摩川の里	8	特別養護老人ホーム長沢壮寿の里
9	恵楽園	10	福祉住宅（藤崎清和苑）

11	福祉住宅（北加瀬ハイツモモの木）	12	福祉住宅（千年コーポ和楽）
13	福祉住宅（宿河原白寿苑）	14	福祉住宅（栗谷たんぼぼ）

ク その他老人福祉施設

No	施設名	No	施設名
1	シルバー人材センター	2	かわさき総合ケアセンター（一般会計）
3	高齢社会福祉総合センター	4	認知症コールセンター

ケ 障害者福祉施設

No	施設名	No	施設名
1	井田重度障害者等生活施設	2	身体障害者療護施設（れいんぼう川崎）
3	柿生学園	4	御幸日中活動センター
5	かじがや障害者ディ・サービスセンター	6	久末障害者通所施設
7	社会復帰訓練所	8	くさぶえの家
9	中央療育センター	10	南部地域療育センター
11	北部地域療育センター	12	陽光ホーム
13	三田福祉ホーム	14	中部リハビリテーションセンター
15	北部リハビリテーションセンター	16	南部身体障害者福祉会館
17	中部身体障害者福祉会館	18	北部身体障害者福祉会館
19	多摩川の里身体障害者福祉会館	20	わーくす大島
21	わーくす川崎	22	わーくす大師
23	わーくす高津	24	視覚障害者情報文化センター
25	聴覚障害者情報文化センター	26	リハビリテーション福祉センター体育館
27	地域福祉施設ちどり	28	リハビリテーション福祉センター高津分舎
29	リハビリテーション福祉センター片平分舎	30	障害者更生相談所事業所

コ その他福祉施設

No	施設名	No	施設名
1	福祉パルさいわい	2	福祉パルたかつ

3	福祉パルかわさき	4	福祉パルなかはら
5	福祉パルみやまえ	6	福祉パルたま
7	福祉パルあさお	8	生活自立・仕事相談センター
9	川崎市自立支援センター日進町		

(6) 環境衛生施設

ア 医療施設

No	施設名	No	施設名
1	川崎休日急患診療所	2	幸休日急患診療所
3	高津休日急患診療所	4	宮前休日急患診療所
5	多摩休日夜間急患診療所	6	麻生休日急患診療所
7	中原歯科保健センター及び中原薬事センター	8	久地歯科保健センター
9	百合丘歯科保健センター	10	多摩医薬品備蓄センター（多摩薬事センター）
11	川崎市検査相談室（タカシゲビル）	12	ナーシングセンター等（和田ビル）

イ 墓園・葬祭場

No	施設名	No	施設名
1	かわさき南部斎苑	2	かわさき北部斎苑
3	かわさき北部斎苑分室	4	緑ヶ丘霊園
5	早野聖地公園（墓地整備特会）	6	早野聖地公園
7	無縁納骨堂	8	慰霊塔境内保管倉庫

ウ 公衆便所

No	施設名	No	施設名
1	川崎駅前東口公衆トイレ	2	小島新田駅前公衆トイレ
3	大師駅前公衆トイレ	4	川崎駅西口公衆トイレ
5	武蔵新城駅前公衆トイレ	6	武蔵小杉駅前公衆トイレ
7	新丸子駅前公衆トイレ	8	武蔵中原駅前公衆トイレ
9	溝口駅前広場公衆トイレ	10	溝口駅前南口公衆トイレ

11	登戸駅前公衆トイレ	12	登戸公衆トイレ
13	上河原公衆トイレ	14	新百合ヶ丘駅前公衆トイレ

エ 清掃処理施設

No	施設名	No	施設名
1	川崎生活環境事業所	2	旧川崎生活環境事業所
3	中原生活環境事業所	4	宮前生活環境事業所
5	多摩生活環境事業所	6	浮島処理センター
7	堤根処理センターA	8	堤根処理センターB
9	橘処理センター	10	王禅寺処理センター
11	南部リサイクルセンター	12	入江崎クリーンセンター
13	加瀬クリーンセンター	14	浮島埋立事業所
15	浮島 1 期廃棄物埋立処分地（浸出液処理施設）		

オ その他環境衛生施設

No	施設名	No	施設名
1	動物愛護センター	2	川崎市環境総合研究所
3	川崎市健康安全研究所		

（７）市営住宅施設

ア 市営住宅等

No	施設名	No	施設名
1	大島市営住宅	2	京町耐火 A 市営住宅
3	京町耐火 B 市営住宅	4	京町耐火 C 市営住宅
5	日進町市営住宅	6	本町市営住宅
7	観音市営住宅	8	藤崎市営住宅
9	藤崎東市営住宅	10	浅田市営住宅
11	浅田第 2 市営住宅	12	小田市営住宅
13	桜本市営住宅	14	田島市営住宅

15	大宮町市営住宅	16	河原町市営住宅
17	小向市営住宅	18	下平間市営住宅
19	塚越市営住宅	20	古市場市営住宅
21	北加瀬原町市営住宅	22	南加瀬第 1 市営住宅
23	南加瀬第 2 市営住宅	24	南加瀬第 3 市営住宅
25	南加瀬越路市営住宅	26	南加瀬越路第 2 市営住宅
27	南加瀬辻市営住宅	28	小倉北市営住宅
29	小倉中市営住宅	30	小倉東市営住宅
31	小倉南市営住宅	32	小倉第 1 市営住宅
33	小倉第 1B 市営住宅	34	小倉第 2 市営住宅
35	小倉第 3 市営住宅	36	小倉第 4 市営住宅
37	小倉西市営住宅	38	上平間五瀬淵市営住宅
39	中丸子市営住宅	40	宮内市営住宅
41	上小田中市営住宅	42	上小田中耐火市営住宅
43	木月耐火市営住宅	44	苅宿市営住宅
45	上作延市営住宅	46	上作延第 2 市営住宅
47	坂戸市営住宅	48	下野毛殿山市営住宅
49	下野毛久保市営住宅	50	二子市営住宅
51	下作延南市営住宅	52	下作延中市営住宅
53	日向市営住宅	54	蟹ヶ谷槍ヶ崎市営住宅
55	新作市営住宅	56	千年前田市営住宅
57	千年市営住宅	58	千年新町市営住宅
59	久末西市営住宅	60	久末市営住宅
61	久末寺谷市営住宅	62	久末大谷第 2 市営住宅
63	明石穂市営住宅	64	久末表 A 市営住宅
65	久末表 B 市営住宅	66	久末谷中市営住宅
67	末長市営住宅	68	末長宗田市営住宅
69	野川東市営住宅	70	有馬第 1 市営住宅
71	有馬第 2 市営住宅	72	有馬第 3 市営住宅
73	宮崎市営住宅	74	野川西市営住宅

75	菅生市営住宅	76	清水台市営住宅
77	鷲ヶ峰西市営住宅	78	鷲ヶ峰市営住宅
79	鷲ヶ峰第2市営住宅	80	高山市営住宅
81	南平市営住宅	82	南平第2市営住宅
83	南平耐火市営住宅	84	初山市営住宅
85	生田市営住宅	86	宿河原東市営住宅
87	菅芝間市営住宅	88	菅北浦市営住宅
89	中野島南市営住宅	90	中野島多摩川市営住宅
91	中野島市営住宅	92	上布田市営住宅
93	西長沢市営住宅	94	高石市営住宅
95	真福寺市営住宅	96	借上市営住宅（グローリーアーク）
97	借上市営住宅（ライネス堀之内）	98	借上市営住宅（グレージュ宮前）
99	借上市営住宅（クイント田中）	100	借上市営住宅（ライフステージ中瀬）
101	借上市営住宅（スターブル藤崎）	102	借上市営住宅（ファール宮城野）
103	借上市営住宅（ガーデン桜）	104	借上市営住宅（フォレスト宮内）
105	借上市営住宅（藤心館）	106	借上市営住宅（ロイヤルパレス北見方）
107	借上市営住宅（グランディール菅生）	108	借上市営住宅（ドルフたいら）
109	借上市営住宅（平5丁目風久保）	110	借上市営住宅（平5丁目風久保Ⅱ）
111	借上市営住宅（ソレイユ生田）	112	借上市営住宅（ヴィラ・エトワール長沢）
113	借上市営住宅（サンライズ千代ヶ丘）	114	借上市営住宅（サンラフレ百合ヶ丘）
115	仮設住宅等（6号棟）	116	仮設住宅等（6号棟増築棟）
117	仮設住宅等（7号棟Ⅰ期）	118	仮設住宅等（7号棟Ⅱ期）
119	仮設住宅等（8号棟）	120	仮設住宅等（9号棟）
121	仮設住宅等（10号棟）	122	仮設住宅等（11号棟）
123	仮設住宅等（12号棟）	124	仮設住宅等（13号棟）
125	仮設住宅等（14号棟）	126	応急仮設住宅（セレクト32）

（８）商業・産業施設 ア 市場

No	施設名	No	施設名
----	-----	----	-----

1	地方卸売市場南部市場	2	中央卸売市場北部市場
---	------------	---	------------

イ 競輪施設

No	施設名	No	施設名
1	川崎競輪場	2	小向会館

ウ 港湾施設

No	施設名	No	施設名
1	川崎港廃油処理施設管制所	2	浮島指定処分地建設発生土受付事務所
3	浮島建設事務所	4	港湾整備事業関係施設
5	警備員詰所（千鳥町）	6	市営ふ頭受電所
7	船舶給水事務所	8	船客待合所
9	船舶器具置場及び詰所	10	清掃焼却事務所
11	川崎港海底トンネル関係施設	12	海底トンネル機械室棟車庫
13	海底トンネル機械室棟バイク置場	14	東扇島車両保管施設
15	作業員詰所（東扇島）	16	コンテナ関係施設
17	警備員詰所（東扇島）	18	自動給水器上屋
19	千鳥町 6 号岸壁背後公衆便所	20	千鳥町ふ頭 2 号線公衆便所
21	東扇島内貿 30 号岸壁背後公衆便所	22	東扇島外貿 1 号岸壁背後公衆便所
23	東扇島外貿 4 号岸壁背後公衆便所	24	東扇島外貿 8 号岸壁背後公衆便所
25	ちどり公園内公衆便所	26	東扇島北公園内公衆便所
27	東扇島中公園内公衆便所	28	東扇島東公園関係施設
29	東扇島西緑地公衆便所	30	大川町緑地内公衆便所
31	東扇島中公園管理小屋	32	東扇島中公園倉庫

エ 産業振興施設

No	施設名	No	施設名
1	浅野町工場会館	2	大川町産業会館
3	かわさき新産業創造センター	4	川崎エコタウン会館

5	農業技術支援センター	6	マイコンシティセンター
7	二ヶ領本川一本川堰代替ポンプ施設	8	川崎市キングスカイフロントマネジメントセンター
9	川崎生命科学・環境研究センター	10	かわさき新産業創造センター

(9) 駅周辺施設

ア 駅前広場・通路等

No	施設名	No	施設名
1	川崎駅東口駅前広場大屋根サンライト	2	川崎駅北口自由通路地下街接続屋根等
3	JR 南武線武蔵小杉駅エスカレーター及び監視室	4	武蔵小杉新駅交通広場
5	武蔵中原駅周辺昇降施設等	6	市営ふ頭受電所

(10) 防災施設

ア 防災拠点等

No	施設名	No	施設名
1	大師河原水防センター	2	南部防災センター
3	多摩防災センター	4	防災行政無線西生田中継所

イ ポンプ場

No	施設名	No	施設名
1	駅前本町ポンプ場	2	天飛ポンプ場
3	本町ポンプ場	4	鋼管通ポンプ場
5	大宮町ポンプ場	6	東古市場ポンプ場
7	小杉町ポンプ場	8	末長ポンプ場
9	登戸新町ポンプ場		

(11) 上下水道施設

ア 上工水道施設

No	施設名	No	施設名
----	-----	----	-----

1	第 1 配水工事事務所	2	第 2 配水工事事務所
3	第 3 配水工事事務所	4	南部サービスセンター
5	中部サービスセンター	6	北部サービスセンター
7	長沢浄水場広報施設（水とかがやく未来館）	8	平間会館
9	旧中原営業所分室	10	旧麻生営業所分室
11	災害用給水資器材備蓄倉庫（幸）	12	災害用給水資器材備蓄倉庫（中原）
13	災害用給水資器材備蓄倉庫（多摩）		

イ 下水道施設

No	施設名	No	施設名
1	南部下水道事務所	2	中部下水道事務所
3	西部下水道管理事務所	4	北部下水道管理事務所
5	渡田管理公舎	6	小向管理公舎
7	古市場管理公舎	8	等々力管理公舎
9	麻生管理公舎		

（12）交通施設

ア 営業所

No	施設名	No	施設名
1	塩浜営業所	2	上平間営業所
3	井田営業所	4	菅生営業所
5	鷲ヶ峰営業所		

イ その他交通施設

No	施設名	No	施設名
1	停留所上屋（259 か所）	2	川崎乗車券発売所
3	溝口乗車券発売所		

（13）病院施設

ア 病院

No	施設名	No	施設名
1	川崎病院	2	井田病院
3	多摩病院		

イ その他病院施設

No	施設名	No	施設名
1	職員宿舎（幸区鹿島田）	2	職員宿舎（川崎区境町）
3	職員宿舎（川崎区新川通）	4	職員宿舎（川崎区東田町）
5	職員宿舎（中原区井田）	6	職員宿舎（横浜市港北区日吉）
7	カルテ保管庫（トランクルーム）		

2 インフラ施設の内訳

「第4章 施設分類ごとの方向性」に記載したインフラ施設の内訳について、令和元(2019)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。

(1) 道路施設

ア 種類別の整備状況

種類		道路		舗装	
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)
一般国道	指定区間内	23,979	703,589	23,979	703,589
	指定区間外	17,718	345,210	17,718	345,210
	小計	41,697	1,048,799	41,697	1,048,799
県道	主要地方道	54,273	978,912	54,273	978,912
	一般県道	19,539	329,186	19,539	329,186
	小計	73,812	1,308,098	73,812	1,308,098
市道	主要地方道	22,590	293,144	22,590	293,144
	一般市道	2,362,521	14,457,379	2,128,393	13,922,347
	小計	2,385,111	14,750,523	2,150,983	14,215,491
市管理道路計		2,476,641	16,403,831	2,242,513	15,868,799
合計		2,500,620	17,107,420	2,266,492	16,572,388

(注1) 延長＝実延長、面積＝道路部面積

(注2) 一般国道（指定区間内）は国管理道路、一般国道（指定区間外）は市管理道路です。

(注3) 市道で主要地方道の指定は2路線ありますが、幸多摩線は認定路線、野川菅生線は指定のみの路線です。

(出典：「川崎市道路統計書」平成31(2019)年4月1日現在)

イ 対象施設と数量

道路施設		数量
舗装		2,472km
ボックスカルバート		14か所
トンネル		5か所（7本）
道路擁壁		約580か所
自由通路		6か所
ペDESTリアンデッキ		9か所
横断歩道橋		113橋
大型標識（門型）		11基
片持ち式標識		約700基
小規模附属物	地点名標識	約1,800基

	路側式標識	約 1,300 基
	カーブミラー	約 7,100 基
道路照明		約 12,000 基
昇降施設	エレベーター	55 基
	エスカレーター	44 基
ポンプ施設		18 か所

(令和 2 (2020)年 3 月31日現在)

(2) 橋りよう施設

ア 橋長別の橋りよう数

橋長	数量
2～15m	485 橋
15～50m	96 橋
50～100m	11 橋
100m以上	18 橋
合計	610 橋

(令和 2 (2020)年 3 月 31 日現在)

イ 種別の橋りよう数

橋種別	数量
鉄筋コンクリート橋	312 橋
プレストレストコンクリート橋	196 橋
鋼橋	90 橋
混合橋	6 橋
その他	6 橋
合計	610 橋

(令和 2 (2020)年 3 月 31 日現在)

(注) プレストレストコンクリート橋 : あらかじめ鉄筋よりも強度が高い鋼材によって与えられた圧縮力により、引張力に抵抗する強いコンクリートをプレストレストコンクリートと呼び、これを橋桁として利用した橋りようをプレストレストコンクリート橋と呼びます。

(3) 自転車対策施設

ア 自転車等駐輪場

No	施設名	No	施設名
1	浜川崎駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	2	浜川崎駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
3	小田栄駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	4	川崎新町駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
5	川崎新町駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	6	八丁畷駅周辺自転車等駐車場第 1 施設

7	八丁畷駅周辺自転車等駐車場第2施設	8	八丁畷駅周辺自転車等駐車場第3施設
9	小島新田駅周辺自転車等駐車場第1施設	10	小島新田駅周辺自転車等駐車場第2施設
11	小島新田駅周辺自転車等駐車場第3施設	12	小島新田駅周辺自転車等駐車場第4施設
13	産業道路駅周辺自転車等駐車場第1施設	14	産業道路駅周辺自転車等駐車場第2施設
15	産業道路駅周辺自転車等駐車場第3施設	16	東門前駅周辺自転車等駐車場第1施設
17	川崎大師駅周辺自転車等駐車場第1施設	18	川崎大師駅周辺自転車等駐車場第2施設
19	鈴木町駅周辺自転車等駐車場第1施設	20	港町駅周辺自転車等駐車場第1施設
21	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第1施設	22	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第2施設
23	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第3施設	24	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第4施設
25	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第5施設	26	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第6施設
27	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第7施設	28	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第8施設
29	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第9施設	30	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第10施設
31	川崎駅東口周辺自転車等駐車場第11施設	32	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第1施設
33	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第2施設	34	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第3施設
35	尻手駅周辺自転車等駐車場第1施設	36	鹿島田駅周辺自転車等駐車場第1施設
37	鹿島田駅周辺自転車等駐車場第2施設	38	鹿島田駅周辺自転車等駐車場第3施設
39	新川崎駅周辺自転車等駐車場第1施設	40	新川崎駅周辺自転車等駐車場第2施設
41	新川崎駅周辺自転車等駐車場第3施設	42	新川崎駅周辺自転車等駐車場第5施設
43	新川崎駅周辺自転車等駐車場第6施設	44	新川崎駅周辺自転車等駐車場第7施設
45	新川崎駅周辺自転車等駐車場第8施設	46	平間駅周辺自転車等駐車場第1施設
47	平間駅周辺自転車等駐車場第2施設	48	平間駅周辺自転車等駐車場第3施設
49	平間駅周辺自転車等駐車場第4施設	50	平間駅周辺自転車等駐車場第5施設
51	向河原駅周辺自転車等駐車場第1施設	52	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第1施設
53	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第3施設	54	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第5施設
55	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第4施設	56	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第5施設
57	武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第7施設	58	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第1施設
59	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第2施設	60	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第3施設
61	武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第4施設	62	武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第1施設
63	元住吉駅周辺自転車等駐車場第1施設	64	元住吉駅周辺自転車等駐車場第2施設
65	元住吉駅周辺自転車等駐車場第3施設	66	元住吉駅周辺自転車等駐車場第4施設

67	元住吉駅周辺自転車等駐車場第 5 施設	68	元住吉駅周辺自転車等駐車場第 6 施設
69	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 1 施設	70	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 2 施設
71	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 3 施設	72	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 4 施設
73	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 5 施設	74	武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第 6 施設
75	武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 1 施設	76	武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 2 施設
77	武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 3 施設	78	武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 4 施設
79	武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場第 5 施設	80	津田山駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
81	久地駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	82	久地駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
83	久地駅周辺自転車等駐車場第 3 施設	84	久地駅周辺自転車等駐車場第 4 施設
85	高津駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	86	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
87	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	88	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
89	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第 4 施設	90	宮崎台駅周辺自転車等駐車場第 5 施設
91	宮前平駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	92	宮前平駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
93	宮前平駅周辺自転車等駐車場第 3 施設	94	宮前平駅周辺自転車等駐車場第 4 施設
95	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	96	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
97	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第 3 施設	98	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第 4 施設
99	鷺沼駅周辺自転車等駐車場第 5 施設	100	宿河原駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
101	宿河原駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	102	登戸駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
103	登戸駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	104	登戸駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
105	登戸駅周辺自転車等駐車場第 4 施設	106	登戸駅周辺自転車等駐車場第 5 施設
107	登戸駅周辺自転車等駐車場第 6 施設	108	中野島駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
109	中野島駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	110	中野島駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
111	中野島駅周辺自転車等駐車場第 4 施設	112	稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
113	稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	114	京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
115	京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	116	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 1 施設

117	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	118	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
119	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 6 施設	120	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 8 施設
121	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 9 施設	122	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 10 施設
123	向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第 11 施設	124	生田駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
125	生田駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	126	生田駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
127	生田駅周辺自転車等駐車場第 4 施設	128	生田駅周辺自転車等駐車場第 5 施設
129	生田駅周辺自転車等駐車場第 6 施設	130	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 1 施設
131	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 2 施設	132	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 3 施設
133	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 4 施設	134	読売ランド前駅周辺自転車等駐車場第 5 施設
135	百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	136	百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
137	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	138	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
139	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 3 施設	140	新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場第 4 施設
141	柿生駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	142	柿生駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
143	鶴川駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	144	鶴川駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
145	はるひ野駅周辺自転車等駐車場第 1 施設	146	はるひ野駅周辺自転車等駐車場第 2 施設
147	はるひ野駅周辺自転車等駐車場第 3 施設		

イ 自転車等保管所

No	施設名	No	施設名
1	塩浜陸橋下自転車等保管所	2	日進町自転車等保管所
3	柳町自転車等保管所	4	今井西町自転車等保管所
5	坂戸第三京浜高架下自転車等保管所	6	二子自転車等保管所
7	有馬自転車等保管所	8	登戸陸橋高架下自転車等保管所
9	上麻生山口自転車等保管所		

(4) 河川施設

施設名称	施設の内訳	数量
河川施設	一級河川	17,430m
	準用河川	20,475m
	普通河川	25,830m

本市内には、多摩川水系に属する河川と、鶴見川水系に属する河川があります。多摩川水系には、一級河川が4河川、準用河川が4河川、普通河川が5河川の合計で13河川あり、鶴見川水系には、準用河川が5河川、普通河川が7河川の合計で12河川があります。

(5) 公園施設

区 別 公園種別		令和2年3月31日現在 (面積単位: ha)																
		川 崎 区		幸 区		中 原 区		高 津 区		宮 前 区		多 摩 区		麻 生 区		合 計		
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
基 幹 公 園	住	街区公園	123	24.36	94	11.06	99	9.04	125	12.97	198	23.89	129	13.50	242	26.58	1,010	121.39
	区	近隣公園	4	7.73	2	3.94	1	1.57	3	5.10	6	9.75	3	4.29	15	28.09	34	60.48
		地区公園	2	11.61	2	9.53	1	4.07	0	0.00	0	0.00	1	3.15	0	0.00	6	28.36
		小 計	129	43.70	98	24.53	101	14.69	128	18.07	204	33.63	133	20.94	257	54.67	1,050	210.23
	都 市 基 幹	総合公園	1	17.05	0	0.00	1	43.59	0	0.00	0	36.88	1	93.27	1	10.47	4	201.25
		運動公園	0	7.23	0	13.19	1	31.75	0	29.28	0	0.00	1	3.26	0	0.00	2	84.71
		小 計	1	24.28	0	13.19	2	75.34	0	29.28	0	36.88	2	96.53	1	10.47	6	285.96
特 殊 公 園		風致公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	12.98	0	0.00	0	0.00	1	12.98
		植物園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.24	0	0.00	1	1.24
		広場公園	0	0.00	0	0.00	1	0.11	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.11
		墓 園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	49.47	0	0.00	0	0.62	1	31.10	2	81.19
		小 計	0	0.00	0	0.00	1	0.11	1	49.47	1	12.98	1	1.86	1	31.10	5	95.52
都 市 林		0	0.00	0	0.00	3	2.30	12	12.82	8	4.72	9	20.25	39	66.40	71	106.49	
緑 道		6	2.45	4	2.78	6	1.90	2	0.65	0	0.00	0	0.00	2	0.94	20	8.72	
都市緑地		18	4.50	8	0.79	2	0.75	15	1.17	8	11.05	16	8.62	48	25.69	115	52.57	
合 計		154	74.93	110	41.29	115	95.09	158	111.47	221	99.26	161	148.19	348	189.27	1,267	759.49	
市民一人あたりの公園面積(m)		3.21		2.42		3.62		4.77		4.26		6.71		10.49		4.95		
人口(R2.3.31)		233,563		170,969		262,846		233,723		233,043		220,922		180,349		1,535,415		

(注) 1 複数の区にまたがっている公園(生田緑地、多摩川緑地、緑ヶ丘公園等)は、面積の一番大きい区で1箇所としています。
2 市民一人あたりの公園面積の単位は、平方メートルです。
3 面積はm²で集計し、haに換算後に四捨五入しています。そのため、小計、合計と内訳とが一致しない場合があります。

(6) 港湾施設

施設名称	施設の内訳		数量
港湾施設	水域施設		28か所
	外郭施設		20か所
	係留施設		40か所
	臨港交通施設		95か所
	荷さばき施設	荷さばき地	629,218m ²

		軌道走行式荷役機械	9基
	船舶役務用施設		4か所
	港湾環境整備施設		11か所
	港湾施設用地		2,799,954m ²
	その他	事務所附帯施設	3か所
		電気施設	363基

(令和2(2020)年3月31日現在)

(7) 上下水道施設

ア 上水道施設

施設名称	施設の内訳	数量
上水道施設	浄水場	1か所
	配水池	7か所
	配水塔	5か所
	水道管路総延長	約2,530km

イ 工業用水道施設

施設名称	施設の内訳	数量
工業用水道施設	取水施設	7か所
	浄水場	2か所
	調整池	3か所
	工業用水道管路総延長	約104km

ウ 下水道施設

施設名称	施設の内訳	数量
下水道施設	処理場、スラッジセンター	5か所
	ポンプ場、雨水滞水池施設	23か所
	管路総延長	約3,100km

3 中長期的な経費見込の試算根拠

P 29の「（３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込」については、以下の試算条件に基づき算出しています。

（試算条件）

＜公共建築物＞

所有するすべての公共建築物を保有し続けるものとして、公共建築物の構造にかかわらず、目標耐用年数（本市において目標とする施設の使用期間）を設定し、建築物の構造・設備の機能を維持する上で、大規模修繕の周期などの条件を設定し、試算しています。

庁舎等建築物については、建築後20年（第1回修繕）と40年（第2回修繕）のサイクルで修繕工事を実施し、60年目の目標耐用年数経過時に建築物を更新すると仮定します。学校施設については、建築後20年、40年、50年、60年のサイクルで修繕工事を実施した上で、目標耐用年数の80年目で更新するものとし、市営住宅については、毎年修繕工事の平均額を要するとした上で、目標耐用年数の70年目で更新するものと仮定します。

維持管理費は、過去の実績額等を使用します。

＜インフラ施設＞

目標耐用年数経過時に更新すると仮定し、修繕費、維持管理費は過去の実績額の平均額等を使用します。

一方、過去5年間の決算額の平均については、以下の「維持補修費」と「普通建設事業費（更新整備分（推計値））」の合計値を使用し、算出しています。

・維持補修費

地方財政状況調査の本表「歳出内訳及び財源内訳」（7～13表）の「三 維持補修費」の数値を使用しています。

・普通建設事業費（更新整備分（推計値））

地方財政状況調査の「投資的経費の状況 その1 普通建設事業費の状況」「(1)補助事業費」（21表）及び「(2)単独事業費」（22表）の「更新整備」を基にした金額を記載しています。

なお、地方財政状況調査上「更新整備」に含まれる人件費が明らかでないことから、15表「人件費の内訳」の「事業費支弁に係る職員の人件費」を、13表「歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「六 普通建設事業費」で除した上で「更新整備」の金額を乗じ算出した金額を、「更新整備」に係る人件費として「更新整備」から控除しています。

こうしたことから、更新整備に係る費用は推計値となります。

＜一般財源ベース＞

普通会計と企業会計では財源構成が異なることから、それぞれ以下のとおり条件を設定し、一般財源ベースを試算しています。

・普通会計

地方財政状況調査の本表「歳出内訳及び財源内訳」（13表）の「三 維持補修費」及び「六 普通建設事業費」の

「(11)列 一般財源等÷(1)列 歳出合計（過去5年間(平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）平均）」にて算出した割合を、今後10年間及び今後30年間の普通会計の事業費に乗じて算出しています。

・企業会計

地方財政状況調査の本表「公営企業（法適）等に対する繰出しの状況」（28表）の(13)列 建設費繰出しの合計額（過去5年間(平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）平均）・・・①を用い、以下のとおり算出しています。

今後10年間：①×今後10年間の企業会計の事業費÷過去5年間の企業会計の事業費

今後30年間：①×今後30年間の企業会計の事業費÷過去5年間の企業会計の事業費

4 収支フレーム（案）

収支均衡に向けて、令和4～8(2022～2026)年度の5年間で「収支フレーム」と位置付け、その後の令和9～13(2027～2031)年度の5年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

* 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。

* 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

(単位 億円)

	収 支 フ レ ー ム						収 支 見 通 し				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
市税	3,457	3,667	3,722	3,737	3,787	3,816	3,833	3,863	3,893	3,909	3,928
地方消費税交付金	329	322	326	318	333	346	337	339	341	332	343
地方譲与税・その他の県交付金	125	141	137	138	138	139	139	140	140	141	141
普通交付税・臨時財政対策債	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	132	103	104	104	105	105	105	105	105	106	108
退職手当債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
歳 入 合 計	4,155	4,303	4,359	4,367	4,433	4,476	4,484	4,517	4,549	4,558	4,590

減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20
投資的経費	238	334	297	259	240	236	253	224	223	218	247
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
大規模な投資的経費(新規分)	1	3	5	7	7	7	9	8	13	13	12
大規模な投資的経費(継続分)	69	151	106	60	38	39	56	31	34	38	29
基礎的な投資的経費	168	180	186	192	195	190	188	185	176	167	156
一部の社会保障関連経費	1,062	1,092	1,118	1,140	1,170	1,192	1,204	1,217	1,231	1,245	1,257
高齢者福祉	332	345	348	353	363	374	384	395	407	418	428
障害者福祉	237	245	254	256	260	261	263	265	267	270	272
生活保護	142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
保育事業(待機児童対策)	311	319	333	348	364	374	374	374	374	374	374
小児医療費助成	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
公債費(諸費を除く)	680	692	698	695	686	667	659	660	640	654	647
管理的経費・政策的経費	2,461	2,458	2,457	2,421	2,412	2,400	2,405	2,410	2,417	2,407	2,414
職員給与費	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
管理的経費	502	488	488	462	461	462	461	461	460	460	463
政策的経費(中学校給食等PR費)等	710	721	720	710	702	689	695	700	708	698	702
歳 出 合 計	4,441	4,576	4,570	4,515	4,508	4,495	4,521	4,511	4,531	4,544	4,585

収 支	▲ 286	▲ 273	▲ 211	▲ 148	▲ 75	▲ 19	▲ 37	6	18	14	5
-----	-------	-------	-------	-------	------	------	------	---	----	----	---

減債基金からの借入残高	813	1,086	1,297	1,445	1,520	1,539	1,576	1,576	1,556	1,536	1,516
-------------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

決算見込ベース

減債基金からの新規借入 (返済は△表記)	241	228	166	103	30	△ 26	△ 8	△ 51	△ 83	△ 79	△ 70
減債基金からの借入残高	768	996	1,162	1,265	1,295	1,269	1,261	1,210	1,127	1,048	978

※決算における収支改善を見込んでいます。(年45億円H24(2012)-R2(2020)平均)

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

出典：「今後の財政運営の基本的な考え方（改定案）」

5 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例

～川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備～

ア 背景

平成20（2008）年3月に策定された「富士見周辺地区整備基本計画」においては、「大ホール機能は、改築後の体育館（現川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき））に機能移転すること、会議室、学習室等の市民館機能は現位置で改築することを基本」とされ、「立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る」こととしていました。

「富士見周辺地区整備基本計画」は策定から約10年が経過し、社会状況等の変化に対応するため見直しを行い、平成30（2018）年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区における市民館機能は、川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の建物の一部に、移転することが決定しました。

■富士見周辺地区整備基本計画（平成20（2008）年3月）

富士見周辺地区整備基本計画における教育文化会館の位置付け

教育文化会館及び県立川崎図書館敷地に市民館機能と川崎区役所機能の複合化を想定



- ① 教育文化会館の老朽化
- ② 川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）の開館と教育文化会館大ホールの閉鎖
- ③ 富士見中学校の生徒数の増加
- ④ 川崎区役所移転の緊急性が低下
- ⑤ 県立川崎図書館の移転

■川崎区における市民館機能のあり方について（平成30（2018）年3月）

方向性見直しのポイント

- 1) 教育文化会館は、建物及び設備の老朽化が著しく早急に対応を図る必要がある。
- 2) 市民の多種多様な学びの場として、川崎区における市民館機能を維持する必要がある。
- 3) 川崎区役所移転の緊急性の低下により、区役所との複合化での整備について見直す状況にある。
- 4) 教育文化会館の周辺に、市民館として移転活用のできる既存施設があり、既存施設の活用は、単独での改築より経費の節減が可能で効率的である。また、継続的な市民利用が可能となる。
- 5) 現位置での改築でなく移転することにより、その跡地について、教育委員会として長年の懸案である富士見中学校の教育環境の向上に活用する検討が可能となる。

川崎区における市民館機能は、現位置での改築ではなく、既存施設への移転により再整備を図る。

川崎区における市民館の再整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内に移転する。

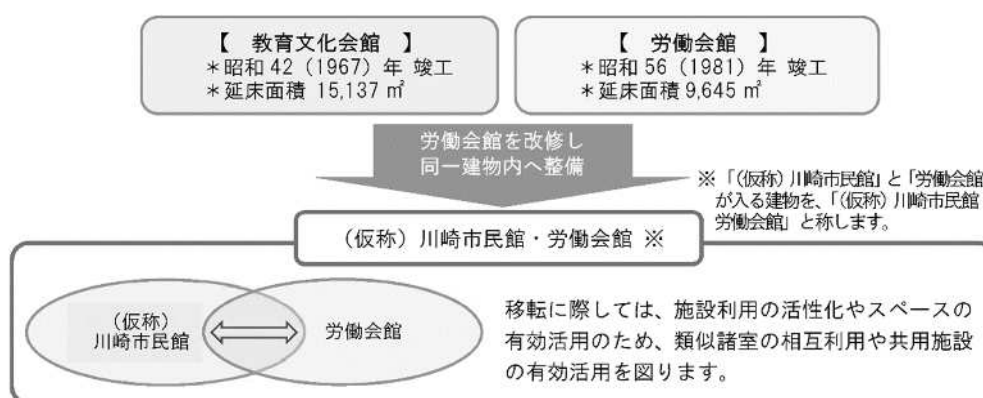


イ 再編整備の概要

【再編整備の狙い】

- ◆川崎区の生涯学習施設である教育文化会館を、労働者の福利厚生施設である労働会館内に移転させることで、各施設の利用者にとって、新たな活動を始めるきっかけや利用者相互の新たな交流の促進、利用者の活動が活性化することなどが期待されます。
- ◆両施設が集約されることで、午前・午後・夜間の幅広い時間帯で、より多くの利用者の来館が見込まれます。人が多く集まることによる施設の賑わいや楽しさが生まれ、各館のそれぞれの魅力が増すとともに、周辺のまちづくりにおいても、こうした拠点施設が、川崎区内や富士見公園における地域・地区の核としての役割を担うことも期待されます。
- ◆利用率などの状況を踏まえ、必要となる諸室の再配置を行うことで、利便性の向上や市民ニーズに合った施設の最適化が図られるため、施設利用の促進につながるほか、施設の共通化などによる経費の縮減を図ることが見込まれます。

図 再編整備イメージ図



【再編整備の内容】

教育文化会館は、川崎区の市民館として、労働会館に移転し、移転後も継続して社会教育振興事業を実施するとともに、現在の利用状況等を踏まえて、市民の多種多様な学びや活動に必要な会議室及び教養室等を設置します。

労働会館については、社会情勢や労働者を取り巻く環境の変化、現在の利用状況等を踏まえて、労働会館として必要な諸室を設置します。

【整備手法】

構造躯体は適切な施設・設備の改修を前提として、令和元（2019）年度から77年間利用可能との評価結果であること、耐震補強に伴うスケルトン改修を契機とし、設備等の更新を実施することが効率的・効果的であること、大規模改修により改築同程度の機能改善が見込まれること、長寿命化は改築と比べ一層の脱炭素化への貢献が実現できること等を踏まえ、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、大規模改修や予防保全等による施設・設備の改修を計画的に実施することにより、今後60年程度の施設利用を目指します。

6 かわさき市民アンケートによる調査

(1) かわさき市民アンケート調査概要

公共施設のあり方に関する市民の声を把握するため、令和3（2021）年度第1回かわさき市民アンケートの調査項目の一つとして、公共施設に関する調査を行いました。

【令和3（2021）年度第1回かわさき市民アンケートの概要】

（調査対象）	川崎市在住の満18歳以上の個人
（調査方法）	インターネット調査
（実施日）	令和3（2021）年9月3日～9月13日
（有効回収数）	1,500 標本

(2) 公共施設に関する調査の実施結果概要

ア 公共施設の適正な配置に関する考え方

財政状況や将来の人口構造の変化等を鑑みると、将来的に求められる公共施設の量や質を踏まえつつ、施設のあり方について考えていく必要があります。公共施設の適正な配置について考えるにあたり、AとBの考え方ではどちらの方があなたのお考えに近いと思われますか。項目ごとに最もあてはまるものを1つずつ選んでください。

A: 公共施設の配置やあり方について、専門的でよくわからないし、あまり関心がない

B: 公共施設の配置やあり方について、行政からの情報発信や今後の取組に関心を持っている

	全体 (人)	Aに近い	どちらか というAに 近い	どちらか というBに 近い	Bに近い	Aに近い +どちらか というA に近い	どちらか というBに 近い+B に近い
全 体	1,500	16.5%	40.3%	34.6%	8.7%	56.7%	43.3%
性別							
男性	765	16.1%	38.6%	35.9%	9.4%	54.6%	45.4%
女性	724	16.6%	42.4%	33.0%	8.0%	59.0%	41.0%
選べない・答えたくない	11	36.4%	18.2%	45.5%	0.0%	54.5%	45.5%
年代 (10歳区分)							
18～29歳	284	23.6%	42.3%	27.5%	6.7%	65.8%	34.2%
30～39歳	274	20.8%	37.6%	32.8%	8.8%	58.4%	41.6%
40～49歳	311	15.1%	43.4%	33.4%	8.0%	58.5%	41.5%
50～59歳	279	15.8%	38.0%	38.7%	7.5%	53.8%	46.2%
60～69歳	186	11.3%	41.9%	36.0%	10.8%	53.2%	46.8%
70～79歳	166	6.6%	37.3%	43.4%	12.7%	44.0%	56.0%

回答した市民のうち56.7%が「公共施設の配置やあり方について、専門的でよくわからないし、あまり関心がない」の考えに近いと回答する一方、43.3%が「公共施設の配置やあり方について、行政からの情報発信や今後の取組に関心を持っている」の考えに近いことが分かりました。

また、若い世代ほど公共施設の配置やあり方に対する関心が薄く、年代が進むにつれて関心を持つ層が増える傾向にあることが分かりました。

なお、70代では全体の傾向と逆の「関心がある」層が多くなっています。

A:最寄駅に近いなど、施設への行きやすさや交通利便性を重視すべきだ

B:最寄駅から多少離れていたとしても、施設の使い勝手や機能、提供されるサービスが充実しているほうがよい

		全体 (人)	Aに近い	どちらか というとAに 近い	どちらか というとBに 近い	Bに近い	Aに近い +どちらか というとA に近い	どちらか というとBに 近い+B に近い
全 体		1,500	20.1%	45.2%	28.0%	6.7%	65.3%	34.7%
性 別	男性	765	18.7%	43.5%	30.2%	7.6%	62.2%	37.8%
	女性	724	21.3%	47.2%	25.7%	5.8%	68.5%	31.5%
	選べない・答えたくない	11	45.5%	27.3%	27.3%	0.0%	72.7%	27.3%
年 代 (10歳区分)	18～29歳	284	27.8%	40.5%	25.0%	6.7%	68.3%	31.7%
	30～39歳	274	19.0%	42.7%	32.5%	5.8%	61.7%	38.3%
	40～49歳	311	19.6%	46.3%	26.7%	7.4%	65.9%	34.1%
	50～59歳	279	18.6%	48.0%	26.2%	7.2%	66.7%	33.3%
	60～69歳	186	17.7%	50.5%	28.5%	3.2%	68.3%	31.7%
	70～79歳	166	15.1%	44.6%	30.7%	9.6%	59.6%	40.4%

回答した市民のうち 65.3%が「最寄駅に近いなど、施設への行きやすさや交通利便性を重視すべきだ」の考えに近いと回答する一方、34.7%が「最寄駅から多少離れていたとしても、施設の使い勝手や機能、提供されるサービスが充実しているほうがよい」の考えに近いことが分かりました。

A:提供される機能やサービスが変わらない、もしくは低下したとしても、各地域に置かれている施設については、そのままの数を残したい

B:提供される機能やサービスが充実・向上するのであれば、いくつかの施設を1つの施設に集約・統合したほうがよい

		全体 (人)	Aに近い	どちらか というとAに 近い	どちらか というとBに 近い	Bに近い	Aに近い +どちらか というとA に近い	どちらか というとBに 近い+B に近い
全 体		1,500	6.9%	30.3%	45.5%	17.3%	37.2%	62.8%
性 別	男性	765	8.2%	29.3%	44.6%	17.9%	37.5%	62.5%
	女性	724	5.2%	31.2%	46.8%	16.7%	36.5%	63.5%
	選べない・答えたくない	11	27.3%	36.4%	18.2%	18.2%	63.6%	36.4%
年 代 (10歳区分)	18～29歳	284	10.2%	33.5%	38.0%	18.3%	43.7%	56.3%
	30～39歳	274	6.2%	32.8%	46.0%	15.0%	39.1%	60.9%
	40～49歳	311	6.1%	29.3%	45.3%	19.3%	35.4%	64.6%
	50～59歳	279	6.8%	29.7%	44.8%	18.6%	36.6%	63.4%
	60～69歳	186	6.5%	28.0%	52.7%	12.9%	34.4%	65.6%
	70～79歳	166	4.8%	25.9%	50.6%	18.7%	30.7%	69.3%

回答した市民のうち 37.2%が「提供される機能やサービスが変わらない、もしくは低下したとしても、各地域に置かれている施設については、そのままの数を残したい」(A)の考えに近いと回答する一方、62.8%が「提供される機能やサービスが充実・向上するのであれば、いくつかの施設を1つの施設に集約・統合したほうがよい」(B)の考えに近いことが分かりました。

イ 公共施設の数や面積の削減に関する考え方

川崎市における将来の人口動向（2030 年以降人口減少見込）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかななくてはならなかった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。

【最も優先して削減していく必要があると考えるもの】

	全体 (人)	類似の機能を持った施設が同じ地域にあるような施設	民間施設で代替可能な施設	利用者が少ない施設	一部の個人や団体に利用が偏っている施設	施設運営等にかかるコストが大きい施設	建物・設備が老朽化している施設	その他
全 体	1,500	29.2%	10.6%	20.7%	12.9%	10.4%	15.7%	0.6%
性別								
男性	765	33.1%	10.8%	18.4%	13.9%	11.0%	11.9%	0.9%
女性	724	25.0%	10.4%	23.1%	11.9%	9.9%	19.5%	0.3%
選べない・答えたくない	11	36.4%	9.1%	18.2%	9.1%	0.0%	27.3%	0.0%
年代（10歳区分）								
18～29歳	284	33.8%	10.2%	20.8%	11.3%	6.0%	17.6%	0.4%
30～39歳	274	32.8%	11.3%	18.6%	10.9%	9.9%	16.4%	0.0%
40～49歳	311	27.3%	11.9%	21.2%	8.7%	13.5%	16.1%	1.3%
50～59歳	279	24.4%	11.5%	22.9%	18.6%	11.1%	10.8%	0.7%
60～69歳	186	28.0%	8.6%	18.8%	15.6%	12.4%	16.1%	0.5%
70～79歳	166	28.3%	8.4%	21.1%	13.9%	9.6%	18.1%	0.6%

【最も優先して削減していく必要があると考えるもの】について、「類似の機能を持った施設が同じ地域にあるような施設」が 29.2%と最も多く、「利用者が少ない施設」(20.7%)、「建物・設備が老朽化している施設」(15.7%)、「一部の個人や団体に利用が偏っている施設」(12.9%)といった回答がそれに続いています。

施設の数や面積の削減を検討する場合、機能や利用状況、老朽化に着目する考え方が比較的多いことが分かりました。また、民間施設への代替可能性や施設運営にかかるコストに着目する考え方も一定程度ありました。

ウ 施設で提供される機能（サービス）に関する考え方

現在の施設に対して、今の機能（サービス）の他に、提供する機能（サービス）を増やしてほしいと感じる施設はありますか。最もあてはまるものを1つ選んでください。

		全体 (人)	市民活動 施設	スポーツ 施設	文化施設	青少年 施設	高齢者 施設	具体的に そう感じる 施設はない
全 体		1,500	6.7%	23.6%	12.2%	2.1%	11.9%	43.5%
性 別	男性	765	6.1%	28.5%	11.2%	2.4%	11.1%	40.7%
	女性	724	7.0%	18.5%	13.3%	1.8%	12.8%	46.5%
	選べない・答えたくない	11	18.2%	18.2%	9.1%	9.1%	0.0%	45.5%
年 代 (10歳区分)	18～29歳	284	7.4%	32.4%	10.2%	4.9%	3.2%	41.9%
	30～39歳	274	5.5%	24.8%	14.6%	3.3%	4.7%	47.1%
	40～49歳	311	7.1%	28.0%	8.7%	1.9%	8.7%	45.7%
	50～59歳	279	5.0%	20.8%	10.0%	0.7%	15.8%	47.7%
	60～69歳	186	5.9%	15.1%	16.7%	0.5%	18.8%	43.0%
	70～79歳	166	10.2%	12.7%	16.9%	0.0%	30.1%	30.1%

今の機能（サービス）の他に、提供する機能（サービス）を増やしてほしいと感じる施設について、「スポーツ施設」(23.6%)、「文化施設」(12.2%)、「高齢者施設」(11.9%)、「市民活動施設」(6.7%)、「青少年施設」(2.1%)のほか、「具体的にそう感じる施設はない」(43.5%)との回答も多くありました。

回答結果の傾向について、60代以上では「スポーツ施設」と回答した割合が少なく、その分「高齢者施設」と回答した割合が多くなっています。逆に、50代以下では「スポーツ施設」と回答した割合が多く、その分「高齢者施設」と回答した割合が少なくなっています。

提供される機能やサービスを重視しつつ、施設の最適な配置等の取組を進めていった際に、今後充実して欲しいと思う機能はどのような機能ですか。

【最も充実して欲しい機能・スペース】

			全体	集会や講習会等が行える機能を有したスペース	音楽練習等が行える防音機能を有したスペース	料理実習等が行える機能を有したスペース	工作や手芸等が行える機能を有したスペース	体操や卓球等の軽い運動が行える機能を有したスペース	その他
全 体			1,500	30.7%	15.8%	7.3%	8.5%	33.7%	4.0%
性別	男性		765	34.0%	13.9%	7.1%	8.6%	32.0%	4.4%
	女性		724	26.9%	17.7%	7.6%	8.6%	35.6%	3.6%
		選べない・答えたくない	11	45.5%	27.3%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%
年代 (10歳区分)	18～29歳		284	28.5%	21.8%	7.7%	6.3%	33.8%	1.8%
	30～39歳		274	24.8%	17.2%	9.5%	10.9%	35.8%	1.8%
	40～49歳		311	27.0%	16.4%	9.0%	9.6%	34.7%	3.2%
	50～59歳		279	32.3%	13.6%	5.7%	7.5%	35.1%	5.7%
	60～69歳		186	38.2%	12.4%	3.8%	8.6%	30.1%	7.0%
	70～79歳		166	39.8%	9.6%	6.6%	7.8%	29.5%	6.6%
	性別×年代	男性	18～29歳	139	32.4%	20.9%	6.5%	5.0%	33.8%
30～39歳			142	27.5%	16.9%	8.5%	11.3%	33.8%	2.1%
40～49歳			161	30.4%	13.7%	6.2%	9.3%	36.6%	3.7%
50～59歳			146	34.9%	11.0%	6.8%	8.2%	33.6%	5.5%
60～69歳			93	43.0%	9.7%	3.2%	7.5%	26.9%	9.7%
70～79歳			84	42.9%	7.1%	11.9%	10.7%	20.2%	7.1%
女性		18～29歳	138	24.6%	21.7%	9.4%	8.0%	34.1%	2.2%
		30～39歳	130	21.5%	17.7%	10.0%	10.8%	38.5%	1.5%
		40～49歳	148	22.3%	19.6%	12.2%	10.1%	33.1%	2.7%
		50～59歳	133	29.3%	16.5%	4.5%	6.8%	36.8%	6.0%
		60～69歳	93	33.3%	15.1%	4.3%	9.7%	33.3%	4.3%
		70～79歳	82	36.6%	12.2%	1.2%	4.9%	39.0%	6.1%
選べない・答えたくない		18～29歳	7	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%
		30～39歳	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		40～49歳	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		50～59歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		60～69歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		70～79歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【最も充実して欲しい機能・スペース】は「体操や卓球等の軽い運動が行える機能を有したスペース」が 33.7%と最も多く、次いで「集会や講習会等が行える機能を有したスペース」(30.7%)、「音楽練習等が行える防音機能を有したスペース」(15.8%)と続いています。

回答結果の傾向について、「集会や講習会等が行える機能を有したスペース」に関しては、60代以降（特に男性）で高い割合を占めました。また、「体操や卓球等の軽い運動が行える機能を有したスペース」に関しては、女性のすべての年代で高い割合を占めています。

資産マネジメント第3期実施方針案

令和4(2022)年2月

(お問い合わせ先)

川崎市総務企画局公共施設総合調整室

電 話 044-200-0735

F A X 044-200-3627

E-mail 17koukyo@city.kawasaki.jp